

SOULFUL DAYS

逆
縁

— 或る交通事故の顛末 —



RYOUKOよ、おまえは悲母観音になるのだ

RYOUKO よ

RYOUKO、*RYOUKO*、*RYOUKO* よ
おまえは、まだ宙吊りのままに
空のなかほどにあつて
焼き尽くされ、小さな器に盛られた
おのが骨片を、見ているのだろうか



RYOUKO、*RYOUKO*、*RYOUKO* よ
あの一瞬の出来事、あれはいったいなんだったのか
おまえにわかるはずはなく、呑み込めるはずもなく
ただただ、怪訝な面付きで、おのが骸を眺めやるしかないおまえ

RYOUKO、*RYOUKO*、*RYOUKO* よ
あの瞬間、思いもよらぬ衝撃に、うすれゆく意識のなかで
おまえの網膜に映じたのは、どんな像であったのか
ベッドの上でひたすら眠りつづける姿を見たときから
詮なくもただそればかりを想い、考えるしかないオレなのだ

RYOUKO、*RYOUKO*、*RYOUKO* よ
すでに此方と彼方に分かたれ、けっして交えぬ場処にあれば
応えられるはずもないおまえに、投げつけることばの数々は
虚しく空にひびき、この身に還っては、ただ墜ちくるばかり

RYOUKO、*RYOUKO*、*RYOUKO* よ
おまえは成仏なぞするな、浄土へなぞ往かずともいい
これからはずっと、オレの傍にいろ
これからはずっと、このオレにべったり、貼り付いていればいい

目次

RYOUKO よ	Koto no Hajimari—事のはじまり
この日、私は…	急性硬膜下血腫
急性硬膜下血腫Ⅱ	脳浮腫と脳ヘルニア
脳死とは	脳低体温療法
兄妹たちへ	事故の相手 T K へ
O 君の憤死	二七日
不慮の死と、山頭火	T K の父親へ返書
俱会一処	ヒロイズムと…
ある朝突然に…	転一步たるか…
「もらい事故」だと	脇見と無灯火？
告訴すれど…	在日の影
ドライブレコーダー	壁は穿てるか…
やっと動いた！	後遺症に苦しむ M
内奥の傷痕	処罰感情
民事訴訟はじまる	悲母観音に…
一年を経て…	再ドライブレコーダー解析
9. 17 という日	山巔は見たか—
地検、現場検証へ？	地検、審理終結へ
事の本質とは	略式起訴！
一矢報いるか？	若い検事と弁護士と
子の罪、親の罪	スタートラインに立てたか
交通検察と副検事	秤と剣、法廷という名の虚構
梯子外されて…	もうなにも…
述べられなかった意見陳述草稿	被害者参加人の意見陳述とは
予想外、重い判決	被告 T K からの答弁書
三回忌に迎える山場	猿芝居はもう幕切れ近く
和解案提示さる	これで終り…？
Postscript—あとがきにかえて	

Soulful Days 0 Koto no Hajimari—事のはじまり

2008年9月9日午後8時15分頃、

いつも夜の出勤の際に使っているOMタクシーに乗車（車種はエステマ）、発進してまもなくの辰巳橋南交差点（大阪市西区と港区との境界線上）を右折の際、対抗からの直進車と衝突、左ドア側からの直撃を受けた。事故直後、激しい衝撃で意識不明に陥ったもようで、偶々すぐ後ろを走っていたパトカーが救急車を出動要請、法円坂の大阪医療センター（旧国立大阪病院）に搬送された。

6時間ほどの救急治療を受けるも意識不明のまま、瞳孔反応もないままという。

午前4時頃、治療にあたったW医師から症状の説明を受けた。もっとも生命に関わるとみられる症状は、脳外傷による急性の硬膜下出血である、と。これは受傷後3日が危機の山となり、以後二週間ほどの推移が命をとりとめるか否かの決め手となるもよう。

他に、肝臓部に外傷、脾臓にも傷痕、ともに変色が見られ、左胸部肋骨の上部に骨折、骨盤の仙骨部左右が骨折、右脚部膝下部位に骨折、と。

9月10日、午後3時過ぎの面会后、担当医のW医師曰く、硬膜下の出血は比較的低量であり改善は期待できるのだが、この症例の場合、問題なのは脳の腫れ（脳浮腫）の状態如何であり、この脳浮腫が甚だしくみられ、予断の許されない状態にある、と。

OMタクシーの保険会社F火災の二人と面談、一次報告。当面の必要書類に記入をと書類を受領。

午後8時前に再び面会をしたが、容態は好転もなくさりとて悪化もしていない様子、一進一退というところか。

事故当時のOMタクシーのM運転手が来ていた。憔悴しきっている。本人も外傷がありかなり不調とみえるのに気の毒なことである。それにしても保険会社の曰く、交差点における直進車と右折車の事故の場合、過失割合は8:2或は7:3だという形式論でしかない判断が優先されるのは、まことに遺憾。

また、RYOUKOの友人、若い女の子二人と、あとから男性がひとりやってきた。もちろんいずれも仕事仲間である。男性の方はずいぶん付き合いが長い。面会の許可については気の毒だが丁重にお断り申し上げた。現在の容態についてはかなり詳しく説明をしておいた。女の子のひとりはずいぶん泣きじゃくっていた。

9月11日、午後3時の面会にはIkuyoが先に来ていた。OMタクシーの社長も直々の到来で他二名の社員と待っていた。

脳浮腫を表す数値は昨夜の130代よりいくぶんか（100～110）下がっているが、5～20以内が正常値範囲というらしいから、ほんの僅か、取るに足らない変化のようだ。

W医師は、明朝、平常体温に戻していくつもりだ、という。あらためてCTなど諸検査を行う

のだろうか。そのうえで頭骨開口手術など次の手が検討されるのか…。Ikuyoは憔悴しきり、家に独りきりだというのが問題だ。

夜、再訪。先に見舞ったDaisukeが門前で待っていたらしく、声をかけられて立ち話。3階へ上がるとまともM運転手が待っていた。事故の現場検証は、科捜研も出動して、詳細をきわめ、何時間も要したらしい。彼もまたかなり憔悴している。再々来ずとも、電話でいいから、と云っておいた。

容態は午後の時と数値も変わらず、まったく変化がないように見えた。顎を固定していた器材が外されていたが、まさか暴れたわけではあるまい、低体温で仮死状態にある身にそんなことは出来るはずがない。

3日目の夜(9/12)7時半、とうとう主治医のW医師から断を下された。もう手の施しようがないこと、全脳死だということ、酸素吸入器をいつ外すか、家族で決めていただきたいと、非情にも死の宣告。一縷の望みもないからすみやかに諦めろ、覚悟せよ、ということだ。

深夜、私は、事故以来のこれまでの経緯を綴っていた。翌朝早く、その書面を私の兄弟たちへFAXした。Daisukeは、RYOUKOの友人・知人たちへ、事の次第を電話で告げた。

そんなわけで、13日の集中治療室前は、昼も夜も、駆けつけた人々でときならぬ賑わいとなった。

9月14日午後7時14分、永眠。

その一時間半ほど前、IkuyoとDaisukeと私の三人は、当直の担当医と話し合いの場を持ち、その席で「これ以上の延命治療は止めてください」と申し入れをした。

それから一時間も経っていただろうか、血圧保持の投与剤交換の時がやってきて、外し替えようとした際に血圧が急降下した。これまでならその際に大量の薬剤投与を行っていたのだが、早速これを止めたから血圧は非常に低い状態のままで、いまにも呼吸停止の危機がやってきた。外にいた我々はすぐに呼ばれ、驚き慌ててベッドの傍らで見守った。

Soulful Days 1 この日、私は…

08. 09. 09

二年前の9月9日、夜の9時をいくらか過ぎていたろう。夕食もとっくに終えた私は、気楽にテレビでも見ていたのだろうか。

携帯が鳴ったのでおもむろに取ってみると、慌てて急き込んだような声の主は、RYOUKOの母親、つまりは別れた前妻であった。

「RYOUKOが、RYOUKOが…、事故に、交通事故に…」、切れ切れに、そんな言葉の断片が耳に響いて、思わず声をあげてしまった。

「えっ、なに、どうしたって？ RYOUKOが、事故！」

「RYOUKOが、タクシーで、事故に遭った…、救急車で、法円坂の、国立の、救急医療センターに、運ばれたって…、私も、いま、病院に、向かってるところ…、Daisukeにも、さっき連絡した、まだ仕事してた、すぐ、駆けつけるって…」

私が、法円坂の救急医療センターに着いたのは、もう10時近い頃だった。すでに弟のDaisukeも来ており、母親のIkuyoを気遣いながら、傍に座っていた。

だが、RYOUKOの怪我は、容態は、これが皆目わからない、病院に担ぎ込まれ、集中治療室に入ったきりで、どんな事態やら、まったくなにもわからない…。

この日、私はいったいなにをしていたのか、記憶がない。まったく思い出せないので、自身のブログにあた

ってみた。

めずらしいことに私は、この日ひとりで南の映画館に出かけている。WowWowなどで観ることはあっても、わざわざ映画館にまで行って観るなどずいぶんとひさしぶりのことだが、そんな重い腰を上げたのは、この数日前に、劇団Hの座長T君と電話で話した際、是非にと薦められていたからだった。

映画は「闇の子供たち」、梁石日原作の同名小説を映画化したものだが、タイ北部の都市チェンマイを舞台に巣くう子どもの人身売買、幼児買春の実態を背景に、日本人家族の絡む臓器移植で、生きながらの子どもを臓器提供させるといった闇の実態に迫るといふ、残酷なまでの裏社会を描く、重く強烈なプロテストとなる映画で、客席で映像を追うこと自体、心に負荷のかかりすぎるものだったが、ポスター写真にもなっていたカジュマルの大樹に縋りつく傷ましくも哀れな子どもヤイルーンの映像が、哀しくも残酷なのだけけれど美しかった。二時間半にも及ぶ長編で、この映画のさまざまなディテールがそのワンカットへと集約されている、といってもいい。

完成度の高い作品とは言えないが、たいへん貴重な映画、一見の価値ある映画だった。

午前から午後にかけてこの重い深刻な映画を観て、この日一日、気鬱という少しちがうけれど、なんだか鉛のような重いものを負わされて、あらぬ物思いに捕われていたような気がする。そんなところへ、事故の報せがきたのだった。

—二年後の 10. 09. 09 記す—

Soulful Days 2 急性硬膜下血腫

08. 09. 11

—Neuroinfo Japan—脳神経外科症患情報ページ—参照

硬膜とは頭蓋骨のすぐ内側にあり、頭蓋内で脳を覆っている結合織性の強い膜のこと。この硬膜内部で脳の表面に出血が起こると、出血した血液が硬膜の直下で脳と硬膜の間に溜り、短時間のうちにゼリー状に固まって、脳を圧迫することとなる。これが急性硬膜下血腫。殆どの症例が大脳の表面に発生するが、ごく稀に左右の大脳半球の間や小脳表面（後頭蓋窩）に発生することもある。

急性硬膜下血腫発生の原因の殆どは頭部外傷によるもの。その典型的な発生のしかたは、頭部外傷により脳表が損傷され、その部の血管が破綻して出血し、短時間で硬膜下に溜まるというものである。その他、脳自体の損傷はあまり強くなく、外力により脳表の静脈や動脈が破綻して出血するものもある。

受傷機転は転落、交通外傷、殴打等であり、あらゆる年齢層にみられるが、とくに高齢者に多くみられ、小児では稀だが、虐待による頭部外傷等では比較的多くみられることが知られる。また、若年者ではスポーツ中の頭部外傷の際にみられることもある。我が国の重症頭部外傷データベース—JNTDB—の結果（1998年～2001年）では、急性硬膜下血腫手術例は重症頭部外傷例中の31%、頭蓋内血腫手術例中の74%であった。重症頭部外傷例とは、呼びかけ（痛み刺激などで覚醒反応）で目を開けたり、受け答えをしたり、指示に従ったりすることがみられない症例のこと。

急性硬膜下血腫は強い外傷で起こることが多いために脳の損傷も強く、通常受傷直後から意識障害を呈する。ただ、前述したように、なかにはあまり脳自体の損傷はなく血管の損傷が主体のこともある。そのような場合には、血腫の増大に伴って徐々に脳が圧排され、受傷当初にははっきりしなかった意識障害が徐々に出現

してくることもある。高齢者の日常生活内での転倒による受傷や、若年者ではスポーツ外傷などで時にみられる。いずれにしても、意識障害は次第に悪化し多くは昏睡レベルに達する。受傷当初は意識障害がない例でも、一旦意識障害が発現するとその後は急激に悪化することが多く、予後はきわめて不良である。ただ、ごく稀ながら、早期に急性硬膜下血腫が自然消失あるいは縮小することがあり、そのような場合には血腫縮小に伴い意識障害が改善することもある。

Soulful Days 3 急性硬膜下血腫 II

08. 09. 12

—Neuroinfo Japan—脳神経外科症患情報ページ—参照

診断の確定は通常CTで行われる。CT上、急性硬膜下血腫は脳表を被う三日月型の高吸収域として描出される。出血は硬膜下腔に拡がるため短時間で血腫は形成され、通常片側の脳半球全体を覆うようになる。まれに大脳縦裂（大脳鎌と後頭・頭頂葉内側面との間）や後頭蓋窩に血腫が形成されることがある。

頭部CTなどで急性硬膜下血腫の診断がついた場合、緊急手術に備え準備を行う。CT上に脳の圧排所見があれば緊急手術を意図するのが普通である。意識清明かあるいは、意識障害が軽度でかつCT上の脳圧排所見もないような場合には、その後の状態悪化や手術適応となる可能性を十分認識したうえで、厳重な経過観察と保存的加療を行うこともある。また、稀には手術を意図しての準備中、あるいは待機中に意識障害が改善に向かう症例があり、このような症例では血腫が自然消退していくものもみられるが、例外的な症例と考えられる。多くの症例では意識障害は進行し、かつ急激な悪化をみることが多く、緊急手術によっても救命さえ困難な場合も多くある。

血腫を完全に除去し、出血源を確認して止血するためには、全身麻酔下に開頭して血腫除去を行うのが確実である。しかしそれでは間に合いそうにない場合や、非常に重篤で全身麻酔下の開頭手術に耐えられそうにない場合など、穿頭や小開頭で血腫除去を試みることもある。状況によっては救急処置室などで穿頭や小開頭である程度血腫を除去し、その後状態をみて全身麻酔下の開頭手術に移行することもある。また全身麻酔下の開頭手術に際し、術後の脳圧排を軽減するために、あえて開頭した骨片をもとの部位に戻さずに、皮下組織と皮膚のみで閉頭し（外減圧術）、1~2ヶ月後に状態が落ち着いた時点で、保存しておいた骨片を戻して整復するという方法がとられることもある。

頭部外傷、特に重症脳損傷例では頭蓋内に多発性に損傷を受けていることも多いため、術後に新たな頭蓋内血腫が出現したり、増大したりすることがある。CTなどによる厳重な観察が必要である。また一旦生じた脳損傷は、脳の腫れ（脳浮腫）や出血などさらに次の脳損傷（二次性脳損傷）へととぎれることなく進展していく。この二次性脳損傷を制御できなければ、結局は脳の腫れや圧排を改善させることはできず、最終的には脳死へと至ってしまう。また、たとえ救命できても後遺症としての脳機能障害が残ってしまうのが殆どである。

転帰は極めて不良。JNTDB（日本の重症頭部外傷データベース）の結果では、急性硬膜下血腫手術例の死亡率はじつに65%、日常生活や社会生活に復帰できた症例はわずか18%のみである。またたとえ日常生活や社会生活へ復帰した症例でも、ほとんどの症例が高次脳機能障害のために、家族も含め、満足な生活は送られていない。

脳浮腫と、二次性脳損傷としての脳ヘルニア

頭部外傷は脳組織や脳内あるいは脳の周囲の血管を傷つけたり引き裂いて、脳内出血、浮腫を引き起こす。最もよく見られる脳損傷は脳細胞のびまん性の広範囲にわたる損傷である。びまん性の損傷が脳細胞を膨張させ、頭蓋内圧を増す。結果として、力や感覚を失い、眠くなったり意識不明になる。これらの症状は、永久的損傷とリハビリテーションの必要性の高い重症の脳損傷を示唆する。浮腫が悪化すると圧が増加し、損傷を受けていない組織まで頭蓋に押しつけられて、永久的損傷や死に至る。危険な結果を伴う浮腫は通常外傷後 48～72 時間内に生じる。

頭蓋内圧亢進の最終段階である。頭蓋内病変によって、脳組織が圧迫されると圧力が低い方に偏位する。一部の組織はさらに障壁を越えて、他のスペースに嵌入していく。脳幹の圧迫症状が出現し瀕死の状態となる。頭部外傷によって、頭蓋骨よりも内側（頭蓋内）に血腫や脳のむくみ（脳浮腫）が生じると、脳は硬い頭蓋骨で囲まれて余分なスペースがないため、頭蓋内の圧が高まり（頭蓋内圧亢進）、軟らかい脳はすきまに向かって押し出されていく。この脳内組織が押し出されることを脳ヘルニアという。押し出された脳は深部にある生命維持中枢（脳幹）を圧迫し、呼吸や心臓の機能を損なうことになる。

Soulful Days 5 脳死とは

08. 09. 15

脳死とは何か—参照「救急医学から見た脳死」島崎修次

「人工呼吸器と脳死」

脳（中枢神経系）には、大脳、小脳、中脳、橋、延髄、脊髄という部分がある。このうち、中脳、橋、延髄を脳幹という。脳幹は、呼吸、循環などの生命に直結する機能の中枢をなしている。脳幹の機能が失われると、生命維持に欠かせない呼吸が止まって、もはや生きていけないということになる。

ところが、数十年前に人工呼吸器（Respirator）が発明されたことで、脳幹機能が廃絶して呼吸中枢機能停止によって自発呼吸が停止した人に、人工的に呼吸させることができるようになった。心臓はその自動性によって動くので、人工呼吸器で呼吸を維持すれば、脳幹機能が廃絶していても、呼吸と循環は一定期間維持していけるという事態が生まれた。これが脳死である。

「脳死の概念」

脳死という概念には次のものがある。1. 全中枢神経死：大脳、小脳、脳幹、脊髄まで、あらゆる中枢神経系の不可逆的な機能停止、2. 全脳死：大脳、小脳、脳幹を含む全脳髄の不可逆的な機能停止、3. 脳幹死：脳幹だけの不可逆的な機能を停止、の三つである。現在、日本では、脳死を「脳幹を含む全脳髄の不可逆的な機能消失」とする。つまり全脳死の考えをとっている。イギリスなどヨーロッパの一部の国では、脳幹死の概念を受け入れているが、多くの国では、大脳も含めた全脳死の立場をとっている。

全脳死、脳幹死、いずれの場合も、人工呼吸器がなければ呼吸による血液の酸素化ができないので、心臓は動き続けることはできない。呼吸ができないと心臓は数分で停止する。全脳死、脳幹死とも、人工呼吸器が

なければ、心臓を動かして体の循環を維持することはできないのである。

「植物状態との違い」

植物状態とは、大脳が機能廃絶、あるいは機能廃絶に近い状態になっているが、自発呼吸をつかさどる呼吸中枢のある脳幹部は完全に生きている状態である。したがって、植物状態と全脳死、あるいは脳幹死とは完全に一線が画される。

植物状態では、人間が生きるために基本的に必要な呼吸機能、あるいは循環系のコントロールは、正常、あるいは正常に近い状態で働いている。しかし、脳幹死、あるいは全脳死の状態ではこの機能が失われている。植物状態では、自発呼吸が弱いものから、ほぼ正常な程度の呼吸まで幅があるが、人工呼吸器はほとんど使わずに、栄養さえ与えれば生きていける。意識のレベルは低く昏睡状態であるが、呼吸、循環といった機能は残っている。脳死（脳幹死や全脳死）と、大脳が機能を失った植物状態とは、まったく異なっているわけである。

全脳死に陥った後、心臓が停止するまでの経過時間は、患者の個別ケースによってかなりの振幅を示している。約半数の脳死者は2〜3日で心停止に至る。この調査では最も長い人で83日であるが、今までに報告された最も長いものでは約100日である。脳死者の心臓は数日で止まる者もあれば、100日で止まる場合もある。積極的にカテコラミンや抗利尿ホルモンなどを投与すると、心停止に至る期間をながびかせることもできるが、通常は一週間でほぼ70〜80%が心停止に至る。

しかし、脳死が死であるという意味は、一定期間後に心臓が止まるからではない。脳幹を含む全脳の血流が不可逆的に途絶し、脳が融解壊死に陥るからである。

Soulful Days 6 脳低体温療法

08. 09. 17

脳低体温療法は、脳内毛細血管内圧低下による脳浮腫と頭蓋内圧亢進の抑制、脳内熱貯留の防止、脳内興奮性神経伝達物質放出抑制などの効果が期待されている方法である。

しかし、この脳低体温療法は心拍出量の減少免疫能の低下による呼吸器感染症、低カリウム血症、血小板減少症、敗血症やエンドトキシンショックなどの合併症は低体温の程度と密接に関係しており35℃程度では、その発生はわずかであるが、32℃前後になると高率に発生するとされている。

脳低体温療法は、脳にとっては良くて、生体には大きな侵襲を及ぼす二面性を持っている。そのため、単に身体を冷やせば良いというものではなく、各温度の変化に伴う生体の反応を十分に認識することが重要である。

97（H09）年という些か古い情報（文藝春秋4月号）だが、脳外科医だった柳田邦男氏が取材したという、こんな事例もあった。

「対光反射なし、瞳孔散大、意識レベル 300 C T（急性硬膜下血腫）、脳挫傷による脳全体の偏位」。これだけの悪条件をみると、経験豊かな脳外科医であれば、やはり「まず99%は助かりません」とご家族にお話しすることが多いと思います。但し実際C Tを見ていないため、急性硬膜下血腫・脳挫傷による脳全

体の偏位の程度がわからないため、ほんとうに低体温療法をしなければ助からなかった症例であるのかどうかは不明であります。また仮にCTを見ていても、細かな予測は困難であるというのが本音であります。しかしいずれにせよ、かなり重篤な病状であることは事実です。

H教授は、手術しても脳全体が浮腫を起こしてしまえば手術の意味がなくなると判断し、低体温療法をまず選択し、時期をみて手術する治療方針を決断した。

発症2日目、瞳孔は縮小した=よくなったが、3日目再び散大し、CTで血腫が拡大していた。手術が決行された。

発症7~9日目に二日かかりで体温はゆっくりと戻された。しかし戻した同夜、脳圧が急激に上昇し再び危険な状態となり低体温が再度行われた。3週間後、脳の皺は戻り、奇跡は起きた、と。

RYOUKOの蘇生は

この「低体温療法の奇跡」に

一縷の望みを託すしか

ほかに術はなかった……。

Soulful Days 7 RYOUKO よ

08. 09. 19

—2 頁に掲載—

Soulful Days 8 兄妹たちへ

08. 09. 20

「三人の兄と、ひとりの妹へ」

電話にてお知らせしようと思いましたが、書面FAXにて連絡するほうが、事態の流れをより正確に遺漏なく伝えられるかと思ひ直し、文章にしています。

RYOUKOのことです。

9月13日未明現在、RYOUKOは、法円坂にある独立行政法人国立病院機構「大阪医療センター」（以前の国立大阪病院）の集中治療室にあります。

9月9日午後8時30分過ぎ頃（推定）、そのRYOUKOを乗せたタクシー（車種エステマ）が、波除の家を出た矢先の辰巳橋南交差点を右折する際、9条方面より直進してきた自動車（車種ハイエース）と衝突するという事故が発生。

近頃のRYOUKOは、費用も安くつくとかで夜の出勤のためにOMタクシーに家まで来て貰って乗って出かけるのを常としていたとのこと。

右折し徐行しながら直進しかかっているタクシーに、対面方向からの直進車がかなりのスピードで走ってきて衝突したわけで、ちょうどRYOUKOの坐っていたタクシー後部を直撃したことになります。

ただちに救急車が呼ばれ、大阪医療センターに搬送されたのですが、RYOUKOは事故直後から意識不明だ

ったそうです。

私が、母親の Ikuyo から連絡を受けたのが午後 9 時過ぎ頃、彼女が救急員から連絡を受けて病院へ駆けつけるタクシーの中からでした。

Ikuyo も、そして私も、仕事で泊りだった為、少し遅れて駆けつけた弟の Daisuke も、救急治療室で治療を受ける RYOUKO の姿を垣間見ることも叶わず、容態もなにもわからず、ただ室外で待つばかりで 3 時間くらいの時が経ちました。

突然、担架に乗せられ、身体中にいろいろな器具を取り付けられた RYOUKO が、医師や看護師らに運び出され、目の前を通り過ぎていきました。一言聞きえたのは、救急治療は一応終えてこれから別室でいろいろな検査をする、といったようなことでした。

我々三人もその後を追ってその病室の前で、まったく容態の分からぬまま、またもただ待つばかりの 3 時間あまりを過ごしました。

午前 4 時を過ぎる頃、今度は 3 階にある集中治療室に運ばれました。そしてやっと面会が許され、続いて別室で医師から症状の説明を受けました。

病院に運び込まれた時点からずっと意識不明であること、瞳孔反応もないこと、事故の衝撃で脳内に急性硬膜下血腫を起していること、脳の腫れ（脳浮腫）も併発していること。助かる見込みは？と問えば、可能性はかなり低いこと…、といったことがその概略でしたが、そもそも硬膜下血腫がどれほど危険なものか、脳浮腫との因果関係は？ 我々に分かる筈もなければ、医師がもう助からないのだと断定しているわけではない、ということに望みを託すしかありません。

医師はすでに集中治療室において低体温療法の治療体制をとっており、この処方を、3 日間を目処に行っていくという。その結果、たとえどんなに脳の高次機能障害が遺ることになろうとも、RYOUKO が生きる、生きられるのであれば…、このまま死にゆくなんて、受け容れられる筈がありません。

それから昨夜までの 3 日間、許される面会は午後 3 時から 8 時までのあいだの 30 分間、原則として家族のみ、感染等のリスクがあるので中学生以下は不可。

その短い時間を、Ikuyo、Daisuke、私の三人が、それぞれ一緒にあるいは個別にと、生きているか死んでいるか分からぬ、じっと不動のままひたすら眠りつづける、実際のところは現代医療の技術と機器で辛うじて生かされているにすぎない RYOUKO に会い、ただ見つめてきました。

昨夜（9/12）7 時半、救急治療をしてくれた医師がそのまま主治医を担当してくれていたのですが、その医師から家族に今後につき話をしたいとのことで、この日も二度目の面会に行きました。

Ikuyo も、Daisuke も、それに私にしても、まだなんらかの治療の試み、それが脳の切開手術なのか別の手立てなのかは分からない、絶望的だけれどまだなにか、それは RYOUKO にも私らにもとても苛酷なことだろうけれど、そういうことを聞かされるものと思って行ったのですが…、

意に反して、もう助かることはない、という冷厳な事態にまともに向き合うしかないというものでした。

すでに脳は死んでいること、ずっと瞳孔反応がまったくないということですから、脳幹も死んでいる、全脳死だということ。

ひるがえって、事故直後、救急で運び込まれ、治療にあたっていたその時点から、すでに脳死状態にあったということ。

いまはまだ延命治療をしているにすぎないという事実を、家族みんなが真正面から受けとめ、いつまで続け

るのか、いつ打ち切るのか、あの RYOUKO の呼吸を止める、その時、その決定を、三人の家族に委ねられたのだ、というものでした。

13 日未明現在、Ikuyo も、Daisuke も、私も、今日ただちに「もう結構です、どうぞ機器を外してやってください」とはとても言えそうもありません。

かたわら RYOUKO には苛酷なことを強いてしまっていることなのだけれど、なお一兩日のあいだ、断を下せそうもない、下さない、と考えています。

RYOUKO のこと、ことここにいたるまで、お知らせできなかったこと、お知らせしなかったこと、水臭い奴あるいはそれでも兄弟かとの誹りを受けるかもしれませんが、どうかお許し願います。

Ikuyo からも、Daisuke からも、洩れ知らせることがなかったようで、この未明それを確かめたうえ、こんな形をとることにしました。ほんとうに申し訳ありません。

08. 9. 13 早朝記す

以後、13 日と 14 日の午後は、急を聞いた兄弟親族らと、Daisuke を起点に連絡のついた RYOUKO の友人たちがつぎつぎと見舞に訪れ、集中治療室前の控えのコーナーは思わぬ賑わいをみせていた。

その足もほぼ途絶えた 14 日夕刻、我々三人は最後通告たる覚悟を確認しあったうえで、当直医に面談を申し入れ、その意志を伝えた。

「これ以上の延命治療は、もう結構です」と。

それから一時間も経っただろうか、血压維持の薬剤投与交換の時に血压が急降下した。これまでならその際に大量の薬剤投与をしたり、機器を使って無理にも血压を上げていたのだが、早速これを止めたのだから血压は 20~25 あたりを推移するのみで、いまにも呼吸停止の危機がやってきたらしい。

外にいた我々はすぐに呼ばれ、驚き慌てて駆け込む。RYOUKO はすでに虫の息同然だった。ベッドの傍らで見守ること数分、RYOUKO は静かに息を引き取った。当直医が、瞳孔を診、脈をとり、死を告げた。

平成 20 年 9 月 14 日午後 7 時 14 分、RYOUKO 死す。

昭和 44 (1969) 年 5 月 15 日生れの、39 年と 4 ヶ月の生涯は、ここに呆気なくも幕を閉じた。

翌夕、午後 7 時より通夜、告別式は 16 日午後 1 時 30 分より、会場は港区夕風の間 J 寺。

日頃稽古場としてお世話になっている A 学園こと J 寺の A さんをお願いし、導師をも務めていただいたわけである。

通夜も本葬も、RYOUKO の友人らがたくさん駆けつけてくれた。

Soulful Days 9 事故の相手 TK へ

08. 09. 25

交通事故というものの、どんな場合も偶然に満ちたものであり、僅かなスキ、ほんの些細なミスから起こるもので、運転手双方に故意はまったくないものだから、事故当初から、その甲乙いずれに対しても責めたり恨んだりの気持はもつまいと思ってきた。

それぞれほんの小さな過失で、第三者（この場合搭乗者）に瀕死の重傷を負わせたり、死に至らしめたりすれば、常人なら良心の呵責はとて大きく深いものがある筈で、その負い目は生涯にも及ぶものになろう。それが人としての自然な心だろうし、またその呵責は当事者にしか計り知れぬものでもあろう。

そう考えれば、家族として責めることも恨むこともあるまい、自身の痛みや悲しみを他のものに転化してしまつては、自分自身をも見失ってしまうことになるのだ、と。

ところが、事故の相手方の運転手は、まだ27歳の若者だが、14日の夜、西警察署からRYOUKOの死を伝えられるまで、病院に来ることもなく、連絡もしてこなかったのである。私の推測では、保険屋などがいうところの「交差点での事故は、悪くとも右折車7割、直進車3割の過失割合」の常識から、自分にはほとんど過失がなく、自分もまたむしろ被害者なのだというすりかえの論理で、RYOUKOの悲劇を直視せず、おのが眼と心を閉ざしてきたものと思われる。

近頃の若者に特有のジコチュー論理とでもいうか、僅かなミスであれ、それが惹き起こした悲惨な現実から眼を背ける、とんでもない甘えの構造だが、これをそのまま黙って見逃すわけにはいかない。

そこでひとまずは、彼に対し、次のような一文を書面で送り付けた。

君はいったい、なにを考えているのか。

君はどうして、RYOUKOが死ぬまで、西署からその報を聞くまで、なんら動こうとしなかったのか。

事故当初の夜、私は、君と、君の身元引受人と覚しき伯父ご夫婦とから、挨拶を受けた。

その時点では、私もRYOUKOの容態についてなにも知らず、なにも判らないのだから、「今日のところはお引き取りください。判ったらお知らせします。」と言って、帰ってもらった。

翌日、その容態について、医師から聞かされたことを、あらまし君に電話で伝えた。

その肝心なキーワード「硬膜下血腫」を言い忘れたから、再度電話をして伝えおいた。

この語を調べさえすれば、ほぼ容態について、また今後の推移について、およそ見当がつくものと思われたからだ。

然るに、君はなんの行動も起こさなかった。

いや、厳密に言うなら、その日の午後、一度だけ私の携帯に電話を寄越している。

だが、私は電話に出なかった。というのも、その時、携帯を持ち忘れたまま、病院に行っていたからだ。

着歴を見て、君から電話があったのを知ったが、とくに留守電に伝言が入っているわけでもない。私に用があるならあらためて掛けてくるはずだから、私から応答する必要はない。

これが9月10日の午後のことだ。

それから、4日のあいだ、RYOUKOが死んだのは9月14日の午後7時14分、それまでのあいだ、事の重大さを知りながら、見舞にすら来ず、家族への一言の挨拶もなく、ただ打棄ってきた。

こんなことは常人のなすことだろうか。

事故は、当該運転手の僅かなミス、些細な不注意で起こるものだ。だれも故意に起こそうとして起きるものではない。その意味では、偶然性に満ちている。だがその小さな過失が、多大な、とんでもない不幸を招く。

一人の無辜の人間をこの世から抹殺してしまうこともある。小さな過失が招いた取り返しのつかない事態を、君は直視せず、4日の間ずっと自分の眼を閉ざし、なにも動かなかつた。

事故を引き起こした当事者でありながら、君にはいっさい過失がないとでも、のうのうと言うつもりなのか、

そんなことは法においてさえありえないというのに。

その挙句、西署から死の報を受けて、ただちに駆けつけるでもなく、電話で「通夜、葬儀の日時を」とはなんたる挨拶、なんたる言い草か。

そんな君に、「どうぞ焼香のひとつもあげてやってください」と、遺族が応えてくれるとでも思っていたのか。

君は、人として為すべきこと、すべてを打棄ってきた。

どう思っているのか、いったいなにを考えてきたのか。

君には、良心の呵責というものが無いのか。

法は法、人倫は人倫、

君が、倫に外れた、このままであるかぎり、

私たち遺族は、君を許すことはできない、ありえない。

08, 9. 23 RYOUKO 父記す

Soulful Days 10 O君の憤死

08. 09. 27

O君の急死を私が知ったのは8月31日の日曜日だった。

通夜がその前の木曜日(8/28)、本葬がその翌日執り行われたというその死は、8月26日であった。

昭和26年生れの享年57歳、若すぎる死である。惜しまれる死である。思いもよらぬその報に愕然とし胸鬱がれた。

O君、彼は、私が港へと轉身してからの、いわば第二の人生で知己を得た多くの人々のなかで、その直観力や包容力、人としての器量において、私の心に印象深く刻まれた者の一人であった。大いにシンパシーを感じうる知友であった。知り合って3年も経った頃か、市従港湾支部の書記長から本部執行委員へと轉身、市庁地下一階の市従本部に詰めるようになって、お互いの接点が希薄となりなかなか会える機会もなくなったのには、ときに些かもの侘しいような思いが吹き抜けたものである。

たしか広島出身と聞いた記憶がある。精神の早熟が波乱の立身を求めたか、高校を出てまもなく大阪へ来たらしく、28歳で港湾局の現業職に就くまでのほぼ10年、いろいろな職に就き、昼も夜も働いてきたという。

接客業のバーテンなども経てきていると聞いたから、身一つの苦勞をよく知っている人とみえた。

J寺のAさんも、O君の二児がA学園に通っていたことから知り合い、よく気脈の通じる人と感じていたようで、彼と膝を交えるとO君の噂がたびたび出てきたものであった。そのAさんは、O君の急死を私が話題にするまで耳に入っておらず、彼もまた驚き歎じ入っていた。

O君の死は、憤死であろう、あるいは爆死ともいえよう。

彼は2005年の夏から、大阪市従業員労働組合のトップ、執行委員長になっていた。それ以前、1999年からの3期を書記長として奔走してきたから、大阪市の財政破綻を機に、ヤミ専・ヤミ給与やらのさまざまな職員厚遇問題が、逆風の嵐となって組合攻撃に集中してくるほぼこの10年を、労組中枢のトップとして辛酸を舐め尽くすような闘いの渦中に居つづけたことになる。

その陰で、もうずっと、数年も前から彼は激しい腰痛に悩まされていたと聞く。松葉杖に頼り、車椅子での移動生活が常態であったともいう。何年前だったか、私もまた彼の松葉杖姿に二度三度と出会ったことがあった。腰痛とガンの転移、とくに骨髄ガンとの相関はよく知られるところだが、彼の身体内部でガンの転移が進行し、もはや自分の命は時間の問題、末期ガンであることを、彼も内心はよく承知していた筈だ。

彼の急死を聞いてから何日か経った夜、私はネットの大阪市従労組サイトを開いて、飽かず眺めてみた。どうやらこのサイト、彼の委員長就任から新しくレイアウトされたようで、彼の肝煎りで作られているというのが、いくつかの頁からよく伝わってきた。ブログもあったので、月に二度か三度ばかり言挙げしている3年前からの記事を追って読んでいくと、なんとほとんどのものが委員長自身、彼みずからの書き込みであった。

これには驚かされた。激務と闘病の日々のなかで、彼自身なにを考えどう動いてきたか、具体的には書けないことが多かるう筈の組合業務のなかで、彼の思いの強さ、誠実さと直向きさが匂い立ってくる感があった。ブログの記述は3月4日が最後となったままである。8月26日の急死にいたるまでの5ヶ月あまり、死に直面しつつ彼はどう生きたのだったか。

そのブログの最後に、今夜、といってもすでに27日未明に近く、ほんの恣意にすぎない門外漢の弁だが、コメントを付せさせていただいた。

O君、ほんとうにごくろうさんだったネ。

港湾支部から本部執行委員へと転じてのち、

書記長から委員長のほぼ10年、冬の嵐が猛り狂うなかを、

自身、病魔に襲われ苦しみぬきながら、

さらにいえば、いつ襲いかかるともしれぬ、死の恐怖と向き合いながら、

よく闘いぬいてきたものと、

棲む世界をたがえる者ながら、感じ入っています。

どうやら、ほとんどが君自身の手で書き継いできたとみられるこのブログ、夜を徹して初めから走り読みさせて貰いました。

君の、最後の二年間の日々を、此処からさまざま追想させていただきました。

いつか、もっと年がいったから、闘いの職務から解放されて、ひとりの自由人となった君と、さまざま接点をもてるものと、心に期すものがあったのだけれど…。

残念だ…、無念だ…。

それにしても、組合員一万を率いるという大阪市従労組委員長の死を、新聞各紙は報道しないものなんだネ。

社会においてその影響は大なるものがあろう労組幹部という存在は、日蔭に咲く花か、この世間というやつはそんな扱いをしているんだということに、いまさら気づかされて驚かされたようなしだいだ。

心より哀悼の意を捧げます。

合掌。

昨日(9/27)、RYOUKOの二七日。

午前11時前に波除の家に行く。生前の寝室だった部屋に祭壇が設えられ、遺骨が置かれている。

まだ誰も居ないその部屋で、そっと骨壺を開けてみた。これでもかというほどに詰め込まれた骨片の上に頭骨が乗っていた。その頭を指で触れてみる…、カラカラに乾いた感触以外、なにもない。

蝋燭を灯し、線香を立てて、ベッドに凭れるように座っていると、まもなくA和尚がやってきた。

そのAさんが帰りがけに階下で言い残していった謂い「脇見運転だって！ 新聞に出ていたって？」に、ひととき一座は騒いだ。新聞に出ていたのなら、その記事、どうしても探さなくちゃ、記者の予断としても西署から漏れ出た情報がある筈。

何人かに尋ね合わせてみたが、記事を知る人はいなかった。

はたして記事はあったのか、或いはなにかの勘違いか…。

Soulful Days 12 不慮の死と、山頭火

08, 10, 02

台風一過の所為か、昨日も今日も、どこまでも蒼穹の空、まさに秋天といった趣で、この澄みきった空の如、心も晴れわたれば言うことなしなのだが、身内の不慮の死という出来事に遭ってまだまもないとあれば、未だ憂悶の情に駆られ、由無しごとに囚はれては我に返る、といったありさまなのも致し方ないか。

そういえば、井上靖がかの成吉思汗の生涯を描いた「蒼き狼」の「蒼」とは、本来、黄色にちかい色、天の神の色なのだと、近頃読んだ書のなかにあったが、さすれば、古来中国における如、東西南北に青竜、白虎、朱雀、玄武を配し、それぞれ青、白、赤、黒で表し、その中心は黄色とされるということや、東南アジアにみられる南伝の仏教僧の衣が黄色っぽいものであるのも、同根の想かと思われ、天どこまでも高く澄みきった蒼穹の彼方に、人間の眼では到底正視しえぬ色、否、色にはあらず、光の束をこそ感受しなければなるまい、と思われるのだが…。

身内の不慮の死といえば、山頭火こと種田正一においても、その生涯に大きく影を落としたであろうと思われる二つの死がある。

一つは巷間よく知られるところの、母フサの自宅裏庭の井戸への投身自殺であり、この事件は数え年11歳の時で、12月生まれの彼は今でいうならまだ幼き9歳の春であった。未だ幼い少年時に非業の死でもって生き別れとなった母への追慕の情は、山頭火の遺した日記や散文の随処でさまざま触れられており、人みな彼の果てなき放浪さすらいの生涯に母の面影を慕ってやまぬ傷心を見いだす。

もう一つの死は、弟二郎の自殺、縊死である。

正一には、一歳上に姉フク、3歳下に妹シズ、5歳下に弟二郎、6歳下に弟信一がいたのだが、末弟の信一は5歳になるやならずで病死している。その前年の春、どういう家内事情であったかしれぬが、二郎は他家へと養子にやられている。まだ学校にあがる前の6歳であった。その後、この二郎と正一のあいだに、なんらかの交渉があったか、皆目なかったのかは、山頭火自身の著作はもとより彼に関わる文献からも、ほとん

どなにも伝わってこないようである。

二郎もまた、父竹治郎の放蕩を元凶とする大種田破綻によって翻弄されるがまま、悲劇の人生を送った薄幸の人であった。大種田最後の砦であった種田酒造の破産は、養子先を追われるという災厄となって二郎までも見舞ったのである。依るべきものとてなにもなかった孤独な彼は、幼くして別れたままの兄正一を頼って、一時は熊本の山頭火の許に身を寄せていたらしいが、それと知れるのも、郷里近くの愛宕山中で人知れず縊死した際、山頭火へと宛てた遺書に二首の短歌が付され、詠み人として「肥後国熊本市下通町1丁目117の佳人」と記されていたからである。この住所は妻サキノとともに雅楽多の店を営んでいた山頭火自身のものであったのだ。

悲惨このうえない二郎の自殺は、大正7年の6月半ば、この時、山頭火は数え年の37歳、二郎は32歳という若さであった。弟の自死について山頭火はとくになにも書き残してはいないが、彼を不安のどん底に突き落としたであろうことは想像するに難くない。この頃は、彼もまた死の誘惑に捕われつつ、酒に溺れては泥酔の数々、狂態の日々を重ねるばかりの暮しであったことが随処に覗えるのである。

そして一年後の大正8年秋、山頭火は突然、妻子を置き去りにしたまま、憑かれたように東京行を敢行、以後、あの関東大震災の騒擾のなかで憲兵隊に捕縛、投獄される事件を終尾とする、単身のまま大都会にただ埋没し彷徨しつづける東京漂流の4年間を過ごすのである。おのが身内の不慮の死に遭って、山頭火自身は言わず語らずの、というより語りえぬというべきであろう弟二郎の縊死が、彼の心にどれほどの衝撃を与え、無意識の闇にさらなる影を落としたのか、などと想いをめぐらせていると、山頭火の破滅的ともいえる単身上京、東京漂流へと駆り立てたものが奈辺にあったのか、仄見えてくるような気がするのである。

生者必滅の倣い、老少不定

いったいなんの宿縁か、9月、この我が身に思いもよらぬ凶事が降り来たった

不慮の事故、逆縁の、死

RYOUKO、39歳、いまだ独り身だった……。

Soulful Days 13 TKの父親へ返書

08. 10. 03

事故当夜から RYOUKO の死に至るまで、そして現在に至るも、我々家族と直々に顔を合わすことのなかった相手方運転手に怒りの書面を送り付けたのは、葬儀も終えて一週間経った9月23日であった。

この1日、その書面に対する返書が本人及び父母の連署で届いた。日付は9月29日となっている。

直ちに応ずるのは難しかったか、書面では父親が出張中だったため遅れた由。伯父甥の会社とみたのは事故当夜の身元引受人が伯父夫婦と聞かされた所為だが、なんと親子の会社であった。

書面から類推すればその父親殿、いかにも俗的な紳士然とした真面目な人であろう。だが生死を分かち事故という関係者にとってはいわば非常事態のなかで、紳士然と鷹揚に良心ある真面目な姿勢を謳ってくれても、それは偽善に過ぎようもの。真心とか誠意とかは綺麗ごとじゃない、ディレンマに引き裂かれた感情の迸りだ。当事者ともあればなりふり構わぬ自身の曝け出しようが、人の心を撃つのだ、ということがお判りにならぬ。

以下は、私からの返書。

前略

事故当事者である息子 T K 氏に代わり父 T A 氏が書かれていると思われる書面、昨日受領、読ませていただきましたが、その内容は、これが被害者遺族宛の書面かと奇異に感じるばかりで、いかにも面妖などといった思いに包まれております。

私は先の書面において、当夜の事故発生状況についてなんら予断めいたことは申ししておりませんが、貴方はこの短い書面でなぜ二度にわたっても、「OM タクシーの運転手が進路上で突然、停車した」と、T K 氏の主張と推測される一方的な予断的事実に触れておられるのでしょうか。これがなにより先ず奇異に感じられてなりません。

事故の発生状況については、数日後、府警科学捜査班の手で詳細に現場検証をしたとも聞き及び、いずれ相応の客観的事実関係が明らかになってまいりましょうから、「甲（OM タクシーの車）が右折途中、突然停車した」のか、また「乙（T K 氏の車）が急ブレーキをかけたのか、あるいは、かけ得なかったのか」などの事実関係の判断は、あくまでこれを待つのみです。

さらに、私の書面で初めて住所を知り得、この書面を送っていただいたようではありますが、貴方がたはいまだ当該事故の被害者であった娘 RYOUKO の現住所について、まったくご存じでなかったらしいという事実、この無関心さはいったいどうしたことでしょうか。

ここで敢えて申し上げておきますが、私と娘は同居いたしておりません。娘は母親と二人で暮らしておりました。さらに付けくわえれば、当夜の事故現場は、その自宅を出て直近の場所にあります。

もうひとつ、事実関係の誤認錯綜について、「翌日、容態についてお電話でお聞きし、その際に『明日は3～4時には病院に行く』と」ありますが、「明日」ではなく、その日（9/10）のことです。

また、OM タクシーの運転手には怪我がなかったとのことご認識のようですが、これも事実とは異なりますから確認をされたほうがよろしいかと思えます。

この日、たしかに私は予定より遅れ、病院に着いたのは午後4時頃でしたが、ずっと先に母親は来ておりました。またOM タクシーの関係者も二名、午後3時頃からずっと居られたようでしたから、未だ面識のない母親はともかく、OM タクシーの関係者は前夜の病院でちらりと会っておられる筈、なぜ接触を図られなかったのか、午後4時頃に病院を出られたのなら、接触の機会はいくらもあった筈で、そうすれば母親とも会うことができたやもしれません。

要するに言いたいことは、娘 RYOUKO が生死の境にあって集中治療室にある以上、なによりも先ずその家族と接触を図り、それが貴方がたにとってどんなに不条理で耐え難いことであるにせよ、直々に謝意を伝え、相手の心の傷みや苦しみを正面から受け止めようとなさるのが喫緊のことと思われませんが、この日その機を逸したまま、以後貴方がたは、私にさえ連絡をしてこようとはなさらなかったのです。この事実は私の思慮を越えたもので、貴方がたの心意は図りがたく、どうしても誠意あるものと思われません。

書面では、貴方がたにおいて、娘 RYOUKO の回復祈願あるいは供養をなさってこられた、と縷々書かれておりますが、それらの行為はいったい誰が為の祈願であり供養でありましょうか。なによりも貴方がた自身の為の、貴方がた自身の心の呵責を癒すための行為ではありませんか。そのかぎりにおいて、われわれ家族の、われわれ遺族の、痛みや哀しみとはけっして交じりあえぬ、貴方がたの自慰行為にひとしいものに過ぎ

ないこと、と私に映るのは致し方ありますまい。

事故当夜以来、これらの経緯において、私の脳裏からどうしても消え去らぬ疑念は、TK氏並びにご両親にあっては、事故発生の当事者及びその家族でありながら、自身の呵責からいささかなりと逃れるため、その原因は一方的に相手方にあり、自らはどうしても避けえぬ、過失なき不可抗力であったと信じ、自身らもまた被害者であると思ひ込もうとするあまり、第三者たる双方の被害者である娘 RYOUKO とその家族の存在を、こうして軽んじてこられたのではないか、ということです。

私が、あえて怒りを込めた激しい調子で先の書面を綴った、その真意の矛先が、いったい貴方がたのなにを衝こうとしていたのか、それがこのままお判りにならないようでは、遺族として仏へのお参りもとても許容できるようにはなりませんまい。

この書面に対し、貴方がたが如何様に応じられるのかは慮外のかぎりですが、けっして交じりえぬものならば、それもまた止むを得ず、ひたすら平行線のまま歩むしかないものか、との思いをあらためて強くしております。

08. 10. 2 林田鉄 記

Soulful Days 14 俱会一処

08. 10. 04

「俱会一処」という言葉がある。

今日は RYOUKO の三七日だったが、七日のお参りにきてくれている A 和尚さんから先週の 27 日の折に紹介されたものである。

真宗では、念仏の信仰に生きる人は、此の世の命が終るとただちに浄土に生まれるとされ、そこで墓碑にこの語を刻むというのである。

庶民にまだ名字を名告る習慣(というより制度というべきか)がなかった頃、いまどきのように「○○家代々の墓」などと刻めぬから、大概の墓はみなひとしく「俱会一処」と刻まれていたらしい。

その出典とはいえば、阿弥陀経に「舍利弗、衆生聞者、应当発願、願生彼国、所以者何、得与如是、諸上善人、俱会一処、舍利弗、不可以少善根、福德因縁、得生彼国」という件があり、これを書き下せば「舍利弗、衆生聞かん者、まさに発願して彼の国に生ぜん願ふべし。所以は如何。斯くの如きの諸上善人とともに一処に会することを得ればなり。舍利弗、少善根福德の因縁を以て彼の国に生ずることを得べからず」となる。

此の世を離れ、彼の世へと生まれ出たならば、浄土の仏や菩薩たちと俱(とも)に一つ処で会うことができるということだが、それは世間などという狭い世界ではなく、廣大無辺の世界にあって自在に飛翔する「いのち」として出会うのだ、というようなことらしい。

私ならばこう言いたい、

此の世も彼の世もない、また有も無も別なく、無辺際の一なる世界があるのみなのだ、と。

それが「いのち」というものの場なのだ、と。

事故の起きた9月9日の夜から、ひと月と一日が経った。

明日はもう四七日。

RYOUKOの母親、つまり嘗ての細君という人は、激しいほどにヒロイズムの人、女性だからヒロイン主義というべきか、であった。そうさせたのは、私の知るかぎりにおいて、彼女の数奇な生い立ちゆえとしか考えられないのだが、いまはそのことに触れない。

ヒロイズムとは、裏を返せば、おのが逆境を生きるバネとする、あるいは供犠の精神に富む、受苦 (passion) の人であるが、往々にしてその熱情 (passion) は他者、概ね周囲の者への刃となって奔出する。

突然の、RYOUKOの事故死、その逆縁に、家族のそれぞれが言い表しようもない痛みと哀しみを抱え込んでいるが、同じ家族だからといって、その痛みや哀しみは三者三様のものであって、そう容易くは共有できるものではない。そんなことは家族といえども別人格なのだから自明のことだ。

ましてや母親である彼女と父である私とは、もう20年も前に他人となるべく道を違えてしまったのだから、何をか況んやであろう。その後も家族としての幻想のうちに生きてきた母と弟は、たがいの心の支え合いのなかで、いくらかの共有感をもちうるだろうが、それもたがいに相手をいたわり慮ってのことだ。

そう、慮ってやることができるだけだ、他者に対しては。

いまにして思えば、RYOUKOは、とても健気な娘だったのだ。

父と母の、まるで陰と陽の激しい相剋の影にありながら

あかるく素直に、心やさしく育ていった女の子は

どんなに躓いても、善なる心で人を愛し

だからこそ父も母も、だれよりも愛おしむことができ

ほんとうはいっぱい淋しかったのに

健気に、健気に、生きてきたのだ。

Soulful Days 16 ある朝突然に…

08. 10. 18

今朝、すでに返本期限が過ぎてしまっていた李禹煥の「時の震え」(みすず書房刊)、60年代末から現代美術における「もの派」を理論的に主導してきた著者が、折節に書きとめたごく短いエッセイ群の集成本なのだが、これを走り読みしていると思わず眼を釘付けにされる箇所に出会った。

「ある朝突然に」と題された一章は、16歳になった高校生の娘が自転車で通学途上、自動車に撥ねられる事故に遭うという、まさにタイトルどおりの不幸事、その顛末について綴っているものだ。

あらましはこうだ。

朝7時、近所のおばさんから「お宅のお嬢さんが倒れています」という電話を受け、彼と妻がすぐさま現場へと駆けつければ、娘は地面に叩きつけられた蛙のように投げ出されている。強く頭を打ったようで、髪の毛

毛は血塗れ、耳からも口からも赤い液体が溢れていて、すでに意識はなかった。

救急車で運ばれ救急治療が施されたのだが、CT検査では、頭蓋骨が大きくひび割れし、潰れた脳は腫れと酷い内出血で何処が何だか判別がつかない。医師は「最善は尽しますが72時間持つかな」と言った、という。

その夕刻、娘は少しの間だけ意識が還ったらしく、辛そうに呻きだした。妻が大声で名を呼び「しっかり、頑張るのよ、パパとママが傍に付いているから大丈夫よ」と叫んだら、なんとかすかな声で「二人そこいっても何も出来ないじゃないか、…誰にも出来ない…」と。彼と妻は思わず呆然と立ち尽くすばかり。

娘はそれきり再び昏睡状態に陥った。二人はまる4日の間、眠りつづける娘のベッドの傍を離れなかった。そして5日目の朝を迎えたが、若い生命力なのか、それとも医学の威力なのか、いくらか眼を開けるようになり、さらに7日目からは、確実に回復の兆しが見えはじめた。誰よりも医師が喜んで、自分の腕自慢と若い生命の再生力の凄さを称えながら、「光が見えてきましたよ」と、初めて明るい顔をした。

これが奇蹟というものだろうか。

意識が還って娘が真っ先に口にした言葉が、「わたしの御守り持ってきて」の一言だった。カトリックの学校だから、つねに身に着けているベキマリアのメダイユのことだとすぐ判り、「いますぐ取ってきてあげる」と、妻は羽が生えたように病室を飛び出していった。

日頃はませた文学少女のちょっぴり懐疑派だったはずの彼女、神とか宗教には強い抵抗感を抱いていた女の子が、机の引き出し奥深くにしまってあるらしいマリアを探すとは…。

「神なんか信じていなかったんじゃないのか？」と、娘につい口を滑らせると、「じゃ、パパがわたしを助けたとでもいうの？」と、きっぱりとした口調で返されてしまった。

この瞬間、父と娘は、本来の他人同士、隔たりのある別なる存在に、還り得たのだった。

今日は RYOUKO の五七日、午後からは満中陰の法要を行った。それも概ね無事終わった、たったひとつどうにも不快事が起こってしまったけれど、これもまた我が身の不徳ゆえ避けがたき事…。

その日の早朝、かような一文が我が眼に飛び込んでくるとはなんたる廻り合わせ。文中に見るかぎり、彼女の場合は幸いにして脳機能の後遺障害もなかったのではないか。察するに20年余り以前の事であろうが、結果において彼我の違いはあれど、奇蹟の降り来たった彼女の僥倖を慶びつつも、ひととき泣き濡れた私だった。

Soulful Days 17 転一步たるか…

08. 11. 23

どうやら今度の山頭火上演(11/29.30)は、私の役者人生、といっても一方で舞踊家であり、また劇活動においても概ね指導的立場に居たものだから、実際の役者経験はずいぶんと乏しいのだが、そのきわめて限られた役者人生のなかで、生涯の事件ともなる予兆を孕んでいるのじゃないか、ということを実感させられている。

実は、昨日の土曜の昼下がり、自宅の居間で、めずらしく山頭火の台本を片手にじっくりと本読み—もちろん本番並みにしっかりと声を出して—をしていたのだが、この語り台本の山場となるその台詞にかかったと

ころで、いったい何にとり憑かれたものか、突如として感情の激発が起きてしまったのである。けっして泣こうとして泣いたのではない、ただいつものようにその言葉を発しようとした途端、我知らずいっきに涙があふれだし、ただただ嗚咽しながらの発語となってしまったのだった。これまで何百回となくおなじ台詞を声にしてきた筈だが、一度たりとてこんなことは起こった例しはなく、まったく初めてのこと、はからずも自分の陥った状態に自身驚愕しつつ、しばし言葉を継いでいったのだった。

すべて通しきったあとひとしきり放心の躰といった感じで、はてどうしてそんな仕儀に至ったものかと振り返ってみるのだが、無意識の自分自身を訊ねあてるなどそんな芸当の出来よう筈もなく、どうにも合点がいかないままうち過ぎす。と、そこへふっと思い出されたのが前日届いた河東けいさんからの便り、短く書かれていたものの、いつものおけいさんらしくもない感情の激したような言葉の連なりが、ひょっとすると私の無意識を動かした、そんな伏線となったのかもしれないな、などと思いあたってみたりしたのだった。

河東けいさんはもう 80 才を優に越えており、膝の不自由も抱えておられるというのに、12 月中旬に控えた関西芸術座の公演で、久しぶりの演出にいま奮闘中の真っ只中とのことである。

私の出した山頭火案内の書面に対し、以下のような添書きをしてくれていた。

「昨日お手紙拝受、ただただ暗澹たる思い、最愛の方の突然の別れが、どんなに深い思いか…、鉄さんが山頭火になるだろうと——。

長いお手紙で山頭火を思いつつ、その後の、詩に心ゆさぶられました。

慰めの言葉なんてありません。共に泣くのみです。

そんな思いなのに、29. 30 日に、参加できるかどうか、…云えない状況なのです。

男 7 人、揃うことなく、毎日イライラして、クタクタが、恐らく本番までいくでしょう。

ごめんなさいね。行けたら嬉しいです。」

もともと私はこの夏ごろより、山頭火上演を今回会場とする私自身生まれ育ってきた街九条界限の MULASIA で 10 月か 11 月に行くべく企図、準備していたのだった。

まだその日程をはっきりとは決めあぐねていた矢先に、RYOUKO の事故死という災厄が降り来たったのである。

だから、今度の公演と我が身に起こった悲劇とがけっして初めから結びついていたものでもなく、第三者たちに真っ向からそう受けとめられてもむしろ慮外のことなのだが、かといって時を同じくしてののっぴきならない出来事が、実際に演ずる身にとって意識下になんらかの影響を与えない筈もない、というのもありうる事態だろう。私自身気のせいか、心理面はおろか生理的な感覚においてさえなにやら微妙な変化が起こっているような、そんな日々でもあり、これはもしや私なりのちょっとした身心脱落、そんな現象なのではないか、と思われたりもするのである。

RYOUKO を死へと追いやった昨年9月9日の交通事故。

かいつまんで事故状況を記せば、此方はタクシーの搭乗客、そのM運転手は信号のある広い交差点で右折しようとしていた。青信号で対向車線を直進してきた相手のワゴン車は70 km/hで走行、一旦停止をしたタクシーを現認したのは20mほど手前、咄嗟にブレーキを踏むも間に合う筈がない、事故現場にブレーキ痕も残さぬまま、タクシーの後部座席に激突した。

府警の科捜班による詳細な現場検証がなされたという警察による捜査もやっと終えて、12月には大阪地方検察庁へ送致されたと聞かされてはいたものの、その後は年が明けても音沙汰なしがつづいていた。

先日(1/30)、RYOUKOの母親と私は、その検察庁からの呼び出しに応じて、2001年の秋に竣工成ったという阪大病院跡地の大阪中之島合同庁舎に、今後の流れがどのようになるのか見当もつかず、なんとなく重い気分襲われながら赴いたのだった。

事件の担当検察官はN氏、どうやら副検事らしい。

そのN氏に、私は、昨夜のうちに準備した上申書を差し出した。この上申書には、かねてから加害者の一方(相手方車両を運転していたTK)とその父親と折衝してきた経緯などを記録した文書や、彼らとやりとりした5通の書面を資料として付しており、全部でA4判8枚に及んでいる。

その表書きに私は、「上申の趣旨は、事故被害者の遺族として、その悲しみのあまり、当該事故の甲乙両者への刑事罰並に行政罰において、必ずしも厳罰を望むということにはあらず。ただ一点、事故直後より意識不明に陥り死線を彷徨ったあげくそのまま逝ってしまった無念の死者とその家族—遺族に対する、事故当初から死に至るまでの数日間における乙の、事態の重大さ深刻さを自らのこととして直視しえなかったゆえの不実ともいふべき姿勢や対処に、その道義的責任において厳正なる注意喚起、ご叱責ご指導を願いたく、以下添付書面を閲覧の上、適正なる対処を請うものであります。」と記した。

だが、N副検事から「彼(TK)は元々医学生で、この事故を契機にやはり医師を目指そうと思ひ直し、今年是国家試験を受けることにします、と反省を込めて云っていた」と聞かされるに及んで、愕然とした。

一瞬、耳を疑った。

「エッ、医学生？ そんなバカな!」、二の句が継げず、逆上してしまった。

これまでTKの父親から聞いてきたのは、学生時代からウェイクボードに病みつきになって留年したりしたことや、07年の夏にそのプロ試験に合格、現在はプロ活動に専念しており、将来はこの趣味を活かした事業展開をしていきたいと望んでいるといったことで、結構なご身分の遊び呆けた道楽息子、どうせロクな大学を出ちゃいまい、と思っていた。

それが医学部の学生だったなどと、トンデモハッポン! それも大阪市立大の医学部、6年の課程をまあどうにか修了してござるとは、なんてこった! そんなまがりなりにも医学知識のある輩が、死に瀕したRYOUKOに対しての初期対応を、青信号直進の自分に過失はないとばかり無視を決め込んだ態度で終始しやがって、なんて鉄面皮な野郎だ。此奴はどうでも許せねえ! と思ったものの、N副検事に云わせると「この事故状況における判断としては、仮に遺族が加害者らに厳罰を以て望むべしとした場合、事故当事者双方

の料料をともし厳しくせざるを得ないことになる」と。すればこちらが望みもせぬM運転手への咎めが重くなる、これはディレンマだ。

だから結局は、あらためて「厳罰を以て…」とは、とうとう云えなかった。無念さに歯噛みする思いでその場を辞した。二時間半ほどを要した長い聴取だった。

と、ここまでは前段、問題の「もらい事故」についてはこれからだ。

私も日常的に車の運転をする。免許取得は昭和41年のことだからすでに40年を越えている。その長年月にはいくつかの物損事故も経験しているし、軽微だが人身事故も起こしている。だがこの年になるまで「もらい事故」なんて言葉は寡聞にして知らなかった。初めて聞く語だが、聞けば意味のほどは容易に察しがつく。事故の過失は相手に一方的にあり、こちらに過失はないという場合にそういうのだろう。保険用語としては被害事故とされる語の俗称のようだが、こちらのほうが直感的に分かりやすいか、近頃はかなり流布しているらしいが、耳にしてあまり響きのいいものではない。

検察庁での事情聴取を受けた明くる31日、私は久しぶりにM運転手と会った。これまで遺族の心を刺激するようなことはと差し控えてきた彼が、RYOUKOの仏前にお参りしたい、と申し出てきたからである。二人して仏前を辞し、別の部屋に移ってから、彼に前日のことを報告がてら話した。もちろんTKが医学生だったというのが話の主筋だ。これには彼も驚きのあまり啞然としていた。

それから、彼の訥々とした重い口から飛び出てきたのが「もらい事故」、この言葉だった。M運転手が語ったのを要約すれば、事故後のある日、それは9月の終わり頃かあるいは10月上旬の頃だったか、相手方保険会社の事故調査係から面談を求められ会った際に、どういう話のはずみか、TK自身が「こっちはもらい事故だから、云々」と語っていたというのを、うっかり口を滑らした、というのである。

人ひとり、無辜の人間を死に至らしめた事故の当事者が、自身の過失の小さいことを主張、抗弁するのはまだよしとしても、これを知ったかぶりの「もらい事故」などと言い放ってしまえるTKの無神経にもほどがあるのには、さすがのMも驚いて、「なんということを言っているのか」と咎めだてをしたら、相手の調査員は「しまった」とばかり、その場を言い繕っていた、と。

「もらい事故」一、RYOUKOを死なしめた事故の相手が、まだ27歳の遊んで暮らしているばかりの若造が吐き捨てた言葉…。そんな奴が「医学生」でもあったという、悪寒が走るようなこの事実。

「許せん、絶対に許せん!」、この時はじめて腹の底から、そう思った。

事故当初よりこれまで、私はその当事者双方を道義的にはともかく、それ以上の責めはするまいとしてきた。双方にそれなりの過失があるにせよ、ともに望んで起こしたものでなく、その時さまざま偶然が折り重なって起きてしまった事であれば、RYOUKOの死は偶然の悲劇。彼らに憎しみや怒りをぶつけてしまうなら、自分のやり場のない悲しみの代償行為にしか過ぎない、と。

だが、これは違う、何パーセントか、いや何割か、RYOUKOは殺された、に違いないのだ、「もらい事故」と、そんな言葉を吐き捨ててしまえるジコチュー野郎、この元医学生に。

この事故のウラには、きっとTKの無謀運転か重大な過失が隠されている、供述書には表れていない大きな穴が。それは此方が立ち上がらないかぎりけって炙り出されてはこないのだ、次から次と後を絶たぬ死亡事故事件を消化しなければならないこの国の交通裁判では。

私は、この「もらい事故」野郎に、宣戦布告をすることにした。
その夜、RYOUKO の住んでいた家に、遺族三人が寄った。
法廷で争うことを辞さず、と確認しあった。

Soulful Days 19 脇見と無灯火？

09. 02. 08

いまどきのタクシーにはカメラ付のドライブレコーダーを搭載している車が多いと聞く。

RYOUKO が搭乗して事故に遭ったOMタクシーの車にもこのドライブレコーダーが搭載されていた。事故当時の映像記録によれば、甲（MK）が右折しようとした際、対向車線よりの直進車一台を認め一旦停止した。乙（TK）の車が激突したのは、その停止より2~3秒後であった、という事実を、先日（2/2）のM運転手とOMタクシー労組委員長の両人と面談した際に知るところとなった。

さらに、彼らからの報告によれば、その記録画像を、西署の事故捜査官数名がOMタクシー北営業所において実況検分したのは事故発生から4日後、9月12日の午後3時前頃であった。この席で捜査官らはビデオ画像を参考資料として任意提出するべく準備するよう指示して帰った、という。ところが、その指示に従いOMタクシー側は画像を複製準備していたにもかかわらず、西署からの提出要請は一向なされぬままに、捜査はどんどん進められていったのである。

ドライブレコーダーの記録は、画像の改竄が比較的容易であることから、裁判において証拠能力の高いものとはされないとも聞くが、目撃者も無く、数日後の府警科捜班による事故現場の捜査と、事故当事者甲乙の供述のみというものでは、事故原因の真相は藪の中だ。実際に甲と乙の供述には矛盾が大きく露呈している筈で、この画像記録はその矛盾を明らかにしうる唯一の証拠でもあったろう。それを、あとを絶たぬ数多の事故処理に追われる捜査の、効率優先の習性からか、西署は一顧だにせず闇から闇へ葬り去ったのである。

事故当時の記録画像に語る、甲車の一旦停止から乙車との衝突までの時間は2~3秒というのは些かアバウトに過ぎ、画像の詳細を再確認することで、さらに精確な時間を得られようが、いまは与えられたこの数値で事故原因を推測してみるしかない。

府警科捜班の鑑定によれば、衝突時直前の乙車の速度は70km/hだったと、N検察官から聞いている。衝突時点が甲車の停止してより2秒後なら約40m手前、3秒後なら約60m手前で、乙は甲車を現認しなければならぬが、乙は20m手前で気づき、咄嗟にブレーキ動作に入ったが間に合う筈もなく空走のまま衝突したというのが、同鑑定の結果である。

ならば、その直前、乙は脇見運転！ をしていたことになる。

さらにいうなら、甲は先行の直進車を見送ってから後、当然あらためて左方向を安全確認している筈である。停止して2~3秒というのはドライバーにとってちょっとした時間だ。私も車を運転する身だが、ドライバーの習性としてこのちょっとした時間に、対抗車の有無、左方確認をしない筈はない、というものだ。だが、この時、甲は乙車の存在にまったく気づいていない。いったい何故だ？ この事実は、乙の車が無灯火走行していた！ との疑いが非常に濃いものとなる。

これらの推定が隠された事実だったとすれば、乙の直前の脇見運転さえなければ、さらに無灯火運転もなければ、事故自体避けられたかも知れず、また避け得なかったとしても重傷にいたるようなものであり得ず、いまごろ RYOUKO は私ら家族や友人たちを前に、鷹揚として変わらぬあの元気な姿を、子どもの頃から人好きの愛嬌者であったあの笑顔を振りまいているのに違いないのだ。

5日の午後、私は RYOUKO の母親と二人して、事故の賠償交渉を委任している K 弁護士の事務所を訪ねた。被害者の遺族が、甲乙の刑事責任を問う刑事裁判において、両者をではなく、乙のみを告訴するというのは珍しいことではあろうけれど、警察における捜査の不備とこれを受けた検察の一般的な過失判断でこのまま進行するのを見過ごすわけにはいかないから、告訴状の下書きを準備して持参していた。文意が重複するが以下はその要点のみ。

「告訴状」

平成 20 年 9 月 9 日、大阪市港区波除 1 丁目、辰巳橋南交差点における、OM タクシー（MK 運転の車）と、乙（TK 運転の車）の衝突により甲の搭乗者（RYOUKO）が負傷、意識不明のまま同月 14 日午後 7 時 14 分死亡した交通事故につき、乙において重大な過失のある疑いが生じたため、精確な審理を尽くし、厳罰に処されんことを願いたく、これを告訴致します。

「付記」 乙における重大な過失の疑い

「脇見運転」— 事故当時、甲運転の車に搭載されていたドライブレコーダーの記録によれば、右折の甲車が一旦停止して後、2~3 秒後に乙車が衝突しているという事実。

しかるに、乙は、甲車が急停止したのを見て、急ブレーキを踏んだが間に合わなかったと言い、その発見地点は衝突地点より 20m ほど手前であったというのが、科捜班による現場検証の鑑定結果と聞く。

この二つの事実は大いに矛盾している。乙車が 70 km/h で走行していた場合、甲車が停止して 2 秒後なら約 40m 手前、3 秒後なら約 60m 手前でこれを現認しなければならないが、発見地点が 20m 手前であることは、必定その直前に脇見をしていたことになる。

「無灯火走行」— 甲は、車を一旦停止させて、別の直進車一台を見送っている。そしてその後あらためて左方向を確認するも、乙車を現認していない。

この事実は、事故発生が午後 8 時 15 分頃とされる夜間にも拘わらず、乙車が無灯火で走行していたと推定するに足るものである。

Soulful Days 20 告訴すれど…

09. 02. 10

本日午後 3 時、大阪地方検察庁へと出向き、担当検察官に直々告訴状を手渡した。

本文 5 頁からなる長文の告訴状は、K 弁護士の手になるもの。

以前から知る K さんは闘志の人というに相応しい熱き女性弁護士である。嘗て 30 余名を擁して木津信抵当証券の被害者訴訟を闘った弁護団の一人でもあった彼女は、当時の私の眼からすれば、O 団長や K 弁護士と

ともに、その存在感を強く印象づけられた人であり、大阪高裁における平成13年12月の鍵弥元理事長実刑判決に至る最終的な解決まで6年余を要した訴訟を闘いぬいた、いわば同士であり中核的仲間の一人でもあった。

木津信との訴訟が賠償問題において一応の和解解決をみた折り、その訴訟記録を一冊の本に上梓すべく計画立案に集った10余名の弁護士たちに私も交じって、有馬の温泉だったか、一泊二日の合宿に参加したことがあったが、もちろん彼女もそのメンバーの一人だった。

そんな協働の経験をしてきている所為もあってだろう、彼女の書いた告訴状は、これまで私がものしてきた事故に関するメモや訴状原案などを元に、脇見運転や無灯火など重過失の疑惑のみならず、もらい事故発言や元医学生にして国家試験受験云々などといった道義的問題まで、要点を漏らさず整然と論理構成されており、格調高くそして熱く、よく意を尽くした一文であった。

この稿が私の手許に届けられた先夜、不覚にも私はこれを読みながらどうにも涙が込み上げてくるのを抑えることができず、遺影に向かって観音経を誦するも、なお昂ぶった心は収まらず、あれやこれやとの思うては涙し、涙してはまたもの思うを繰り返しては、とうとう夜を明かしてしまったのだった。

告訴はあくまでも乙TKのみを対象とした。その一方で、搭乗していたタクシーの運転手である甲MKに対しては、減刑の嘆願書を出している。

西署から送致された捜査報告では、どうやら甲において重過失とされ、乙の過失は軽いものとされており、いまのところ検察での取り調べもその延長で進行していると察せられる。刑事事件としての交通裁判ではあくまでも甲乙双方の過失に対するの審判であるから、被害者遺族はどこまでも争点の当事者ではない。争われるとすれば甲乙双方の過失の比であり量である。

一方的に重過失とされている甲が、これを争うべく起ち上がらなければ、このたびの告訴状も無為に帰すわけだが、甲においてははまだその明確な意思表示はなされていない。もちろん甲はこの不当な捜査報告を覆したいと願っているし、そのために弁護士にも相談しているが、なお勝算を得るにいたらずなのであろう、はっきりとした動きはない。

私は告訴状の写しを参考として甲にも送っているが、それが決め手になるほどの力を発揮するとはかぎらないし、たしかに現況を打破、逆転させるのはずいぶん困難なことなのだろうと思われる。

きっと彼はいま暗い穴底にいるような思いに囚われているのではないか。彼の苦悩は深い。

それを思うとまた気鬱にもなる。

Soulful Days 21 在日の影

09. 02. 27

その疑いは不意にやってきた。

52人の在日第一世代が、日本の支配下で貧困ゆえにやむを得ずあるいは強制されて故国を出奔、この列島に渡り来て幾星霜、晩年を迎え異郷での来し方、分断されたままの祖国に望郷の想いを抱きつつ異邦人として暮してきた辛酸の日々をさまざま語りおこした「在日一世の記憶」も、あと何人かを残しほぼ読み了えようとしていた先日(2/23)の昼近くのことだった。

彼ら在日の人々が辿ってきた来し方は、あくまでそれぞれに個別の、過酷で悲惨な日々であり、厳しい闘いの足跡でもある。そんな生々しい52の証言にはちがいないのだが、それら語りの数々が重畳してどうしても浮かび上がってくるのは、日本によって植民地化された半島という歴史的背景のなかで、どこまでもマイノリティとして強いられ定めづけられてきた、きわめて特殊な刻印を帯びた世界であるだけに、彼らの居住地の散らばりとはうらはらに、どうしても収斂してくる心のありようであり行動の様相であり、また彼らをつなぐ精神的紐帯の強靱さであるのだが、それらが現実の相としては、戦後の解放から生まれた朝鮮総聯や民団の諸活動及びその変遷史に色濃く重なってくることだ。

おそらくは携帯電話が原因であったろう直前の脇見運転が大いに疑われる事故の相手方TK（当時27歳）の父親、書面で二度、直に会ったのも二度の、神経質そうな紳士然とした物言いの彼が、ひょっとすると在日の人でないかという疑念が、ふと脳裏をかすめたのである。

高卒で百貨店のDに入社して、ながらくDホームショッピングの通販業務を担当してきた経験を活かしてのものだろう。定年退職してからはじめたという個人会社は、全国の食品物産を仲介する通販業とかで、日本各地の仕入先をめぐり歩くのが日常の仕事のようであった。初会の折、彼から貰った名刺には、ソウルに出先オフィスの連絡先が記されているのを眼にはしていたのだけれど、会社のホームページに韓国産の岩海苔も主要品目として掲載されていたことから、これまではとりたてて不審を抱くこともなく合点していたのだった…。

あらためて、彼の会社のホームページを詳しく見た。会社情報の頁には彼の略歴が箇条書きされている。そこでひととき目を惹くのは韓国関連の事項だ。曰く「95年、韓国大教グループ、コンサルティング」「98年、韓国三星物産、コンサルティング」、さらには「99年、(株)ファーストリテイリング、コンサルティング」など…。

三星物産とは韓国トップ企業のサムソン電子を擁する大財閥グループだし、世界進出めざましいユニクロの親会社ファーストリテイリングの創立者も韓国出身者とされている。名もなき一介の個人会社の代表者にすぎない者が、これら大会社のコンサルティングとはいかにも釣合わず不自然きわまりない。彼自身が在日の一世か二世で、その狭隘で緊密なネットワーク、人脈の存在ゆえかと考えないわけにはいかない。

私が親しく付き合っている人に、年齢はちょうど私より一回り下だが、在日二世の友人がいる。厳密には、彼の場合すでに帰化し、日本国籍を有しているはずだから、在日というべきではないとも思われるが…。その年下の友人に尋ねてみた。その応答をここに詳述するのは控えるが、私を暗澹とさせるに充分すぎる内容のものであった。

私が疑念を抱いたように、仮に事故の相手方TKの父親が在日で、それもかなりの有力者だとすると、偶然のこととはいえ皮肉なことにはRYOUKOの乗っていたタクシー会社がOMタクシー、その経営トップは在日の著名人たる御仁なのだから、この構図、我々が求める事故原因の究明にとって、これを遅滞させるばかりか、事件の真相を覆い隠すものになるやもしれぬ。検察に送られた捜査資料のままに、ひとり運転手MKの過失ばかりが主因とされ不当な刑に服さねばならなくなるという危惧は否めないのだ。

昨日の午後、事故時の記録画像を、やっと見る事ができた。

OMタクシーのK氏やT氏を煩わして二、三週間前から要請していたことだが、ご丁重にもT氏自らの送迎付で、大正営業所内の応接室にて、ドライブレコーダーに記録されていたという事故時の画像、それは衝突の瞬間に前後するほんの数秒間の記録なのだが、件のビデオと対面したのである。

画像は、RYOUKO を乗せたMK氏運転の車が辰巳橋南交差点へ右折しようとして進入するあたりから、対向車線を走行してきたTK運転の相手車と衝突した直後まで、6、7秒程度のもの。

その短いビデオ画像を何度も繰り返し見た。徐行速度がコンマ秒でわずかに揺れ動くのを、コマ送りで何度も行きつ戻りつしては、克明に脳裏に焼付け、またメモもしてみた。

車は阪神高速の16号大阪港線の高架下を9.8 km/hでゆっくりと右折途中、対向車線を走ってきた一台の軽自動車を見送っているのが判る。その軽自動車通過直後から衝突の瞬間まで3.8秒、高架下側道の右折車線に車の先端がかりだしたかと思われる時点からなら2.44秒程かと推定される。

車は右折して直進横断行為になるあたりから徐々に加速していき、コンマ秒単位で12.7 km/h、16.9 km/h、21.1 km/hを示すが、衝突時より0.5秒直前にほぼ停止状態(5.6 km/h)となる。

このことは相手方が供述しているとされる「右折車が横断途中で突然停車した」というものとたしかに符合する。

だが、この主張が矛盾なく成り立つのは事故時から遡って1.0秒乃至1.1秒というほんの短い時間だけのことだ。少なくともその数秒以前、2.7から3.0秒程は右折しようとしている車のヘッドライトが交差点路面を照らしつづけているのだが、相手方はどの時点で右折車の存在に気がついたのか、それが問題だろう。相手車は衝突時、70 km/hの速度だったとタイヤ痕などから計測されている。制限時速60 km/hの道路で速度違反としては咎め立てするほどのものではないと担当検事は曰われたが、右折車の直進横断をしつつある車の存在に気がついていながら、速度も落とさず走行しようとするのは危険があまりあるし、自ら事故を呼び込むような行為に等しいというものだろう。

この記録画像から、やはり、どうしても推測されるのは、相手方TKは、その走行車線上に右折行為にあるRYOUKOの乗った車が停止するその時点まで、まったく視認していなかったのではないかということであり、その視認の遅れは直前の脇見運転の疑いをいよいよ大きくさせるものなのだ。

偶然にしても出来過ぎているようだが、昨日の同じ時刻頃、MK氏は三度目の呼出しとかで検察庁に出向いていたらしく、私は帰りの車の中で彼からのメールを受け取った。

その報告によれば、検事はこの記録画像を見ていること、さらに本日でもって取り調べを終結し、略式起訴で刑の確定をする意図であったが、MKは弁護士と相談のうえ後日返答したいと申し出た、ということであった。

敢えて裁判へと持ち込むことが、MKにとって有利にはたらくか、雉も鳴かずに撃たれまいにと、却って刑を重くすることになるか、その判断は微妙で難しいところだが、事故原因の実相に些かなりとも迫るには懼れず火中の栗を拾わざるを得なくなるのではないか。遺族の一人である私との接点を強めれば強めるほど、彼と彼の家族を窮地に陥れる結果を招くことにもなりかねないのだが…。

事故相手方TKに対する告訴状を大阪地検の担当検事に提出したのは2月10日だったから、かれこれ二ヶ月を経ようとしている昨日、これで三度目となる大阪地検へ。

十日ほど前か、わざわざM運転手がドライブレコーダーのコピーファイルを届けてくれ、あらためて事故時の記録画像を詳細に素人の眼なりに検証をしてきたわけだが、この間、そのMKとも直に会って電話やメールのやりとりやらを繰り返してきた結果、被害者側としてすでにTKへの告訴状を出している私から証拠資料として提出するのが、検察への効力としてより有効であろうとの判断から、前夜是に付すべき以下の如き書面を書き上げたうえで持参することになったのだった。

「告訴状に付し証拠資料提出の事」

大阪地方検察庁交通部 N検察官殿

平成21年4月8日 告訴人連署

先の平成21年2月10日付にて、大阪市西区境川1丁目6番29号先路上（中央通り辰巳橋南交差点）における平成20年9月9日午後8時15分頃発生した交通事故により死に至った被害者の遺族として、一方の事故当事者たるTKに対し、すでに告訴状を提出しておりますが、この度、事故当時の記録画像を入手しましたので、証拠資料として添付致したく、本書とともに之を提出申し上げます。

—提出するもの

- ・MK運転のタクシー車載のドライブレコーダーに残る事故当時の記録画像一式
（但し、記録媒体 USB フラッシュメモリ 一個）
- ・別紙添付資料—1. 「ファイルの見方」
- ・ 々 —2. 「ドライブレコーダー分析表」

—提出者付記

上記の記録画像を具に見るところ、TK運転の車は前照灯を点けていた形跡が見られない、すなわち無灯火走行であること、明白ではないか。

さらに、TKは「MK運転の右折車が前方にて突然停止し、咄嗟のブレーキも間に合わなかった」旨、主張していると聞き及ぶ。確かに記録画像においても衝突の直前、詳しくいえばM車は0.4~0.5秒前に急停止しているが、この制動動作に入ったのは常識的に見てその0.5秒前、すなわち衝突時点からいえば0.9~1.0秒前と考えられる。この時の状況についてMKは、「何か気配としか言いようがない、そんなものを感じて咄嗟にブレーキを踏んだ」と後述しているが、然もあろうかと思われる談である。なぜなら、事故時、TK運転の車は70km/hで走行していたと聞いており、これを事実と踏まえれば、MKが何かの気配を感じ咄嗟に制動動作に入った時、すでに無灯火走行のT車はわずか19m以内手前にまで肉薄しているのである。これでは重大な事故を避けられる筈もない。もしかりにTKが前方を直視しながら運転していたとあくまで主張するなら、こんな危険運転、無謀運転はないということになろうし、つまるところ彼の主張とは裏腹に、事故直前のわずかな数秒、脇見をしていたという蓋然性は非常に高いと言わざるを得ないのでは

ないか。

ところが件のN副検事殿、書面は受領するが肝心の証拠資料たる記録画像は受け取れない、と仰る。何故かと問えば、外付け記録媒体であるUSBなどは、ウィルス感染など危惧されるため、検察庁内規として受領できないのだ、と。それに加えて、捜査の資料としてはそのビデオに基づく静止画像が何葉かすでにあり、あえて動画を必要とするとも思われない、と曰う厚顔ぶりには暗澹とさせられるばかり。司法であれ行政であれ、この国の権力機構、慣例という名の壁にわずかな穴を穿つのも困難極まりないことはよくよく承知だから、これを受け取らせるのは難しいだろうとは、実は予測もしていた。いたが、いかにも冷静沈着、平静を装った語り口の、その粘着質たっぷりな声音が、こちらの神経をいやがうえにも刺激した。だが、声を詰まらせ泣きながら激しく抗議したのは、一緒に連れ立ってきたIkuyoのほうだった。女性の嗚咽にはさすがに検事殿も一瞬怯んだと見え、困惑顔で弁解じみた理屈を並べる。これ以上堪えられぬとIkuyoは先に席を立ってしまったが、私はその場に居座った。もう言葉を尽くそうとは思わない、こうなったら肚の勝負、無言であろうともこちらの覚悟のほどを見せつけてやろうと対座し続けること小一時間か。この間言葉を交わしたのは二言、三言、たいした話じゃない。とにかく、今日のところは受け取れぬが、なお検討した上あらためて連絡すると仰るから、とても甘い期待はできないが、何日待てば回答を貰えるかと問う。一週間乃至十日ほど、と確かめやっとう重い腰をあげ、不快きわまる空間から退散した。

Soulful Days 24 やっと動いた！

09. 04. 10

厚い検察の壁が、やっと動いた。

この日、午前11時30分頃、N検察官から突然の電話。

曰く、事故当時の記録画像につき、OMタクシー側から直接取り寄せたうえで、TK側の過失に関しあらためて検証のうえ審理するから、そちらの提出しようというコピー画像に関しては一応保留願いたい、との事。急転直下、壁はやっと穿たれたのだ。

但し、官僚というものつねに保身一途、まことに狡猾なもので、いかにも交換条件と言わんばかりに、「ついでに、」と切り出してきたのが、此方の出した告訴状、これには肝心な点で事実誤認（事故直前のM車の停止時間を2~3秒としていた）の主張もあったりするので、この際、取り下げでは戴けぬか、とのご託宣だ。

これには思わず苦笑させられたが、今後の審理にはなお相当の日数もかかりましょうから、その推移を見守りつつ、あらためて訂正をするのか或いはすべて取り下げるのか、検討させてください、と返したら、いや急がずとも結構ですから、との仰せだ。審理手続き上、告訴状の存在はひとつの汚点にもなろう。きちんとやるから、出来れば消しおきたい、ということか。まったく笑わせる。

やっと、振り出しに戻って、賽が振られるのだ。

ようやくここまで辿りついた。

ふと壁際の RYOUKO の写真に眼をやる
突然、腹腔が横隔膜を押し上げ
ドッと涙が溢れてた。

Soulful Days 25 後遺症に苦しむM

09. 06. 04

昨年の9月9日の事故からもう9ヶ月が経とうとしている。

4月8日に地検を訪ねてから、その後、審理のほどがどうなったのか、その進捗ぶり確かめるべく、先日、ほぼ二ヶ月ぶりに電話を試みたら、なんと急な異動があったとかで、担当の検事が変わっていたのには驚かされもしたし、なんだかはぐらかされたようでもあり拍子抜けの躰。

年度代わりのタイミングもとっくに過ぎての異動に、どんな背景なり事情があるのか、部外者には知る由もないし、些か腑に落ちない気もするが、此方からはなにを問うわけにもいかぬ。

新しい担当副検事の言うには、事故時の記録ビデオはOMタクシー側から府警へすでに渡っているものの、その解析は専門家の手も煩わせねばならず、なお時日がかかるようだという。

なんともんびりした話に、嫌味の一つも云いたくなるのを抑えて、審理の結果が出次第報告願いたいと申せば、それはもちろん連絡をします、と曰ったので、ではよろしくと電話を切った。

この分ではまだひと月やふた月じっと待つしかないようである。

つづいて一昨日は、事故当事者OMタクシー運転手のMさんと久しぶりに会ったのだが、その席で、まだ治療に通っている彼の回復状況についていろいろと訊いてみたところ、なお後遺症に苦しむ日々が続いていることに、悲しくなったり悔しくなったり、またぞろ相手方TKへの憤りが込みあげてきたものである。

RYOUKOを乗せて運転していたMさんは、頸椎の三、四、五番が変形損傷しており、いまだ右手に痺れが残っているらしい。事故直後から右腕全体が麻痺していたのだが、肩、肘へと徐々に神経は回復し、麻痺部分が縮小してきているという。だが彼の抱える後遺症はこれだけではない。事故直後より彼は、頸椎損傷による整形外科だけではなく、心療内科にもずっと通っており、最近になって心療内科から精神科にかわったというのである。おそらくPTSDの恐れがあるのではないか。その素顔が真面目で誠実な人柄であるだけに、長びく事故解決の道が彼の心に余計な負担を強いているのが気にかかる。

Soulful Days 26 内奥の傷痕

09. 06. 12

他者の心は量りがたい。ましてや内奥の傷痕からくるであろう呵責や痛苦など、たとえ自身の苦しみや悲しみに照らしてみたところで、到底推し量れるものではない。

昨夜、M運転手に、この一週間ばかりの動きについて、報告のメールを送ったのだが、その返信を読むなり、そんな思いに捕らわれてしまったのだ。

—私からの往信

先週末の弁護士同士の初会談では、賠償の金額提示などはまったくなかったと。コチラの弁護士が、相手方TKの重過失疑惑や不誠実な態度に、怒りと幻滅を抱いていることを言ったからでしょう。強制賠償は双方のが使えるということもあるし、どうぞ提訴してください、とそんな調子だったと。まったく保険会社やその弁護士というのは、そんなものですかね。コチラは刑事のほうもまだ時日がかかりそうだし、この報告以前に、貴方を除いて、OMタクシー会社サイドと相手方TKを民事でも提訴しよう決めていたので、その旨弁護士に依頼しています。来週にも提訴の運びになるでしょう。

それと、母親と息子に、一度ゆっくりと貴方と話し合う機会を設けたいと言っています。私とばかりでなく、二人と腹を割って話せば、貴方の心の傷や凝りも少しは軽くなるかも知れないし…。いまでは母親の思いも、我々と同様、貴方もまた被害者だ、と受け止めています。だから、貴方と一緒に奥さんとも会いたいです。この機会については、あらためて連絡、相談するつもりです。

—MKからの返信

ご連絡有難うございます。私にも公安から通知がありました。取消処分が変わらないと、との判断でした。基本的に最初の警察調書からの判断・裁定ですから、警察が惰性で作文したものに、日時や場所の記述を差し替える手法で、当事者の真情や表現はあまりにも反映されていないことが、根本的におかしいですし、検察もほぼ同様に感じられます。

また会社は、社保の個人負担費用のことをこちらから散々問い合わせしている時はなかなか返事をせずに、突然何ヶ月とまとまった金額を全額決済しないと、労災手続きの書類に押印しないと、訳のわからないことを平然と言ってきています。現在、私の生活費は給付金であることをわかったうえで、尚且つそんな話です。降格されたKの後任部長職が、我が身の保身を優先し、指示をしているとのことで、さすがに私も家内も体調を崩してしまい、折角の治療も後退してしまい、担当医もびっくりしていました。労災担当の方からも心療内科に労災手続きが出来る指定医に転院して、精神的にケアを奨められました。

本当に色々のご心配戴き有難うございます。大変息苦しい状態で、本当に折れそうな今日この頃です。有難うございました。

公安のあるいは検察の審判が、事故当事者たる運転手双方の過失をどのように裁定したとしても、人ひとりの生命を理不尽にも奪い取ってしまったことの重さや罪悪からは逃れようもない、というのが人間としての本分だろう。しかしこの当事者たちMKとTKは、事故直後よりずっと、対照的な、真逆とっていいほどのリアクションに終始してきたように思われる。一方は自己保身と防衛のためにいち早く固い鎧に我が身を包み込んでしまい、そこから一步も出ようとしない者、他方は直き心でというか、率直に真摯に事態を受け止め、心身もろともにその責め苦に向き合いつづけようとする者。むろん後者がMKで、前者がTKそのものだと私は捉えているのだが。

それにしても、私にとって到底量りがたいものがあるというのは、まず、その事故自体の、生の具体的な経験そのもの、その衝撃の強度は、それぞれMK固有のものであり、TK固有のものである筈で、その消し去りようのない生の衝撃と、第三者 RYOUKO の死を招来してしまったという悲惨事が直結してしまっているという事態、このことを正面切って受け止めてしまえば、心というものの、その内奥にどれほどの傷痕を残

すものか、それはたとえ不条理にも突如家族を奪われてしまった此方の痛苦や悲しみからでも想像しうるものではあるまい、と私には思われる。

ならば、もう一人のTK、さっさと固い鎧のなかに身を隠してしまい「貫い事故」などと何処かで放言を吐いてしまえたような彼は、果たしてその心になんの傷痕も残していないのだろうか、そんなことはあるまい、MKとは異なりもっと意識下に、自身気づきもしない深層の闇深くに、それは隠れてあるにちがいない、とそのようなも思えてくるのだ。

Soulful Days 27 処罰感情

09. 08. 07

裁判員制度がはじまり、その初審理の様子が、ここ数日新聞やTVを賑わしてきた。

検察の求刑16年に対し、下された判決は15年、という些か意外な重いものだった。

事件の詳細や背景についてなにほどの知識ももたない私だが、被害者側の強い悲しみや処罰感情に、法廷という特殊な場とはいえ、ナマに接してみれば、往々にしてその影響下のうちに量刑判断がされやすくなる、ということはあるだろう。一般市民としての裁判員が、陪審員制度のように有罪か無罪かの判断だけでなく、量刑判断に加わりこれを決するということの重さは、やはり過重のように思われるし、そもそも量刑判断を、その時その場の状況次第でとかく揺れ動きやすい市民感覚というものの判断に委ねてよいものか、あらためて強い疑問を抱かざるをえない、そんな判決だった。

判決後、接見した弁護士の語るところによれば、被告は裁判員の構成について「年齢が若い人が多かった。自分と同年代であれば、近隣住民との問題について少しは想像してもらえたのではないか」などと語っていたという。犯行時の精神状況がどうであったかはともかく、心の平静を取り戻したいま、まっとうな人間のまっとうな物言いだとも思われる。

被害者も被告も70歳代の近隣同士の間で起こってしまった無惨な悲劇、その背景に積年の近隣トラブルが介在していたとすれば、短絡的に殺傷行為に至ってしまった被告の科は、理由がどうであれ許されざるものであるが、その遠因となったであろう問題は、どこにでもあることでありながら、なお固有の刻印を帯びた意外と根の深いものなのだろう。被害者遺族による捜査段階での陳述書と裁判における陳述の喰い違いも、些か気にかかるところだ。長い間母子家庭で育てられてきたという、その母子関係の微妙な歪みも感じられないわけではない。いずれにせよ、近隣としての被害者と被告の積年の関わり、その日常性の全容がほぼイメージされ、それでもなお狂気の沙汰ともいべき殺傷事件が起こされた、その愚かな短絡的行為が、必要充分なる量刑でもって裁かれるべきだろう。

この裁判が現実にはじまるまで知らなかったが、4日連続という短期集中型の審理過程にも問題は大きいにある。この時間的な制約は、事件の背景に迫り真相を究明するに十分なものとは到底思われぬし、連日のマスコミ報道が裁判をショーアップ化してしまう尾端まで生み出し、裁判員たちの良識や公正感覚を狂わしかねないといった危惧も大きいにあるというものだ。

高さは12階建てながら横にぐんと長いあの偉容が、一介の市民には圧するばかりに映る大阪高裁・地裁のビルに入るのは、いったい何年ぶりだったか。足かけ8年かかった木津信抵当証券の集団訴訟事件以来のことだとしたら、9年ぶりになるのだろう。

本日午後1時15分、民事訴訟の第一回口頭弁論期日があった。

当初、私は立ち会うつもりではなかったのだが、週末小旅行から帰ってきたら、担当弁護士から被告側の答弁書コピーが送付されてきており、これに眼を通してその腹づもりは一転してしまったのだ。

もちろん、原告被告となって争いのテーブルに乗ったのだから、此方側の告訴理由等々に対し、被告側の答弁書がことごとく反論してくるのは当然のなりゆきと百も承知なのだが、いわば無味乾燥な訴訟用語で終始した身も蓋もないような文面に、いざ接してみてもはや訴訟にまで持ち込んでしまった以上、その流れを自分の眼と耳で追い、一つひとつの闘いの手立てに、後顧の憂いなく関わっていかねばならないのだ、と思いなおしたのである。

担当裁判官は五十代半ばか、一見してごく温厚な人柄に見えた。相手方弁護士は二人、保険会社は同一ながらOMタクシー会社側と事故相手TK側が、それぞれ弁護士を立ててきていた。型通りに双方における争点の確認作業が事務的に行われ、早々と次回期日を10月8日と取り決めてこの日は幕。ものの十分ばかりも要したろうか。初回は、まあそんなものだと承知しているから、なんという感想も湧かないのだが、問題はTK方の答弁趣旨で、あくまで無過失を主張してくる構えのようで、これにはさすがに私も、ことあらためてムツときた。

おそらく、膠着したまま動かぬ交通裁判の刑事告訴のほうは、かように民事訴訟に至ったということで、判決であれ和解であれ、民事の片がつくまで、兪々黙りを決め込んでまったく動かなくなる、というのがK弁護士の見当だ。ならば、この法廷で、無過失を主張してくるTK側に対し、そのTK本人が証言台に立たざるをえなくなるほど、争点の絞り込みなり、緻密な展開を図らなければならぬ、との意を強くしながら帰路についたのだ。

空も、風も、ようやく秋の色

9月9日、今年の今日、それは午後8時15分頃だった、とされている

夜とはいえ、見通しのよい広い交差点内で起こった、右折車と直進車の衝突事故

直後より脳死状態となっていたRYOUKOは、5日後、その命を絶った

甲乙二人の運転手の刑事責任については、いまだ検察庁の取り調べは、膠着状態のままだ

1年、365日、8760時間、525600分、31536000秒

その一瞬、その一秒さえなければ、あの人なつかい笑顔に、いつでも会えたものを

偶然の悪戯とは、これほど非情なものか……

先日、「悲母観音」が、ようやく届いた
東京芸術大学所蔵の、狩野芳崖の悲母観音
美術書などではともかく、その実物をこの眼で観たのは
事故の一週間前、9月2日であった
額装の、その原寸は 1808 mm×867 mm
小学館が復刻出版した軸装は、外寸こそ 1840 mm×580 mmだが
作品本体のほうは、990 mm×440 mm
原画の 51%大と、些か小振りなのは、致し方あるまい
一周忌の法要を、この日曜日、J寺で営むことになっているが
席上、この悲母観音を掲げ、仏となるべき RYOUKO を荘厳してやりたい、と考えてきた
それが、仏法の儀礼に合うものか否か知るはずもないが、そんなことはお構いなし

RYOUKO よ、おまえは、悲母観音になるのだ

Soulful Days 30 一年を経て…

09. 09. 14

一周忌法要は無事恙なく終えた。無事恙なくとわざわざ記さねばならないのは、今年の満中陰法要の席での
なんとも言い難い苦い出来事がいまだ脳裡から離れないでいるためだ。

あれは長兄の発言からはじまった。

RYOUKO が事故で逝って、いずれは慰謝料等損害賠償金の問題が起こる。暮し向きは母親と同居していた
にもかかわらず、とうとう結婚する機縁を得ず、独り身のまま逝ってしまった彼女は、私の戸籍のうちにあ
るままだったのが問題をこじらせた。遺族としての相続権は父である私と妻だった母親双方に互角にあるこ
とになってしまう。一言でいうなら、自身の道楽な生きざままで身勝手に妻や子を捨て去った男、彼らにして
みれば、そんな像で括られるのが私だったろう。そんな輩が苦勞してきた母親と同様に遺族として対等の権
利を有するのは不合理きままるではないか。そんな想いが満中陰に寄った多くの親族の心に痼りのようにさ
まざま張り付いていたのだろう。

いや、ほんとうのところを有り身に云えば、この不合理に対する心の痼りは妻の方にすでに起こっていた。
突然降って湧いたようなこの相続権を、私がどう考え、どうしようとしているか、私への妻の疑心暗鬼が、
すでに親族たちに漏らされ、伝播していたのだった。

離れた席で口火を切った長兄に、私は大声を張り上げて怒鳴り返した。法要の席は一気に変じてとんでもな
い醜態を曝した無惨な宴となってしまった。

身から出た錆とはまさにこのことだが…、それにしても救い難く情けない一席であった。

ほぼ一年を経たこのたびの席は、さざ波さえ立つこともなく終始した。A和尚は私が持ち込んだ悲母観音の
掛軸を快く祭壇の横に掛けて、滞りなく仏事を進行してくれたし、おまけに私の想いの一端をまるで代弁す
るかのように座興に講じてもくれていた。

肝胆相照らすとは、互いに畏敬の念の裏付けがあってこそ成り立ちうるものだろうが、A和尚もまた有難く得難い友である。

一夜明けて午後、OMタクシーの社長とK氏を波除の仏前に迎えた。私は昨夜あらためて仔細に書き直した「ドライブレコーダーにみる事故状況及び原因に関する所見」を差し出して、私なりの事故原因の解釈を示した。現在、民事で係争中の名目上の当事者ではあるが、係争相手の実体はむしろ損保会社なのだから、彼らに私どもの考えを明瞭に伝え置くことは決してマイナスには働くまいと思ったからだ。

Soulful Days 31 再ドライブレコーダー解析

09. 09. 01

「ドライブレコーダーにみる事故状況及び原因に関する所見」

1、乙T車の無灯火運転について

資料一のドライブレコーダー分析表⑨時点の映像には、事故直後、対向車線上で信号待ちする車両が映っている。この車両の前照灯はロービーム状態にあると見られるが、その灯りが交差点路面を照射している状態が画面上においても十分に視認できる。

また、分析表⑨から⑬における、対向車線から交差点を西へ直進している軽自動車においても、その前照灯が路面を照射している状態が画面から視認できる。

しかるに、衝突事故直前の2秒間程、即ち分析表⑭から衝突の瞬間である⑱までの間、画面上において、甲M車の前照灯が照射している灯り以外に、路面の変化は見られない。この時、乙T車は時速70km/hで対向車線を走行してきた、と科捜班による現場検証において推定されているのだから、2秒前なら衝突地点の約39m手前にあり、前照灯が灯火されていたなら、画面上に逐次的に灯りの変化が見られる筈であるが、その変化はまったく覗えない。

よって、乙T車は無灯火運転であったと推定される。

2、乙T車の脇見運転について

TKの主張によれば、乙T車の進路上において、右折しようとしている甲M車が、突然急停止したため、急遽制動動作に入るも間に合わず衝突した、とのことである。

また、甲M車が右折行為からほぼ直進状態になったのは、分析表⑮あたりと推定されるが、この時の時速は16.9km/h、さらに分析表⑯において僅かにアクセルを踏んで時速21.1km/hを表示しているが、この間、0.510秒と0.490秒、合わせて1.0秒であり、その移動距離は2.394mと2.872m、合わせて5.266mであるから、この間に、対向車線の右側端右折車線を通過し、ほぼ第一走行車線上で停止したと見られる。但しブレーキが踏まれたとはいえ速度は5.6km/hを表示しており、完全な停止ではない。分析表⑰から衝突時点の⑱までの0.510秒の間に0.794mと僅かに移動している。

さて、甲M車が、ゆっくりとだが右折直進行為に入りながら、なぜ急に停止しようとしたかであるが、MK自身、事故当時を振り返りながら、何か気配のようなものを感じて、咄嗟に制動したというしかない、と語っている。

この時のMKの、咄嗟の制動動作に仮に0.6秒要したとすれば、分析表⑰と⑱のごとく、甲M車停止から衝突の瞬間まで0.510秒だから、計1.11秒となるが、この時点、乙T車は、時速70km/hで、手前21.583mにまで迫っていることになる。瞬時のこととはいえ、真横からかなりのスピードで迫り来るものに、気配のようなものを感じて、というのは然もあらんと思われる。

もし、乙T車が前照灯を灯火していたなら、直進してくる車両を、もっと手前で、しかもはっきりと視認できたろうが、1で推定されたように無灯火であったゆえ視認しえず、甲M車においては事故を避け得なかったものと推量できる。

さらに、乙T車だが、運転するTKは、前照灯を投下し、ゆっくりと右折しようとしている甲M車の存在には、信号手前はるか後方から一旦は視認し、気づいていたものと見られる。そしてその折の判断は、速度を落とすことなくそのまま直進走行しても、甲M車は、右折直進を完了するものと予断したと見られる。それから1~2秒の間、甲M車から注意を逸らし、何か別事に気を取られたまま走行を続けた後、前方を注視した時には甲M車が停止しているのを認め、瞬時に制動動作に入るも、まったく間に合わず衝突した。即ち脇見運転であった。

事故状況をこのように推量せぬかぎり、この項の初めに記したような主張はなし得ぬ、というものであり、またこの推量はドライブレコーダーに即して合理的なものである。

1と2を総合するに、当該事故の原因は、乙T車にこそ無灯火にして脇見という重大な過失が存し、甲M車においては細心の注意をはらいながら右折行為をしていたにもかかわらず遭遇した、いわば不可抗力にも近く、その過失は乙T車に比しきわめて小なるものであった、と推定するのが合理的である。

Soulful Days 32 9. 17 という日

09. 09. 19

17日の朝、大阪地方検察庁に向かって車を走らせていたその途中、携帯が鳴ったので車を停めた。電話の主は息子Daisuke、彼にとっては祖母、私には嘗ての義母乃ちIkuyoの母親の死を伝えてきたものだった。その日の朝、8時43分頃、享年92歳だった、と。

もう10年近くになるか、弁護士だった夫に先立たれてからの其の人は、徐々に痴呆症状を呈してきていたと聞く。しばらくは東京に居たのだが、Ikuyoが波除に住むようになると同時に引き取って同居するようになった。IkuyoとRYOUKOとの三人暮らしがはじまったわけだが、朝早くから勤めに出るIkuyoと夜になってから出かけるRYOUKOという対照的な暮らし向きのなかで、近所の施設からのディサービスの世話にもなりながら、老人の介護がとられてきたのだった。

昨年、RYOUKOの事故死が起こったその少し以前から、痴呆も重篤さを増してきていた其の人は、ショートステイを繰り返すかたちで施設暮らしがはじまっていた。Ikuyoは其の人にRYOUKOの不幸事をけっして伝えなかった、いや伝えられなかったのだろう。其の人はRYOUKOの死を知らぬままにこの世を去ったのである。互いの命日が9月14日と17日、一年をおいてなぜかほぼ重なるようにして…。

私大阪検察庁に着いたのは、ちょうど10時、約束の時間どおりだった。二度ばかり電話で話したことのある事件を引き継いだ検察官は、先のN副検事とはまるで陰と陽、好対照の印象だった。此方の話を気さく

に聞いてもくれたし、私の出した書面のその細部についてもいろいろと尋ねてきた。ただ審理については、府警の科学捜査研究所の分析結果が上がってこないかぎり、一向進まないわけで、検察はただ手を拱いて待つばかりなのだ。どうやら此方としては、干渉の矛先を府警に向けなければ埒があかないらしい。

午後1時からは、近くの喫茶店で、相手方運転手TKの父親と、昨年暮れ以来の対面。

この動かぬ局面。検察の審理はドライブレコーダーの一件以来、ひたすら待つしかない。民事訴訟はゆるゆる動いたとしても、問題の本質―事故原因を審理するのは本筋でなく、これを俎上に乗せようとすれば、これまた相当の工夫と根気がいるし、はたして叶うかどうかも疑問だ。

一周忌を迎えるにあたって、私はどうにも動かぬこの局面を打破したい、と身内から衝き動かされてきたらしい。それが在日の疑惑を抱いて以来拒絶してきたTKの父親との、一対一、ほぼ三時間に及んだ、直接の対話だった。

これまではいずれも事故当事者である息子TKを横に置いてのことで、その重荷から解放されての私との対面は、より率直に、より素直に、彼自身まるごと頭わにされていたようであった。もちろん私はこれまでも、TKと父親を前にして、いま彼がそうであるように、私自身をまるごとぶつけてもきたつもりである。

単刀直入、ドライブレコーダーの私なりの分析や所見について具にあからさまに伝え、この半年のあいだ私を苦しめてきた彼の在日疑惑についても問うた。彼の経歴からしてもそう考えざるを得なかったし、これを否定する彼に、経歴の一つひとつ、その経緯を質し、なお得心しかねてはまたも問うを繰り返した。在日になにがしかの偏見があったわけではない、しかし、在日なれば、いまだこの日本の現実で、あってはならぬことだが、超法規的な行為もやれぬことはない。私の頭のなかではこの半年ずっと、在日―捜査への圧力という図式が強固に成り立っていたものだから、この疑惑を打ち消すには繰り返し問い質さざるを得なかったし、またこれを氷解させるのにも時間を要した。

結果、彼は在日ではなかった、のかも知れぬ…。

これを打ち消す応答振りを、私としては注意深く観察もしたつもりだが、彼の言葉に嘘があるようには感じられなかった。最後はお互い笑顔で別れた。

いま私は、ある種の虚脱感に襲われながら、心のなかに膨張しつづけてきたこの疑惑を否定し、抹消しつつある…。

Soulful Days 33 山巔は見えたら

09. 11. 10

OMタクシーに取り付けられていたドライブレコーダーに残された事故時の記録画像を証拠資料として、大阪地検に対し再捜査あるべしと要請したのは、4月8日のことだった。

その二週間後には、大阪府警科学捜査研究所に問題の記録画像が持ち込まれた、とも聞いていたのだが、それから半年余りのあいだ、二度、三度と、地検担当検事に「再捜査、分析結果の報告は？」と問えども、「未だし」の回答ばかりで、徒に月日ばかりが過ぎ去っていくのに、科捜研は一体やる気があるのか、このまま放擲されればなしで済まされようとしているのでは、などと猜疑に襲われることもしばしばであった。

だが、昨日、ようやく地検から連絡、「府警から再捜査の報告が上がってきたので、11月中あるいは遅くとも12月には、審判を下せるだろう」と担当検事。さすがに私の胸も高鳴った。
かたわら、現在進行中の民事訴訟では、事故車同士のOMタクシー側とTK側、被告双方のあいだで、過失の有無について意見の対立がみられる、という。あくまで無過失を主張するTK側に、そりゃないだろうとOMタクシー側は一定の過失を認めさせようとしているそうだ。

先日、OMタクシー側弁護士は、M運転手から事故状況を聴取し、TK側にも大いに過失ありきの感触をもっているらしい。さらに、M運転手が持ち込んだドライブレコーダーを見て、TKの無灯火運転は明白だと言ひ、証拠としてきわめて有効だとも言ったそうだ、とこれはM運転手からの情報。
夜間のこととはいえ、見通しのよい広い交差点での事故、直進車の相手方にもそれ相当の過失がなければ、死亡にいたるまでの衝撃に遭うまいものを、それをなぜだか自分は無過失だと言いつのる相手方に、嘘の仮面だけは剥がしてやらねばならない、とずっとそう思ってきた。
相手を憎んでなんかいない。人間として腹立たしいばかりだが、その先にあるのは憎悪じゃない、むしろ軽蔑が似つかわしい。
いずれにせよ、年内にも、待ち望んできた結果が、明々白々の事実が、われわれの前に露わになる。

Soulful Days 34 地検、現場検証へ？

10. 01. 27

12月中には出されるであろうと期待された大阪地検の審判—甲乙運転手への刑事処分は、結局は音沙汰なしのまま年が越され、はや1月も大寒を過ぎ月末を迎えようとしている。
この間、こうまで結論を長引かせるのはいったい何か、やはり警察の調書と矛盾する審判を下せしめるのは困難かなどと、一抹の不安やら疑念に襲われては焦燥に駆られるといった始末で、どうにも気の霽れぬ日々が続いてきた。
そこへM運転手からの久々のメール、昨夕のことだ。彼とは暮の25日に会っていたからちょうど一ヶ月ぶりの音信。それによれば、検察はあらためて事故当時の現場検証を実施する意向で動いているとの由、その協力要請がM運転手の会社OMタクシーにも既になされているらしい。
これが本当なら、まぎれもなく吉報である。現場検証の日程はいまだ確定しておらず、M運転手にもその連絡はまだないが、この情報がOMタクシー側の弁護士からもたらされたものだけに信憑性は高く、早晚実施されることはまずまちがいないだろう。

抑も検察があらためて現場検証をしようというからには、検察にあがってきた警察の調書や捜査判断に大きな問題点があるという認識なしにはありえなからう。此方が要請したドライブレコーダーの分析から推定される事故状況と、警察における捜査報告や調書に抜き差しならぬ齟齬や矛盾があり、これらの欠陥や誤認を明々白々のものにしなければならぬということだ。さらに突っ込んでいうなら、検察の判断はすでに警察の捜査・調書をかなりの部分を修正せざるを得ないという心証を得ており、検察による現場検証の実施はこれを確定させるための、いわば通過儀礼となるべきものだろう、とも思われる。

やっと、ここまで来たか…たまらず深い息をつく、
もうすぐだ、もうすぐ…、霽れる日は、もう近いのだ。

Soulful Days 35 地検、審理終結へ

10. 03. 16

2月9日（火）、TKの父TA氏から連絡、12日（金）に会いたい、と。

2月12日（金）、父TA氏と会う、TKは今年の医師免許国家試験を受験すること、今、流行りの加圧式トレーニングを研究していきたいとの意向、医師免許を取得した後、この方面の研究につきたいと考えている、とのこと。

そういえば、東大医学部には寄付講座だが、加圧トレーニング—虚血循環生理学—特任准教授中島敏明の講座があり、（株）Sスポーツプラザがそのスポンサー企業となっているようだ。

今年の医師試験は、なんと翌日からの、13日（土）、14日（日）、15日（月）の3日間で、合格発表は3月29日（月）。

そして、TKの地検出頭日は、試験終了の翌日、16日（火）だった。

2月13日（土）、父TA氏を呼び出し、再び会う。

3月2日（火）、運転手のMK氏と会う。

々9日（火）、MK氏、呼び出しに応じ地検出頭、O副検事より、略式起訴でなく公判請求する旨を伝えられ、同意書に署名す。

々11日（木）、地検のO副検事より連絡、審理報告のため15日に来られたしと呼び出し。

々12日（金）、MK氏と会う、地検出頭時の詳細を聴く。

そして昨日、3月15日（月）午後4時、大阪地検に行く、Daisukeも来た。

地検のO担当検事から、検察での取り調べはほぼ尽くされたので、遺族への報告をしたい、との電話があったのは先週の木曜（3/11）だったか。

この日午後4時から一時間余り、私は、母親の代理として来庁した息子のDaisukeと、O検察官の前に対話し、報告を聞き、また問い質し、時に執拗に反論もした。

だがそれにしても、府警の科捜研がきちんと解析をしたとされるドライブレコーダーへの所見が、彼我のあいだでこれほどに食い違うのは、いったいどうしたことか。

Soulful Days 36 事の本質とは

10. 03. 19

交通法規以前の、法以前の、事の本質というものを考える

たとえば、小沢一郎問題、

仮にこのまま政治資金規正法等からは罪に問われず落着いたとしても、これはやはり、悪徳きわまるものと受けとめざるをえない。それが事の本質だ。

新生党や新進党あるいは自由党と、立党解党を繰り返したはてに、政党交付金の余剰が5億あるいは6億と懐にしたと巷間伝えられる。証明は出来ないが疑いなく事実であろう、と世間はみなそう考えている。政党交付金という国民の血税をも含めたカネが原資となって、十億余の不動産へと化け、陸山会に帰属せしめているという事実、しかも政治資金管理団体は不動産を登記できないから、小沢一郎個人名義の登記物件だ。これらを決して私しない、と検察特捜部に一筆取られたというから、政治資金管理団体陸山会への帰属は動かせなくなるだろうが、小沢はそんなこと端から百も承知、私することなど要せず、どこまでも陸山会所有のままでよい、これら不動産が政治団体帰属であるなら、小沢一郎個人の登記物件であろうとも、個人財産として相続税の対象にはならない、政治団体はただ継承されるものなのだから、仮に小沢の親族が後継となれば、不動産もろともそっくりそのまま引き継がれることになる。

法にはかからぬが、こんなからくりの全容を知れば、いやおおかたの国民はすでにそんなものかと推量していようから、多くの人がこんな悪はないと思っているだろう。

さて、RYOUKOを死に至らしめた事故の、事の本質とは…

現場は中央大通りという阪神高速の高架も走る広い道路、速度制限は60 km/h、その辰巳橋南詰交差点内、RYOUKOを乗せたタクシーM車が最徐行しながら、右折から直進行為に入った時、直進の対抗車T車が後部左側に激突した。

衝突時、直進車の速度は時速70 km/hだったと推定されている、制動操作はまったく間に合わなかったのか否か…。

交通法規においては、直進車優先の原則があるが、午後8時15分頃という事故発生時において、この直進車が無灯火であったり脇見運転であったりすれば、どういうことになるか。

そういった法以前の、事実関係のみでいえば、最徐行で右折から直進へと移行しつつあったM車に、その横合いからT車が急ブレーキも間に合わないまぶつかつてきたもので、このとき、正確には衝突の1.0秒前から1.5秒前、TKは次の瞬間に起こる出来事を予知できている訳である。一方、MKがぶつかりくるT車にどの時点で気づきうるかと考えると、T車が前照灯を灯火していれば、横合いからとはいえ迫り来るその灯りを2秒前にも気づくことはありうるが、仮に無灯火であった場合にはぶつかつてくる瞬間まで気づきえないことになる。ましてや乗客であったRYOUKOにとってはまったく無防備なままに激突の衝撃を受けることになる。

もはや避けえない衝突を、ほんの一瞬とはいえ直前に予知できたT車の運転手は、次の瞬間に起こる衝撃に対し咄嗟に身構えることも出来るが、M車の運転手MKとその乗客RYOUKOにとっては、そのわずかな抵抗すら、咄嗟に怯むことさえ、不可能である。

この違い、この差は、決定的に大きなものではないだろうか、と私は思う。

この事故を考えると、私は過去の私自身の経験のなかでの二つの出来事を思い出さずにはいられない。

ひとつは、まだ幼い頃の遠い昔のこと、私が小二の時であった。朝、学校へ登校してまもない始業前の時間、たくさんの児童が運動場で遊んでおり、何をしていたか記憶にないが私も校庭に居た。そこへ突然、背後から強い衝撃に襲われ転倒、固い地面に頭部を打ってそのまま気絶してしまったのである。

当時、上級生の男子ならほとんどみんなが遊んでいた軍艦ごっことか水雷・艦長と呼ばれた遊び、これに興

じて走り回っていた六年生の男子が、ほかに気を取られていたからだろうが、私にぶつかってきた、というのが事の経緯だった。

学校の保健室のベッドの中で、気を失ったまま眠り込んでしまっていた私が、気がついたのは一時間後だったかそれとも二時間後だったか、眼を開けたとき真っ先に映ったのは、私の顔を心配そうに覗き込んでいる当時六年生だった次兄の姿だった。

もう一つは、私が40歳を過ぎたばかりの頃、居眠り運転で自身が乗っていた車を大破させてしまった事故のことだ。当時の私は自宅で落ちこぼれ塾というのが相応しいような小さな学習塾をしていたのだが、収入も心許ないことから深夜のアルバイトを始めていたのだった。コンビニ店などにおにぎりを配送してまわる仕事だったが、そのアルバイトに就いてまだまもない頃、たしか二週間ほど経った頃だったと記憶する。私が運転していたのは積載一屯の保冷車、時間は午前0時を30分もまわっていたろうか、梅田の北側のコンビニ店に配達をして次の店に向う途中、高速の高架下道路を走っていたのだが、睡魔に襲われフツとなっては眼を凝らすといったことが二、三度繰り返されたらどうか、ハッと気がついたとき暗く見通しのきかない前方に停車している無人の工事用大型車両が眼に入った、大慌てで急ブレーキをかけたがもう間に合わない、ガシャンと大きな金属音をたてて衝突、保冷車は大型車の後部へめり込むようにへしゃげて止まった。ほんの数秒気を失っていたらと思うが、ペシャンコになった運転席で気がついた私は、容易に身動きはならないのだが、どうしたことか幸いにも身体にほとんど異状がない、車前部大破で保冷車はそのまま廃車となってしまった損傷の大きさに比して、軽い打ち身や擦り傷はあったもののまったく五体満足、ほんの一瞬の差で大怪我ともならず命拾いをしたのだった。

この二つの事例からみても、能動的に自らぶつかりゆく者と受け身的にぶつけられる者、その立場の違いが事故の衝撃によって受ける損傷において、被害の度合を大きく分け隔てることにもなりうるのは明白だろう。ぶつかり来た者TKは、その一瞬先に起こる衝撃に対し、身を挺しつつぶつかりゆくのであり、一瞬の身構えもなし得るのだ。ならばこそその衝撃に比べ幸いにして軽傷で済む場合は多々あり得るが、ぶつけられた者RYOUKOは、まったく不意を突かれたことであってみれば、その激しい衝撃をまるごとその身に蒙らざるを得ないのである。

あまりにも言い古された謂だが、文明の利器＝走る凶器なればこそ、これを操る者にはおのが想像を超えた事態を出来させずにはおかぬ危険をつねに抱え込んでいるのは自明のことであり、走る凶器＝車体質量×速度の破壊的エネルギーとしてぶつかり来た者は、その相手に対し常軌を逸した暴力装置と化す、というのは常識のイロハではないか。

それが、この事故の、法以前における、事の本質なのだ、と私は思う。

RYOUKOを帰らぬ人としてしまった直接の原因は、脳外傷による急性の硬膜下出血であったが、治療にあたった医師の説明によれば、他に、肝臓部に外傷、脾臓にも傷痕、ともに変色がみられ、左胸部肋骨の上部に骨折、骨盤の仙骨部左右が骨折、右脚部膝下部位に骨折、と身体の各所に異状が見られたという、その衝撃の凄さを物語るものであった。

とうとう、というより、やっと、というべきだ。

20 日夕刻、我々が刑事告訴してきた事故相手方 T K に対しての処分通知書が、大阪地検より郵送されてきた。

内容のほどは、この手の官庁文書のこととて簡潔このうえない。

「処分通知書」と標題した上部に小さく、様式第 96 号、括弧して、刑訴第 260 条、規程第 58 条、とある。刑事訴訟法第 260 条の条文は「検察官は、告訴、告発又は請求のあった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。」と。また規程とは、法務省訓令として「事件事務規程」なるものがあり、その第 58 条は「検察官が刑訴第 260 条の規定により処分の通知をする場合には、処分通知書（様式第 96 号）による。」とあるのみ。

書面には、大阪区検察庁担当検察官の記名押印があり、さらに「貴殿から平成 21 年 2 月 10 日付けで告訴のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。」とあり、つづいて「記」以下、

- 1 被疑者 T K
- 2 罪 名 自動車運転過失致死傷
- 3 事件番号 平成 22 年検 第××××号
- 4 処分年月日 平成 22 年 3 月 19 日
- 5 処分区分 起訴

と箇条書きされているばかり。

起訴とはいうものの略式起訴である、決して納得のいく結果ではない、むしろ敗北感に近いものがある、とはいえ、事故より 1 年と 6 ヶ月、やっと大きな関門を抜けたことにはちがいないのだ。

Soulful Days 38 一矢報いるか?

10. 04. 13

昨日、知友でもある衆議院議員 K A 君宛と、厚生労働省医政局医事課試験免許室宛に、以下の書面を簡易書留にて送付した。

「医師免許交付に係る、請願書」

厚生労働大臣 NA 殿

第 104 回医師国家試験受験者、T K 儀

昭和×年×月×日生

住民登録上の住所：奈良県生駒市萩の台×丁目×番×号

現住所：大阪府大阪市港区弁天×丁目×番×号

この者は、平成 20 年 9 月 9 日、午後 8 時 15 分ころ、大阪府大阪市西区境川 1 丁目 6 番 29 号先路上におい

て、OMタクシー乗務員MKの運転する車と衝突事故を起こし、同車後部座席の乗客 RYOUKO を死傷（9月14日死亡）せしめた者です。

この者の、さらに不届きなことは、過失致死傷という重大事故当事者でありながら、事故直後より意識不明、急性硬膜下血腫及び脳浮腫を起こし、瀕死の床にあった被害者を一顧だにすることなく、ひたすら自らの保身のみを図り、また自身の過失をいっさい認めようとせず、事故管轄署の事情聴取に対して専念先行し、自身に有利な事故調書となるよう事実と異なる供述をなし、事故原因の真相を聞かぬと隠蔽せしめた疑いがきわめて高いこととあります。

よって、この者の医師国家試験における合否のほどは知る由もありませんが、医師免許交付の差止め等、適切なご処置を執られますよう、以下列記の関係資料を添えて、少々お願い申し上げます。

- 添付関係資料
- 1、処分通知書の写し、一通
 - 2、通知書（略式命令決定）の写し、一通
 - 3、交通事故証明書の写し、一通
 - 4、告訴状（大阪地方検察庁宛）の写し、一通

今夕、KA議員から電話、私からの書面を読んで、すぐさま動いてくれたらしい。曰く、国会の常任委員会である厚生労働委員会の理事を務める民主党議員に書面を託した、とのこと。託されたほうの議員は、請願の趣旨は尤もなこと、関係法に照らしてあるべき措置を取るよう善処する、と言ってくれたらしい。いずれにせよ、あらためて回答がある由。

さかのぼって、TKが今年の医師免許国家試験を受験することになったと聞かされたのは、TKの父親から、2月12日のことだった。その週の火曜日（2/9）だったか、昨秋以来、彼から連絡があり、会いたいとの申し入れでこの日の対面になったのだった。この席で、TKが検察から出頭と呼出しがあり、翌週の火曜日（2/16）に出向くことになっていると報告を受け、そんな話にも及んだのだったが、試験日がいつのことなのか尋ねもせず、知らぬままに別れた。

夜になって、はてその試験はいつのことかと調べてみて、またまた愕然とさせられた。なんと、22年度の試験実施は2月13、14、15の三日間とあり、翌日からではないか。おまけに試験を終えた翌日に検察へ出頭だと、そして試験の前日に私と会おうなどと！

こんなタイミングでよくもまあヌケヌケと、さすがにカッと頭に血が上って、すぐさま父親に電話した。有無を言わず、明日、もう一度出てこい、と。

合否判定の発表は3月29日となっていた。

大阪地検が起訴処分を決定したのが3月19日、簡易裁判所が罰金30万円の略式命令を下したのが3月23日である。

医師法によれば、罰金刑を含む前科ある場合は、医師免許受験資格の欠格事由となることが明記されている。されてはいるが、その刑罰の軽微なる場合、担当教授などの嘆願書などが添えられ、且つ合格点に達していれば、免許交付において一定期間の保留処分とされるにすぎない。

医学部6年の学業を終えたにもかかわらず、学生時代の遊び暮しが嵩じてか、医師免許の試験も受けず、ウェイクボードのプロになって三年、四年と気ままに放蕩してきた輩が、人ひとり死なしめる大事故を起こした挙句、将来を憂慮する父親らの説得の前に、さすがに自身も将来不安を感じてか、医学博士の資格を取りにかかったということだが、それがこのタイミングか、あまりにも出来過ぎていて、此方はただただ開いた口が塞がらないというしかない。

合否判定の結果は、固有名など判るはずもないが、統計的な数値のみ公表されている。

受験者数 8447 名、合格者数 7538 名、合格率は 89. 2% と高率だ。

この内、新卒の受験者 7701 名、同合格者 7147 名で、合格率は 92. 8% となっている。ならば、746 名の新卒以外の者が受験し、内合格者は 391 名となるから、合格率は 52. 4% とぐんと下がる。いかに現役有利であるか一目瞭然だが、さりとして 5 割を越える合格率ならば、受験勉強などロクにしている筈もない遊び人の奴としてはずみで受からぬこともない。おめおめとただ座視しているわけにはいかぬと、厚生労働省への直訴と相成ったのだが、この請願を必ずや担当部局に採り上げさせるには実力行使に及ぶしかないと、前回の選挙でめでたく議席を得た知友を頼った次第である。

Soulful Days 39 若い検事と弁護士と

10. 04. 23

一昨日 (4/21) は、大阪地検へ参上して若い気鋭の検事と面談、午前 10 時から一時間半に及ぶ。

二日おいて今日も午前 10 時から、これまた若い国選弁護士と面談、此方は被告の MK とともにだったからさらに時間を要してほぼ二時間。

被告 MK の自動車運転過失致死傷事件の刑事裁判は、すでに第一回公判期日を 5 月 7 日に行うと決まっている。

まず検事と面談したのは、公判への被害者参加制度に則り、被害者遺族として裁判に臨むことを意思表示していたからだ。電話の声で察していたように W 検事は、審理段階の検事とはうってかわって、とても若い。少壮の青年検事という雰囲気だけに正義感に燃える理想家肌、原理原則を尊ぶといった気概が、言葉を交わすあいだに充分感じられた。

私がこの裁判に積極的に参加しようというのは、被害者遺族の立場から被告 MK を強く告発したいからではなく、その真逆、彼を弁護し、なんとしても量刑の軽減を計らねばならぬ、むしろ被告席に立つべきはもうひとりの相手 TK でなければならぬと、そう確信しているからだ。

地検の審理段階で、MK には減刑の嘆願書を出し、事故の重大な過失は TK の無灯火と脇見にあると主張し、ドライブレコーダーを証拠資料として詳細に分析せよと、TK を告訴したにもかかわらず、結果は、事故当初から西署によって作成された調書がなんら見直されることもなく、この告訴によって動いたことといえば、検察当局としては審理の初期において、TK を不起訴に、MK には略式起訴で罰金刑に、と予断されていたにもかかわらず、TK を略式起訴に、MK には公判請求を、と相対的に量刑が嵩上げされるという、われわれ遺族が望みもしない結果を招来してしまったのだ。この結果については忸怩たる思いに囚われるのみで、一旦出来上がってしまった捜査当局の調書に改変を迫ることなど願うべくもなく、やはり捜査の壁、検

察の厚い壁を前に、こちらの無力感ばかりがつのってはやり場のない思いに立ち往生、といった躰だった。そんなところへ届いたのが5月7日の公判期日の知らせ、ならば私に残された為すべきことといえば、なんとしてもMKに下される刑を軽微なものにしなければならぬ、これに全力を注がねばならぬと思いついて、一昨日と今日、検事と弁護士、相反する二者との面談だった。

今日会った若い国選弁護士、彼は、私のこうした振る舞い自体、本来ならMKを訴追する検事側に立って、厳罰を望むはずの被害者遺族が、まったく逆の立場で執拗に発言を繰り返すのに、戸惑いを隠せぬといった様子だった。考えてみればそれも無理はない。検事のほうは、捜査段階から私が何を言い、どういう立場を採ってきたか、検察内部での申し送りもあれば、私が出した書面などの資料もあるから、予め予備知識がある。かたや現在のところ弁護士が知り得る材料は、検察より裁判所へ提出された訴追資料しかないのだから、面喰らうばかりというのも肯けることではある。ではあるが、事前にMKを通して私も同席するからと伝えてあったのだから、もう少し想像力を働かせてしっかり腹を据えておけ、と言ってみたくもなるほどに、彼の応接はテキパキともせずまだ理解がついてこぬといった感に終始した二時間だった。

それにしても、交通事故における甲乙二者の過失に対する相対主義というあり方、それ自体が私には解らぬ、どうしてそうでなければならないのか。

これがたんに民事における損害賠償問題を解決しなければならない場合、過失割合を云々し、それに応じた賠償責任を互いに負担し合わなければならぬから、相対主義にならざるをえないだろうが、刑事責任を問おうとする場合、もちろん双方に過失が存在するであろうことはまちがいのない事実ではあろうけれど、警察の捜査や検察の審理が100%事実関係を洗い出せるはずもないのに、帳尻を合わせるかのごとく合理性を求めて相対主義になぜ固執するのか。だからこそ、その結果、却って関係者各様に堪えきれぬような不条理な結末を負わせることになるのではないか、そう思えてならぬ。

ことここにたって、私の思うところはこうだ。

TKの無灯火や脇見は、たしかに非常に疑わしい。疑わしいにちがいないが、これを完全に立証することは、これまた非常に困難でもあろう。さらにいまさら彼の供述を覆させることもまた難しい。したがってTKに対しては、疑わしきは罰せずと落着させるしかない。彼が事実とは異なる軽微な罪で済んだとしてもこれは仕方がない。彼には別の反省の機会を求めようと思う。

さてMKは、無灯火も脇見も疑わしいとはいえ立証ならず、TKが軽微な罪で落着いたのだから、やはり彼の過失は重く、その罪も過失相当に重くならなければならぬと、事態はこう運んでいるわけだが、そんなバカなことはない、相手には無灯火や脇見の疑いがどうしても残るのだ、ただ罰せないだけなのだ、当然に彼の問われるべき罪は軽微なものにならなければ、それこそ冤罪にも等しいことになるのではないか、こんな不条理はとんでもないというものだ。

を載せ、つづけて「大阪生まれのぐうたらなウェイクボーダーです。今年でプロ3年目です。ぼちぼちがんばってます。」とある。

更新ペースはいたって気まぐれでのんびりした文字どおりぐうたらものだが、このブログの主、誰だろう、RYOUKOを死なしめた事故の相手、TKその人である。

ブログの存在を知ったのは偶然ではない。彼の父親と初めて面談（この折もちろん彼自身を伴ってのことだったが、彼は殆ど言葉らしい言葉を発していない）した時だったが、学生時代からウェイクボードなんぞというマリンスポーツに嵌って、一年ほど前にプロ資格を取った、とそんなことを父親から聞かされたものだから、どんなニュートレンドのスポーツかも知らなかったし、ネットをググってみたら、当のブログに出会った訳である。

少しばかり拾い読みするだけで、まあ彼というその人となりはおおよそ察しがついたし、生活習慣なども見えてくる、それ以上に何か情報を得ることもないから、以後は滅多にこのブログを覗くことはなかったのだが…。

二、三日前に、ふとそんな気になって久しぶりに覗いてみたら、イヤ、驚いた、魂消てしまった！

彼の刑事処分が略式とはいえ起訴と決したのは3月19日、簡易裁判所において30万円の罰金と略式命令があったのは3月23日だ。おまけに医師国家試験の合否発表は3月29日であった。

かような大事が連続している渦中に、彼は、このヤツガレは、なんと海外に、アメリカのフロリダでのんびりと休暇、海に遊び呆けていたのである。それも3月16日に日本を発って、まる一ヶ月のあいだ遊びに遊んで、ようやくこの17日ご帰還になった、らしいのだ。

彼は昨年12月に誕生日を迎えてすでに御年29歳だ、もうガキじゃない。それどころか新築高層マンションの46階でペットの犬一匹と優雅な独り住まい、むろん親名義の物件らしいが4年前に竣工なったばかりのこのマンション、おそらく7,8000万円はしたろう代物だ。どこまでも脛かじりのトンデモ坊やだが、この件は先刻承知だったからこの際措くとして、この時期の一ヶ月のフロリダバカンスには、もう開いた口が塞がらない。子が子なら、親も親、どこまでも我が子を世間様の厳しい風雨に曝せたくないらしいこの親の罪は深く、あまりあるというものだろう。

やはりどうしても、この子と親には鉄槌を降さねばならない、と思う、
——決して憎悪からではなく。

Soulful Days 41 スタートラインに立てたか

10. 05. 03

訴追側の検事、国選の弁護士、おそらくどちらも一年生の若い法曹人。それぞれに二度ずつ会ってきたが、これまで及び腰だった弁護人は、歯噛みするような二度目の面談の時とは違って、ようやく闘う姿勢に転じてくれたようである。

昨日の午後から会うというMKに、まだ仕上り半ばの陳述意見書の素案を持たせ、弁護士の所へ行って貰ったのだが、やっと此方の本意がほぼ通じたいらしい。

休み明けの7日はいよいよ初公判だ。法廷の場で、こんどこそ事故の事実関係を洗い直すことが出来る、少

なくともある程度は。そう、全容解明なんて、そんなこと期待しちゃならぬ、相手方TKにも相当の過失があったのではないかと、どう考えても強く疑いが残る、まあそんなところで落着くしかないだろう。

それにしても、西署の初動捜査は、事故当夜の現場検証、そして双方の車の実況見分ということのみで、あとは当人らの供述だけに頼った捜査で了としたのか、どうしても納得がいかない。一応ドライブレコーダーを見る機会があったのに、この記録に基づき、再度の現場検証を何故しなかったのか、大いに疑問が残る。事故の数年前に自己破産を経験しているらしいMK、だからこそタクシー運転手への転職であったろうが、そのMKの経歴を素因として、偏向的な捜査が行われたのではないか、そんな勘ぐりまで起こしたくなるよなずさんな西署の捜査…。

さらにいえば、検察は、折角ドライブレコーダーを詳細に分析しながら、西署の調書をただ追認するような結論しか出せなかったのか、あるいは出さなかったのか。捜査上の欠陥を認めることが容易でないことはわかるが、さりとてこのまま法廷に持ち込まれた場合、却ってより大きな汚点となることもあり得るではないか。残念なことではあるが、彼らもまたたんなる手続き上の不手際、形式上のミスというものをなによりも畏れなければならぬ官僚にすぎないのか。

Soulful Days 42 交通検察と副検事

10. 05. 06

副検事という職掌も、てっきり司法試験合格によってなるものだと思いこんでいたところ、ごく最近、そうではないと知って、自身の不明を省みつつも、なんだか腑に落ちたような気分になっている。

検察庁法で定められた「副検事選考試験」なるものがあり、その受験資格が検察庁法施行令第2条に細かく列記されているが、要するに關係各庁からの内部昇格試験のようなもので、実際の受験者は殆どが検察事務官、次いで裁判所書記官で占められている、という。

現在、といっても06年の数値だそうだが、検事が全国に1365名、副検事が同じく826名、他に副検事から昇格する仕組みの特任検事（検事2級）と呼ばれるものがあり、これはたった44名。ちなみにテレビの「赤かぶ検事」はこの特任検事なのだそう。

これに対し、弁護士の場合、今年4月現在、全国に28828名、うち女性4671名とあり、なんと検察官の13倍弱も居ることになる。ただ、弁護士の大都市圏集中が近年問題になってきたように、東京の登録者が13823名、大阪で3584名となっており、両方で60%を超えるという偏在ぶりを示している。

「加害者天国ニッポン」というサイトがある。主宰の松本誠は交通事故被害者の支援活動を熱心に取り組んできた弁護士のようなのだが、07年6月、JR列車事故で急逝している。遺書はないが所轄の尼崎北署では自殺と判断されており、動機など真相は藪の中のまま、不審死というのがなんだか気にかかる。

それはともかく、彼の解説によると、交通検察のあり方は1986(S61)年を境に大きく変化してきたという。検察の制度改革で、それまで交通部だけでなく刑事部にも配属されていた副検事が、交通部に集中配備されるようになり、交通事犯の起訴率が急カーブで減少していったらしい。以前は、一般犯罪と同じ73%だったのが今や12%にまで減少している、とこう書かれたのが、すでに5年前の平成17年だから、おそらく現在では10%を切っていることだろう。

検察へ送検された交通事故事案の9割が不起訴となり、起訴とはいえその内の9割が略式起訴、公判請求され刑事裁判となるのは全事案の1%未満に過ぎない。

こういう実態となれば、検察の取り調べというのも、単なる書面主義なのは至極当然のことで、副検事という職務は法曹なんぞではなく、ただの事務屋に過ぎないと言えようか。

この一年余り、私が接してきたあの二人の副検事さんも、なんのことはないただの事務屋さんだった訳だ。

Soulful Days 43 秤と剣、法廷という名の虚構

10. 05. 07

目隠しをした女神が持つ天秤と剣—司法・裁判の公正さを表すというギリシャ神話由来の女神テミス像、左手に持つ天秤は正邪を測る「正義」を、右手に持つ剣は「力」を象徴し、「剣なき秤は無力、秤なき剣は暴力」に過ぎず、法はそれを執行する力と両輪の関係にあることを表している。目隠しは彼女が前に立つ者の姿を見ないことを示し、貧富や権力の有無に関わらず万人に等しく適用されるべきとの「法の下での平等」の法理念を表しているというが、現実の法廷は、とりわけ難しい事件を消化しなければならない交通裁判などという法廷は、虚構に満ちた物語を判で押ししたようにただリピートする場ではないと断ずるほかない。

平成22年(わ)第××××号

被告人 MK

事件名 自動車運転過失致死傷

第一回公判が、大阪地裁、×××号法廷にて、本日午前10時より開廷された。

法廷という籠の中では

〈脚色された事実〉だけが

〈事実〉として生きる

所詮、ソ、レ、ダ、ケ、ノ、コ、ト、カ……

すでに50歳半ばをすぎた

被告MKの

その物言いや態度は

私の知るいつもの

あの素直なMKとは

まるで違って

なにかの外圧からか

意に染まぬことを

無理強いされた

大きな子どものように

ただ、不貞腐れた

ものにしか映らなかった

此処も、また
主戦場には
到底、なりえない、か……

Soulful Days 44 梯子外されて…

10. 05. 12

朝から裁判所へと出かける、10時きっかり、庁舎に入った。

被害者家族には閲覧や複写が可能になった訴追資料や捜査記録等などの複写を得るためだ。

申請手続きは遅滞なくできたが、後日、業者から連絡があるそうで、一週間はかかるだろうという。業者とは例の事業仕分けでずいぶん取沙汰されていたあの司法協会のことだ。

なんだよ、それならそうと、昨日、電話した際に言っといてくれよ。此方は、その場で閲覧しながらコピーできるのだろうと思っていたから、時間もかかろうと相応の心準備をしてきたのに、気負い込んでいたのがプツン、どっと身体から力が脱けていく…。

お蔭で、家に帰ってからも、気怠い、思考の焦点が定まらないなど、終日、身心低調…。

Soulful Days 45 もうなにも…

10. 05. 14

午前10時40分頃、またも大阪地検に出かける。

刑事訴訟法において保証された被害者家族の意見陳述なるものは、検察の意に沿うものでなければ著しく制約を受けるものだということが、嫌という程よく解った。これでは雁字搦め、お手上げである。憤懣遣るかたないが、被告人質問はもちろんのこと、意見陳述もまた、被告宥恕のみを専らとするしかない。

この刑事裁判が決まってからでも、何度も足を運んだ検察庁だが、もう来たくない、これほど不毛なことはないからだ。ひと一人の命が失われたとて、交通事故の事案なんぞ、警察にとっても、検察にとっても、膨大な処理件数のたった一つの塵芥の類にしかすぎないし、被害者の立場から捜査の欠陥を衝いたとて、法廷記録にはそのシミひとつ残すことすらできないのだ。

地検庁舎を出て駐車場に戻ったものの、ここは一息気分転換、なにしろ大阪市立科学館と国立国際美術館が隣接しているのだから、気晴らしにルノワールでも鑑賞してみるかと、美術館へ。

ところが当日券はなんと1500円也だ、おまけに65歳の恩典もない、いまさらルノワールにそんな出費をする気にもなれず、無料で入れる「荒川修作初期作品展」を観る。

全国各地に散らばっていたという「死なないための葬送」シリーズの作品が20点並んだ光景はなかなかの見応え。他に60～70年代の概念芸術の旗手たちの収蔵作品も観られたが、こちらはなんだか焦点の定まらない展示で詰らなかった。残念ながら、気分が晴れるほどの寄り道にはならず、車に乗り込んで帰る。

夕刻、4時前になって電話が鳴る、相手は司法協会とか、公判資料のコピーが出来たので裁判所地下一階ま

で取りに来いとのご託宣だが、オイオイ、明日からは週末、今すぐ走らないと来週になっちゃうじゃないか、連絡してくるならもう少し早く出来ないのかネ、と忌々しく思いながらも、また車で出かける始末。5530円也というこの厚手の公判資料を、それも申請の際には取扱いにあれほど注意を受けたのに、剥き出しの裸のまま手渡されたのには、これまた面喰らってしまった。

その捜査資料や供述調書等を、読めば読むほどに、ただ呆れかえるばかり、ナ、ナンダ、コリヤ、二の句が継げないとはこんな場合をいうのだろう。これで事故原因が明々白々とは、まことに恐れ入る、はっきりと矛盾するような写真もあるのに、堂々と載せられている。この歳にしてこの類のものを初めてつぶさに拝見した訳だが、金太郎飴じゃあるまいに、マニュアルどおりの捜査シナリオが、こうして量産されていくといった図がよく解るだけのこと。

午前と夕刻の、このダブルパンチに、いわゆる世事における事故始末なる世界から、この1年8ヶ月の、私自身のなかの出来事は、途方もないほどの距離へと遠離ってしまっているのだということに、やっと気づかされたような感じがする。

個の内側からみられた事の本質、事件のリアリティーと、法の下におけるこのたんなる形式主義によって完結されようとしている始末記の、この甚だしい乖離は、これこそまさに救いがないというものであり、切り結びを求めること自体、端から虚像の、彼方に浮かんだあの蜃気楼でしかなかったのだ。

救いとは、絶望の背中にピタリと貼り付いてあり、悟達とは、まさにこれ、いっさいに対する諦めから発するのだ。

Soulful Days 46 述べられなかった意見陳述草稿

10. 05. 24

事実のみに照らして人が人を裁くはずの法廷の場もまた虚構に満ちたものであり、法廷のなかの真実とはまったくもって蜃気楼のごとき泡沫のものにすぎない。

本日午後、被告MKを自動車運転致死傷に問う公判があり、私は被害者参加制度に則り、弁護人や検察官の質問のあと、被告人質問と意見陳述を行った。

以下の文書は、本来なら私の意見陳述はこうあるべしという草稿であるが、検事との事前協議のなかで、刑事訴訟法の被害者又は被害者家族による意見陳述の項に基づき、クレームが付けられ、日の目をみること叶わなかったものである。よって今日の法廷で陳述したものは、検事の意見に沿いつつ書き改めた短い別稿であるが、此処ではお蔵入りを余儀なくされた草稿を、ずいぶん長文だが、謂わば事故より1年と8ヶ月を経てきた私自身の総括文書として、掲載しておきたい。

平成22年(わ)第××××号 自動車運転過失致死傷被告事件 担当裁判官 殿
だれも事故を起こそうと思って起こす者がいる筈はない。

AとBの間に交通事故が起きる。そのこと自体は99.9%以上偶然の産物でしょう。ましてそのどちらかに第三者のCが乗り合わせ、しかもその結果、生命を落とすことになるなど、さらに偶然が重なったものであ

ることに思いをいたすなら、この悲劇はひたすら不運、運命の悪戯かと、降りかかった不幸な災禍をただ嘆くしかない、事故当初よりそう受けとめてきたつもりです。

ただ、わずか0.1%の必然のなかに、AとB、相互の過失が含まれている。お互いのその過失さえなければ事故が起きなかったというのも、また厳然たる事実です。

きわめて偶然的な出来事にせよ、事故を起こしたA B双方にとっては、たとえ小さなミス、わずかな過失であろうとも、それがなければ、それさえなければ、自らも負傷したり、第三者Cを巻き込むこともなかったのに、あろうことかそのCの生命さえ奪い取ってしまうという、そんな取り返しのつかない、不条理というしかないような出来事を招来したとすれば、A B双方ともに、自分自身を責め苛む、良心の呵責というものには堪えがたいものがある筈だ、私なら否応もなくそうになってしまうに違いない、と思うのです。

取り返しがつかないというのは、これはもう救いがないというのに等しいことですから、ただひたすらその事実の前にひれ伏すしかない。死んでしまった被害者の家族の哀しみ、傷みや苦しみ、心の傷とはけっして交わりえない処ですが、余人には到底想像できないような心の傷を、トラウマを負ってこの先を生きていかざるをえない。そうであろうことを思えば、事故を起こした当事者に対し、恨んだり憎んだり、そんなことはするまい、そうすることは自分の哀しみや傷み、遣り場のないどうしようもなさの代償行為にしかすぎないと、そうも考え自分の行動を律してきたつもりです。

ところが現実の進行、結果として娘 RYOUKO の生命を奪ってしまった事故の、当事者MKとTK、この二者における事故への対処全般、事故原因の警察での捜査や取り調べ、さらには検察での取り調べ、また被害者及びその家族への対応あるいは謝罪等の行為など、それぞれ自分自身の過失責任という厳然たる事実を前に、MKとTK、この二者のとってきた姿勢及び行動は、私の眼にはまるで異なり対照的なものにさえ映ってしまっているというのが、一昨年9月9日の夜、事故発生から今日までの一年と8ヶ月を通しての印象であり、所感というべきものです。

こういった事態になぜ到ったかについて触れるまえに、まず被害者も含めた事故の当事者たち、三者三様の、事故後における、まるで異なる現実についてから記さなければなりません。事故から1年8ヶ月を経た現在、被告MKは、事故時の負傷からくる後遺症に今なお苦しみ、治療に通っています。頸椎の異常から中枢神経への圧迫があり、右手の指の麻痺がまだ残っているからです。完治にはまだ日時を要するものと思われま。また事故後の半年余りは、脳神経への影響もあったので、精神的な鬱症状にも悩まされたと聞いています。

TKの事故直後の診断は全治7日間の軽傷とあり、その予後がどうであったか知りませんが、家族の内の私ひとりが、事故から一ヶ月半ほど過ぎた頃に、父親に伴われてきた彼と会った際にも、とくに怪我の話題など出なかったし、その折の様子からしてきっと数日のあいだに完治していたものと思われま。ウェイクボードのプロだという彼は、事故当時シーズンオフでもなかったでしょうから、直後より全国各地で行われる競技などに出場しては、活躍していたことと思われま。ようするに彼の日常は、事故前と後と、ほとんどまったく変わりがなかったであろう、ということです。

事故の衝撃から硬膜下血腫や脳浮腫を起こした娘 RYOUKO は、その直後から意識不明の重体にあり、そのまま5日目の夜に息を引き取りました。いえ、より正確に言えば、彼女は事故直後より生ける屍同然だった、

生命維持装置によってただ生かされていたばかりで、3日目の夜、残された家族は、いつこの装置を外すかと、担当の医師より決断を迫られたのでした。私たち自身の意志で彼女の命を絶たねばならぬという、家族にとってこれほど苛酷なことではなく、その挙句の、5日目の死であったのです。なにも知らぬまま彼女は逝き、そして焼かれ、今は小さな墓の下に…。

事故の直接の関係者、この三人の事故による結果は、現在にいたるそれぞれの姿は、なぜこんなにも異なるのか、その圧倒的な違いはいったいどこからくるのかを考えると、私には、この事故の、法以前の、交通法規以前の、事の本質というものに出会すような気がするのです。

交差点内の直進と右折とか、信号は青だったとか、スピードがどうだったとか、だからどちらがより悪いとか、そういった交通法規に則った解釈や事実以前に、直進行為とはいえ横合いから猛烈な勢いでぶつかっていった者と、ゆっくりと進行していたにもかかわらず不意を襲われるようにぶつけられた者、という構図がもっとも明快な、基本的な事実ではないか、とそう思うのです。

ぶつかっていった者は、まさにそのぶつかる瞬間の、ほんの少し前とはいえぶつかるということを察知しているのです、だがもう逃れようもない、咄嗟のブレーキも間に合わない、アーツと無意識に声を上げながら、それでもしっかりと身構えて、その瞬間に突入していくといった図です。

片やぶつけられた者、その運転手は、横合いから勢いよく迫り来る者を、眼に入らなかったのだから、その実態はなにやら解らない、解らないけれどなんだか咄嗟に気配のごときものを感じたのでしょう、だからこそブレーキ動作をした。そこへドカーンとやってきた。彼にとってはなにやら得体は知れないけれど、一瞬、恐怖に襲われるがごとく身の危険だけは察知しえたでしょう、だから次の瞬間、なんらかの身構えは出来たでしょう、けれども横合いからの70 km/hというとても激しい衝撃ですから、その一瞬の身構えがどれほど役に立ったといえるのかは解りません。

ぶつけられた者のもう一人、後部左座席に乗っていた被害者にとっては、直前の予測もなにもない、ただ突然激しい衝撃に見舞われただけ、それも後部座席に向かってもろともぶつかってきたのだからたまりません。一瞬、彼女はアツと声をあげたのでしょうか、痛い！と感じたのでしょうか、薄れゆく意識という謂いがありますが、もし彼女にほんの1、2秒そんな時間があったとすれば、どんな像が脳裏に浮かんだことでしょうか、あれこれと想像してみたところでなにも確かめられる筈もなく、彼女はそのまま逝ってしまったのです。彼女の愛しい人たちにサヨナラと告げることもなく、突然、逝ってしまったのです。

かように、この事故においては、激しい勢いでぶつかってきたTKだけが、次の瞬間に起こる事態を予見できており、それがゆえにほんの軽い怪我ですみ、次に、一瞬恐怖が走り身の危険をかりうじて察知しえたであろうMKは、頸椎を損傷して今もお後遺症に苦しみ、そして、まったく不意を襲われてしまった娘RYOUKOの場合は、意識不明となってそのまま死に到る、というのが三者に起こったまったく異なる現実であり、明快な構図なのです。

天国と地獄ほどにかけはなれた三者三様の事態を招いたこの構図が、この事故の、法以前、交通法規以前の、事の本質なのだ、私はそう考えざるをえません。

こういった衝撃的な事態とは、法だとか交通法規だとかの理非云々以前に、自身の存在自体を揺るがず戦慄が走るような出来事であること、そしてその恐怖の瞬間をもっとも直かに感じ、だれよりもリアルに受けとめざるをえなかったのは、ものすごい勢いでぶつかっていったTK自身の筈です。そしてさらには相手方の搭乗者だったRYOUKOの死という悲劇がのしかかってくる。こういったとんでもない事態の前で、交通法規上の過失の多少などなんの関わりがありましょう、たとえ自分の過失が僅かなものであるとしても、ひとりの人間の生命を奪ってしまったという事実の前には、なんの慰めに、なんの救いになりましょうか、被害者の前にただひたすらひれ伏すしかない、私ならそうするし、だれでもそうせざるをえないでしょう。

しかし、TKはそうはしなかった、このとんでもない事態に直かに向き合い、その責めをまっとうしようとは、いっさいしなかった。自分可愛さのためひたすら保身に走り、人としての尊厳を振り捨て、一片の良心をも振り捨て、冷たい仮面を被ってしまった。この悪夢のような現実からいかに自分自身を救い出すか、逃れきるのか、そのためにあの一瞬の戦慄すべき恐怖の記憶を意識下へと抑圧し、自分に関わりないこととして消し去ろうとした。さらには、交通法規上、自分の過失をいかに小さくするか、いかにお咎めなしを勝ち取るか、そればかりに集中、専念していったのだ、と私は受けとめています。

一方、MKの場合はどうであったか、被害者家族の私が言うのもなんですが、これはもうほんとうに傷ましいものでした。いま瀕死の状態にあるのが自分の乗客であるというこの事態は、彼にとっては逃れがたいディレンマであり針の筵そのもの、良心の呵責にとっても堪えきれないものがあったのでしょ。彼は、事故のあった9日の夜から死に到る14日の夜まで、毎日病院に来ては、待合室の廊下の隅でただ独りじっと身をすくめるように立ちつくしていました。この救急病院では面会の時間が、午後と夜のひととみに限られていたので、家族としてもその時間に合わせて行くしかなかったのですが、私たちがいつ行っても必ず彼は先に来ており、私たちが病院を立ち去るまで、少し放れた場所から頭を下げそっと見送るように立っているのです。

私は、そんな彼の姿を見ながら強く胸を衝かれたものです。いまこの事態をまえに、家族の心の傷まじさが誰にもはかりえないのは当然としても、彼のようにまるで針の筵の中で自分自身を責め苛まなければならぬ、その傷まじさというものは私たち家族とはまた別次の、はかりしれないほどの凄まじいものがあるのだ、と気づかされたのです。

ところで、本来、法というものは、一定の所与のなかで合理的なるもの、ある枠組みのなかで理（ことわり）に適ったものなのだ、と私は受けとめています。したがって、人として生きること、人としてのトータルな存在は、法を超えてあるものです。だからこそ、法以前の、倫理とか道徳とか、あるいは善と悪とか、きれいな汚いといった美醜の別、そういった価値観が人間社会にはあるべきなのです。ならば、法以前の事の本質、その観点からこの二人を評するなら、必定、MKは善き人、清き人となり、TKは悪き人、欠けた人となるでしょうし、さらに結論づければ、許されざるはTKのほうでこそある、と言わざるをえません。

とはいうものの、人として悪人、欠けた心であってさえも、けっして許されないということはなく、救いの道が開ざされているわけでもありません。かの親鸞の悪人正機に倣えば、自らの弱さや脆さゆえに逃げ込んでしまった嘘や偽りの鎧を、きっぱりと脱ぎ捨ててしまえば、そうして裸形のおのれ自身を見出しさえすれば、おのずと救いの手もさしのべられようし、おのずと許しもやってこよう筈なのですから。

さて、ここまで、いわば法以前の、直接は法に関わりないことどもを、縷々綿々と綴ってきたのも、この事

故が、MKの過失致死傷事件として、いまこの法廷において裁かれようとするに到った、その全経過のなかに表われた、事故の全容なるものあるいは事実関係なるものに対し、私の知るかぎりにおいて、些かなりとも参照となりうるような、そんな背景を映し出したかったからにはほかありません。

次に具体的な問題点として、本法廷の公訴事実、そのもっとも重要と思われる事実関係について疑問を呈したいと思います。

この記述によれば、被告のMKは、「T車を左方約20.5メートルの地点に発見し、急制動の措置を講じたが及ばず」、衝突事故となったとありますが、これが事実だとすれば信じがたいような矛盾があるのではないのでしょうか。この事実認定には、まったくリアリティーというものが欠如している、としか私には思えません。

事故直前のT車は70 km/hのスピードであったと聞いておりますが、これをMKが約20.5m手前で視認したとするなら、衝突時の約1.7秒前となります。もしこの事実が正しいのなら、この時、MKは急制動などせず、そのまま右折直進行為を遂行しさえすれば、この事故は避けられたということになります。それなのにMKはいったい何を勘違いしたのか、愚かにも急制動などをして却って事故を招来してしまったと、そんなバカなことがありますでしょうか、仮にもMKは職業運転手です、その彼が咄嗟にこんなバカげた運転行為をしたとするなら、その瞬間、彼は異常なパニックにでも陥り、心神喪失したか、刹那的な発作にでも襲われたのでしょうか。この事実認定には、そんなありそうもない絵空事でも挿入しないかぎり説明がつかない、これはきわめて合理性に欠けた事実認識と言わざるを得ません。

たしかにMKの供述調書には、直進対抗してくるT車の前照灯を認めた、という内容の記述があるようですが、後に彼はこの事実を否定しています。MKが直かに私に語ったところによれば、近づいてくるT車の姿も、前照灯さえも見てはいない、なぜ急制動したか、それは気配とでも言うしかない、そんなものを感じて咄嗟に反応した、とそう言っています。

はたしてMKは、T車を見たのか、それとも見なかったのか、これは事故の事実関係の根幹にかかわる問題ですが、本当の事実は、真実はどちらなのか。

私は、OMタクシーからドライブレコーダーの記録データを貰い受けて、その動画資料をつぶさに何度も何度も、それこそ何十遍となく見てきました。そうして得た私なりの結論は、MKはT車を現認していない、ただ猛スピードで近づいてくる車の気配に、咄嗟に急制動の反応をしたのだ、というものです。そう考えさえすれば、事故の記録画像においても、またそのタイムテーブルにおいても整合性があり、事実関係はリアリティーもあり合理的なものになるのです。

然らば、T車は、記録画像からも十分に覗えることですが、前照灯を点灯していなかった、無灯火であり、なおかつ70 km/h以上の、危険きわまる無謀運転に等しいものであった、ということになりましょうし、さらにつけ加えるならば、MKの「T車を見た」という供述の背後には、彼に対する西署の予断に満ちた取り調べ、といった一抹の疑念までも浮かび上がってくるのです。

事故の起こった衝突時より約1.7秒前、それは70 km/h以上のスピードで20m近くにまで迫ってきた直進対抗車、T車の、路面から伝わってくる微振動音などの所為だったかも知れませんが、とにかく正体の知れぬ何者かが迫り来るような気配を感じて、MKは咄嗟に急制動をした。対抗直進車のTKが前方のM車の

急制動に気づいたとて、この時はすでに遅すぎる、彼もまた咄嗟に急制動をしようとした筈だが、ブレーキ痕を残すこともなく、激突したと、これが事故原因の根幹にかかわる事実関係なのだと、ドライブレコーダーの記録画像を自分なりに検証した時点から、私はそう確信してきました。

翻ってみれば、被害者家族として、西署における初動捜査に、まず大いに疑問を感じずにはられません。夜間の事故であるにもかかわらず、なぜ、事故直後の簡単な現場検証と、あらためて二者の車の実況見分だけでしたのか。実況見分の際に、ドライブレコーダーを見る機会を得たものの、この静止画から数葉の写真を撮影しただけで、この全体を証拠資料として十分に活用せず、また日中の明るい時間帯に詳細な現場検証をしなかったのはどうしてなのか、理解に苦しみにられません。

さらに、検察の取り調べ段階のなかで、私たち遺族は、ドライブレコーダーを証拠資料として挙げ、本件事故の原因となった過失は、むしろTKにこそ重くあるのではないかと主張、TKに対する告訴状をもって、事実関係の真の解明をお願いしてきましたが、ほぼ一年をかけたその検証の結果は、私たちの期待も虚しく、検察へと送致された西署の調書事実を追認、補強する跡に終始したようにしか覗えないことは、まことに残念、痛恨の極みと言うしかありません。

現在、本法廷が開かれる仕儀に到ったのは、検察の取り調べの結果、その採られた措置が、MKとTKの二者に対し、MKには公判請求、TKには起訴とはいえ略式起訴であったからですが、もう一つ別の視点からも、首肯できない問題点を感じています。それは刑における相対主義とでもいうべきものでしょうか。

当初、本件の取り調べを担当した前検事は、初めて私たち遺族が大阪地検に伺い、面談をした際、MKを略式起訴に、TKを不起訴処分にと、そういう判断を示したのですが、この判断に抗って私たちがTKへの告訴をするという展開になりました。その後、担当検事が代わり、再捜査というか、ドライブレコーダーを含めた取り調べがようやく始まった訳ですが、その挙句の果てが、MKは略式起訴から公判請求の起訴へ、TKは不起訴から略式起訴へと、謂わば単純にそれぞれの刑の要請を嵩上げした、相対的に重くしただけである、ということ。

いわゆる民事における損害賠償などの問題対処においては、損保会社などのいう、やれ5:5、やれ7:3などの過失割合といった数比に収斂していかざるを得ないのは一応理解できるとして、刑の科料という問題場面においては、事実関係の解明度、透明度は、それこそケースバイケースで千差万別であるにもかかわらず、同じように相対主義が貫かれようとするのは、結果として隠れてある事実関係というものを却って歪曲することにもなりかねない、そんな危惧を抱かざるを得ないのです。

仮に、事実関係の再捜査、再検証の結果、T車の無灯火や無謀な危険運転について疑わしいと言わざるを得ない、疑わしいには違いないが断定するに到らない、おまけに今更彼の供述を覆させることも困難至極、あり得そうもないとすれば、疑わしきは罰せずとするしかない。そうであるなら、当然のごとく、MKの過失も初動捜査における調書のごとくである筈もない。本件事故の事実関係におけるもっとも重要な部分が、さまざま可能態は想定出来ようとも全容解明には到らず、不透明なまま残されざるを得ない。事件の本質に迫りえぬ以上、事実関係の解明が100%できぬ以上、その解明できた部分においてしか、刑の要請もできない、とすべきではないでしょうか。

事故から1年8ヶ月を経て、こうして本法廷に臨むこととなった今、私の胸に去来する哀しみや苦しきは、たんに娘 RYOUKO の死を傷むことからくるばかりではありません。いわゆる巷間伝えられるところの、交通事故遺族の受ける二次被害なるもの、事故原因の追求、事実関係解明の全過程、警察における捜査や取り調べを経て、さらに検察における取り調べ、そして審判といったすべてのプロセスを通して、事故被害者の家族として私たちもまた、娘 RYOUKO の突然の死とは、別の苦しみや哀しみ、傷みというものを、この間ずっと、感じ、抱きつづけてきたのだということを、どうかご理解戴きたいと思います。

最後に、以上綴ってまいりました次第をもって、何卒、被告MKの過失認定においては多大の減殺あるべきものご判断戴き、同じく科料につきましても軽微なるをもってご裁決戴きますよう、被害者家族を代表し、切にお願い申し上げます。

Soulful Days 47 被害者参加人の意見陳述とは

10. 05. 25

面白いことかというか、或いは奇妙なことかというか、現行の刑事訴訟法では、被害者参加人等の意見陳述に関わる定めのある条項は、平成12年の改正によって導入された被害者等の意見陳述制度(292条の2)と、平成19年の改正で成立した被害者参加人等による意見陳述に関する条項(316条の38)の2項が併存していることになる、という。

前者の意見陳述制度では、その陳述の内容を量刑判断の資料とすることが出来たのに対し、後者の意見陳述では検察官の論告求刑が証拠にならないのと同様に、論告求刑が出来るものの、証拠にはならないから、量刑判断の資料にはされない、ということらしい。

素人には容易には理解しにくい、この二様の、被害者等の意見陳述の併存だが、昨日の私の意見陳述については、事前に検事に聞かされたところによれば、刑訴法292条の2の適用であったらしい。ならば、量刑判断の資料とされることになるのだから、これは予期せぬありがたい裁判官の判断であるといえるのかもしれない、などと甘い期待に誘われもしようものだ。

ところで、検察の論告求刑は、禁固一年であった。

判決言い渡しの日、6月7日と告げられた。

先述のように、私の意見陳述が刑訴法292条2の適用であったのなら、裁判官による結審、その量刑判断も求刑より幾許かは軽減され、もちろん執行猶予も付くであろうことが期待されるのだが…。

Soulful Days 48 予想外、重い判決

10. 06. 07

自動車運転過失致死傷事件、被告MKの判決が下された。

「禁固一年、執行猶予三年」

前回の公判で、検察の求刑は実刑の禁固一年というものであったのだが、MKに対してもっと軽微な刑を望ん

でいた被害者側としては、下された判決は予想外に重いものとなった。

判決主文に付し、補足的に語られた裁判官の説明のなかで、私としては聞き逃しがたい事実関係が語られていた。

それは検察が当初より主張していた、右折しようとしていた被告MKが、直進のT車に気づいた時点が、事故発生の2秒前であり、直後にMKが制動動作に入ったものの、この時点では事故を避けようがなかったことを、徐行時速や距離関係の数値を挙げて詳細に解説したものであったが、この論理構成自体裏返せば、私が検察などで主張してきたように、ほんとうに2秒前の時点でMKが直進のT車に気づいたのであれば、このとき彼は制動などせずそのまま右折行為を遂行しさえしておれば、事故が起こるはずもなかった距離関係なのだという矛盾を孕んだものなのだが、そのことにはいっさい触れず、事実関係の構成論理として裁判官が言及したことは、前回公判においてドライブレコーダーの記録画像が証拠資料として検察から提出され、わざわざこれをTV画面で検証したことと併せて、裁判官と検察の両者合同による作為を感じさせずにはおかないものである。

ところで、平成21年度犯罪白書によれば、自動車運転致死傷事件（平成20年度総件数737396件）で公判請求されたものは、0.9%の6636件である。要するに6600件余りが起訴され法廷で裁かれた。その判決内容は、6ヶ月以上10年未満の実刑判決が9.7%、残りの90.3%が執行猶予判決だが、その内訳は6ヶ月未満0.6%、6ヶ月以上1年未満22.3%、1年以上2年未満54.0%、2年以上13.4%となっている。

また、飲酒や酒気帯びなどが絡んだ危険運転致死傷事件においては、平成20年総件数307件で、内75.9%の267件が公判請求され、96件が実刑判決、171件が執行猶予判決、2年以上の執行猶予は267件中の60件、22.5%となっており、これらの統計に照らせば、このたびのMKへの判決は、その重さにおいて実刑と執行猶予の2年以上を足した23.0%の域内にあり、これは危険運転致死傷事件における2年以上の執行猶予件数とほぼ同値となり、危険運転致死傷の場合でさえ2年以下の執行猶予判決が46%もあるという事実と照らせば、かなり厳しいものと言わざるを得ない。

犯罪事件における、警察の捜査、検察による起訴等の処分、そして裁判所の公判及び判決、これら司法三セツトの構造システムが、被疑者の人権を守りつつも、つねに夥しい数の事案を処理しなければならぬという状況下で、いかに効率よい処理能力が求められているかを思いやれば、被告自身が根幹の事実関係を争うという訳でもなく、このたびの私などのように、明々白々の事実でもって異議申立てが出来る訳でもなく、少なくとも彼ら司法サイドから見れば、いかにも中途半端な事実認定への疑問なんぞで、本来ならたった一回の公判であとは判決言渡しとなるケースを、さらに余分の公判を煩わせたがために、謂わば見せしめ的に刑が重くせられたのではないか、とそんな下司の勘ぐりもしたくなるような判決ではあった。

Soulful Days 49 被告TKからの答弁書

10. 06. 30

6月25日付、被告TK代理人弁護士H某から、大阪地裁第15民事部5B係宛、答弁書が提出されたが、以下はその後段、第三「被告TKの主張」原文どおり。

1. 被告T K及び母親は、事故当日、病院で原告 Tetsuo（私）と会い、謝罪している。
2. 事故の翌日、被告T K及び母親は、原告 Tetsuo らが病院に来ると聞いていた午後3時頃から午後4時頃までの間、病院に見舞いに行っていたが、集中治療室で治療していたため、見舞いもできず、また、原告らと面会もできなかった。その間、被告T Kは、原告 Tetsuo の携帯電話に電話を入れたが、同原告は電話に出なかった。
3. 同月14日、警察から被告T Kに対し、被害者が死亡したと連絡してきた。被告T Kは、原告 Tetsuo に電話を入れ、お悔やみを申し上げ、お通夜及び葬儀への参列をお願いした。その後、原告 Tetsuo は、被告T Kに対し、電話で「家族の意志で参列しないで欲しい。」と断ってきた。
4. 被告T Kは、通夜及び葬儀にも参列を許されなかったため、同月15日母親と共に事故現場に赴き献花と線香をあげて故人の冥福を祈り、翌16日、母親と共に天王寺区所在の一心寺で供養をし、故人の冥福を祈った。
5. 同月24日ころ、被告T Kは、原告 Tetsuo から「同月11日から14日までの間、見舞いにすら来ず、家族への一言の挨拶もなく、ただ打棄って来た。」等を内容とする叱責の手紙を受領した。
同月29日、被告T K及び両親の連名で、原告 Tetsuo に対し、「お亡くなりになった日迄の4日間、病院にお伺いして居らないのも事実です。その事につきましては弁解の余地はなく、Tetsuo 様のご叱責に対し、心からお詫び申し上げます。」と謝罪し、「ご仏前へのお参りをお許しいただけるよう、心よりお願い申し上げます。」との趣旨の返書を発信した。
上記4日の期間中に、被告T Kらは、生駒山頂にある龍光寺で回復祈願をしていた日もある。
6. 10月9日、被告T K及び両親は、被害者の母親である原告 Ikuyo に対する謝罪とお参りをさせて頂くため、同原告宅を訪問した。しかし、原告 Ikuyo は留守であったため、メモを残した。
同日夕方、原告 Tetsuo から被告T Kに電話があり、「被告T Kの父親から電話を欲しい。」との伝言があったので、父T Aが電話をした。
原告 Tetsuo は、父T Aに対し、「被告T Kらが訪問したことで、母親が精神的に参っており、お会い頂ける状況が来たら連絡する。」旨、伝えた。
父T Aは、「連絡をお待ちしています。」と伝えた。
7. 11月初め、父T Aは、原告 Tetsuo に対し、「お伺いさせて頂けるでしょうか。」と尋ねたところ原告 Tetsuo から「まだ難しい」との返事を頂いたので、原告 Tetsuo との面会をお願いした。
8. 11月8日、父T A及び被告T Kは、原告 Tetsuo と面会した。二人は、原告 Tetsuo に対し、「同年9月11日から同月14日まで連絡等もしなかったことを誠意のない態度であった。」と再度お詫びした。三人は一時間ほど懇談した。原告 Tetsuo は、父T Aらに対し、「仏壇へのお参りは、自分が立会いし実現できるよう配慮する。」と約してくれた。また、原告 Tetsuo は、父T Aに対し、「息子さん大丈夫か。気をつけてあげて。」と事故以来塞ぐことが多くなっていた被告T Kを心配してくれた。
9. 12月中旬、父T Aは、原告 Tetsuo に対し、電話で仏壇へのお参りをお願いした。同年25日ころ、被告T Kと父親の二人は、原告 Tetsuo の計らいで仏壇にお参りさせて頂いた。帰りに、被告T Kは、原告 Tetsuo から、「事故は事故として自分の人生をしっかりとやりなさい。」と励まされた。
10. なお、被告T K及び両親は、上記一心寺での供養の他、初七日、七日毎、三五日の中陰、四九日の満中陰、百ヶ日、月命日、初盆、一周忌及びその後も月命日のころには、龍光寺で故人の供養をし、冥福を祈

っている。

また、平成20年12月までの月命日には、事故現場に献花するなどして故人の冥福を祈っている。

しかし、同年12月25日ころ仏壇のお参りをさせて頂いたときに、原告 Tetsuo から被告 T K に対し、事故現場は原告 Ikuyo 宅の近くであるため、同原告が献花を眼にすれば事故を思い出すのでやめて欲しいとの要請があった。そこで被告 T K 側は献花をやめた。

なお、被告 T K らは、初盆と一周忌に仏壇へのお供え物を送付したが、原告 Tetsuo から返送されてきた。

11. 以上のとおり、被告 T K らは、事故日と翌日には病院に見舞いに行き、その後死亡するまでの間には龍光寺で回復祈願をし、死亡後葬儀等への参列を断られた後、一心寺及び龍光寺で故人の供養をし、冥福を祈っている。また、原告 Tetsuo から叱責の手紙を頂いた後は、被告 T K と父 T A は、原告 Tetsuo らに対し、真摯な態度で接している。

なお、被告 T K は、捜査の進捗による客観的な証拠収集と検察官から説明を受けた「ドライブレコーダーからの距離鑑定所見」等の客観的な証拠から、同被告の準備書面一で主張するような過失が明らかになったので、略式命令に応じたのである。

また、被告 T K は、答弁書において無過失の主張をしていたが、それは刑事事件の捜査が未了で、右折タクシーの進行状況及び右折タクシーと T 車の相互の位置関係等について客観的な証拠が十分でなかったことが事由であり、捜査が進捗し客観的な証拠から過失が明らかになったので、過失責任を認めたのである。

すなわち、被告 T K は、原告が主張するように「自らの責任逃れのための行為を重ねている。」事実はなく、また、「原告等の気持を逆撫でする。」行為もしていない。

よって、原告らの主張は、失当である。

Soulful Days 50 三回忌に迎える山場

10. 09. 03

午後1時前、地下鉄淀屋橋の駅から地上にあがるとうだるような暑さ。

堂島の川風も湿気をいっぱいを含んでなんの慰めにもならない。

裁判所近くの弁護士事務所までの5、6分の距離も、右に左にと、わずかなビルの日陰を求めながら歩く。

明日は RYOUKO の三回忌の法要を内々に執り行うことになっているが、

その前日に弁護士と会うことになったのは、この13日に控えた公判期日の打合せのためだ。

7月30日の前回公判で、裁判官からの提案で、いわば和解勧告へ向けた布石としてだろうが、被告と原告双方が直に向き合い話し合う機会を得たいと、次の公判期日が設定されたのである。事故から丸二年、事故究明に端を発した刑事民事双方の訴訟も、刑事は6月に決着をみ、民事もまた解決へと急転していくその山場を向かえようとしているわけだが、その日があろうことか、命日の前日というのはなんとという符号か。それが決められた際に私は同席していたのだが、思わず RYOUKO の面影が脳裏を走り、小さく呻ってしまったものだった。

さかのぼって、5月21日付、われわれは被告 T K に対し「請求の拡張申立」を行っていた。

被告側がわれわれの損害賠償請求に対し冒頭より無過失を主張したり、医師免許国家試験受験の欠格事由にあたる罰金刑となるのは必定であったにもかかわらず、どさくさに紛れるかのように2月に本年度試験を受験したりといった行為が、まったく事故責任を省みないものであり、また一片の反省の色なく、被害者心情を著しく傷つけるものとしての申立てであり、損害賠償請求に加えての慰謝料請求といったものである。この申し立ての際に付した「TK宛慰謝料請求のために」と題した陳述書は、その殆どの部分が先の「述べられなかった意見陳述草稿」に重なる。

この申立てに対し、6月25日付、被告代理人から答弁書が出されてきたのだが、その内容がまたこちらの心情をいたく逆撫でするものだった。よって私は反論の反論のため、またまた長い文書を書く仕儀となってしまった。先の文書が、自身のための、いわば総括的なものであっただけに、どうにも筆が重かったのだが、そうもいっておられず、無理強いにのようになんとかモノしたのが以下の文書で、7月30日付、裁判所に提出したものである。

陳述書 被告TKの主張に対し

平成22年6月25日付、被告側が提出した「請求の拡張申立に対する答弁」における、主に「第三、被告TKの主張」に関して

—1について—

事故当夜における対面は、事故当事者である両者(MKとTK)からともに当事者である旨の挨拶を受けたものであり、この一言二言の自己紹介的な挨拶を謝罪と数えあげるのは、事故直後の救急車で運ばれる時より被害者RYOUKOが意識不明の重篤にあったことを認識していなかったわけでもなかりょうに、事態の深刻さをあまりにも軽んじた言い分である。

また、この折、TKに付き添ってきた婦人が母親であることは、名告りも受けていないし、まったく接触もしていないのだから、私としては母親と知る由もない。

よって、この両者から謝罪の言葉を頂戴したという主張は、まったくもって人を喰った話というしかない。

—以下、2から5について—

まず反証資料として、

平成20年9月23日付、私からTK宛送付した書面の写し

同9月30日付発信の、TK親子から送付された返書の写し

同10月2日付、私からTK及びその父TAに送付した書面の写し

同10月10日付発信の、TK親子から送付された返書の写し

の4つの書面を付したい。

とくに、10月2日付の私からの書面にあるように、被害者RYOUKOが生死の境にあって集中治療室にある以上、なによりもその家族と接触を図り、それが被告らにとってどんなに耐え難いことであろうとも、直々に謝意を伝え、相手の心の傷みや苦しみを正面から受け止めようとするのが喫緊のことであり、人倫としての務めであること。その喫緊の人倫の務めを怠りながら、被害者家族にまったく見えないところで、回復祈

願をし、さらには冥福を祈り供養をしたとて、それは何のための誰がための祈願であり供養だろうか、なによりも自分たち自身のため、自分たち自身の心の呵責を癒すためのものでしかなく、いわば自慰行為にも等しいものだという事であり、被告及びその両親は、私からの書面に発したこれら4つの書面のやりとりまでは、RYOUKOの死という犠牲を招いてしまった事故の、この悲劇的な事態にまったく正面から向き合おうとせず、逃避行を決め込んでしまっていたのである。自分たちは自分たちなりに回復祈願を、あるいは供養をとるのは、被害者及び被害者家族の沈痛な嘆きや心情を無視した、あまりに偽善、あまりに身勝手な善人面の仮面というしかない。

—6について—

まず注意を喚起しておきたいことは、10月9日の午前、被告TKとその両親は、前触れもなく原告Ikuyo宅を訪ね、不在であったためメモを残しているというのは確かであるが、被告らのこの行為が、私の再度の書面に対し返信（10月10日付発信）する前日のことだということに留意してもらいたい。

被告側からの返信はすべて被告TKの父TAが書いたものであることは一目瞭然であるが、父TAは、私からの二度目の書面を読んで返答に窮したと容易に察せられる。そこでいわば局面打開の実力行使に出た。私とは別居してきた被害者RYOUKOの位牌のある場所即ち原告Ikuyo宅を突然訪ね、直々にお参りをという行為にでたのである。ところが折悪しく不在であったため名刺のメモを残したということだ。

そして、その日のうちに、私宛の返信を書き、翌日投函しているわけだが、その朝の原告Ikuyo宅訪問については、近日中に参りたいと思いますと記すのみで、不在だったものの既に訪問してみたことはなぜだか伏せている。

同じ9日の午後、原告Ikuyoから私に電話があった。「私が留守中でよかった、もし居たとしたら、今の自分にはとても冷静に応接など出来るはずもない、自分自身なにを口走るか、考えるさえ怖い。だから来ないようにして欲しい。」とそんな内容だった。

そこで私は夕刻になってから、被告TKの携帯に連絡をした。電話といえばこの携帯しか知らなかったからだ。単刀直入、「父親に電話をするように」と。

折り返し、父TAからの電話に、「勝手に実家（原告Ikuyo宅）を訪ねるようなことは、今後けっしてしてくるな。本人は、突然またいつ来られるかと思えば、それだけで胸苦しくさえなると訴えている。何をやるにも私を通してもらいたい。いずれ受け容れられるようなときがきたら、私から連絡しよう。」といった旨を伝えたにすぎない。

—7.8について—

このたびの請求の拡張申立における書面において、私自身記したように、交通事故とは偶然に満ちたものであり、運転者双方の些細なミスによって生じるものであり、誰も故意に起こすものではない。ならばその僅かな不注意で、人一人を死に至らしめるというとんでもない事態を招いたとすれば、その原因となった事故当事者たるもの、犠牲者及びその家族とはまた別次の責めや傷みを負わざるをえないと容易に察せられる。だから相手を恨んだり責めたりはすまい、しないと自分を律してきたつもりである。

そのことは現在に至るも同じで、今も被告TKを恨んだりはしていない。なんで事故なんか起こしたんだなどと責めるつもりもない。そういった責める思いと、誰にも起こりうることであってみれば、責めるのは可

哀相だ不憫だと、ディレンマに陥らざるをえないのはむしろ被告T Kの両親のほうだろう。

そんなことは分かりすぎるからこそ、私は、被告T K自身の謝罪に対してというよりは、父T Aの子を思う真摯な謝罪に対して、一定の受容をしてきたのである。

現に被告T K代理人によって提出された答弁書全容からも容易に覗えることは、被告T K自身による一連の謝罪行為というよりは、どこまでも父T Aが主体となった謝罪であり、私とのさまさまの応接である。

もう30歳にもなるのかという立派な成年男子でありながら、被告T Kが自ら主体的に、私に向かって、はっきりと物を言い、また何かを為したということはなく、親に伴われて、借りてきた猫のごとく、そこにただ居合わせてきただけである。

それでも私は、母親である原告Ikuyoや、被害者のたった一人の弟の、被告T Kへの心情的な受け容れがたさを知りつつ、私自身が彼らになりかわり、批判は批判としつつ無念は無念としつつも、受け容れていかざるをえないと考え、応接してきたのである。

それが11月8日の父T Aと被告T K両者との一時間余の対面であり、12月25日における私のみの立会いでの故人へのお参りの許容であった。

—9. 10について—

たしかに、このまま推移すれば、時日はかかったにせよ原告Ikuyoや弟の、被告T Kに対する心情もやがては和らいでいった筈である。

ところが、180度の急転を見せるのは、年が明けて1月30日、私と原告Ikuyoが検察庁の呼び出しに応じて、初めて担当検事のN副検事に会い、事故原因に関する概況や、MK並びにT K被告への刑事処分に関する検察判断等を聞かされてからである。

とりわけ、被告T Kが、元医学生であったこと、さらには事故の反省から医師免許国家試験をめざそうとしている有意の青年であるから不起訴処分に、という温情的判断が示されたことは、私にとってまさに驚天動地の出来事だったのだ。

元医学生、それも大阪市立大学の医学部卒業である。さすれば世間知はともかく、知識もあれば知恵も人並み以上にある。その被告T Kの、事故当初の被害者及び被害者家族への無関心ぶりは一体なんだというのか。そして私からの怒りの書面を受けてからも、被害者家族に対して、いっさい自らは行動を起こさず、直かに物を言おうとせず、親の傍らに隠れるようにしてその場をやり過ごしてきた彼という人間は、一体どういう恥知らずなのか。これは被告T Kの高等戦術なのだ、彼は親の前でもどこまでもよい子を装い、もちろん私の前でもそうして演技している、そんな仮面を被った狡知に長けた人間、それが被告T Kの本性なのだ、私が受け取ったのは事の成り行きからして必然だったのである。

それからの私は、自ら事故状況を詳しく知らねばならぬと、俄然行動的になった。

まず、私の方から事故当事者MKに連絡を取り、事故状況について説明を求めた。被告T Kの「もらい事故」なる怪しからぬ噴飯物の発言は、この席でMKから聞かされた話である。これが翌日の1月31日。

MKの雇用者、OMタクシーには、ドライブレコーダーのコピーを是非見たいと要請した。その傍ら、2月10日には、被告T Kを刑事告訴した。

待望のドライブレコーダーをようやく手にしたのは3月13日、なんどもなんども繰り返し見た。記録画像は、1/2と1/5のスローモーションでも見られるようになっている。M車が右折行為にさしかかろうとする、事故より6秒ほど前から対向車線を軽四のトラックが、2.5秒ほどかけてゆっくりと広い交差点を通り過ぎていくが、この車の前照灯は鮮明に映っている。また、事故直後の対向車線上には、赤信号に変わって信号待ちで停止している乗用車の前照灯も、路面を照らしているのがよくわかる。

軽四トラックが通り過ぎてから、M車が右折から直進へと移行しつつあるが、この前照灯による路面変化もスローモーション画像なら見て取れる。

ところが、70 km/h以上で直進してきたという被告T車の前照灯による路面変化は、直交してくる横合いからの光だからはっきりと映るはずなのに、スローモーションでさえもまったく見られないのである。

そしてまた、ドライブレコーダーに基づく調査とされる甲8号証の8「実況見分調書」における、事故発生3秒前の被告T車の想定位置写真や同じく2秒前の位置写真、この場合の仮想T車は前照灯を灯したものであるが、これを見れば、少なくとも2秒前において、MKがT車を視認しないはずはないとするのが至当であるのに、MKがT車にまったく気づきえなかったのは、T車の無灯火運転を証拠づけるものである。

ドライブレコーダーをごくニュートラルな眼で、素直に見る限り、これが事実である。

被告T車は無灯火であったとしかいいようがない、というのが記録画像の明らかに語るところだ。

ところが、大阪府警科捜研は、ドライブレコーダーの画像は高精度ではないからと、あえて検証対象から外した。そして、この記録の機械的構造から起きるタイムラグを微修正しながら、詳細なタイムレコーダーのみを作り上げ、事故原因の分析対象とした。それが6月28日付、被告TK側から提出された準備書面2が根拠にもしている甲8号証7の鑑定書である。これは、はっきりいってインチキだ。科捜研は府警西警察署が作成した事故の概況及び調書等にまったく矛盾しない報告書を作るべく腐心しただけの苦心の作だ。畢竟それは検察の意志でもあったろう。

またご丁寧なことに、MK被告の刑事裁判では、公判の法廷において、このドライブレコーダーをスローモーションではなく実際の速度で液晶画面に映し出している。それも裁判官の要請で二度までも。しかし、ほんの10秒ほどの出来事を実際のスピードで法廷の画面に映し出し、これを遠目に眺めてみたところで、詳細のほどは知れようもない。いかにも法廷では画像のほうもちゃんと実況見分したよといわんばかりで、まるでセレモニーの具にされたようなものだ。

先に記したように、M車の右折行為は、軽四トラックが交差点内を進行しはじめるあたりから始まっており、いよいよ右折から直進へと移るまでに5秒ほどかかっているというまことにゆっくりとしたものである。その間、被告TKにとって、M車の姿は見えなくても前照灯の移ろいは、前方を注視していれば3秒も4秒も前から気づいて当然のものだ。このことから、被告TKは無灯火であったばかりか、2秒あまりの脇見運転までもしていたとしか考えられないのである。

これら無灯火についても脇見についても、被告TKにとっては消し去りようのない事実であり記憶である。彼は、事故当初より、この事実を隠蔽し通さねばならなかった。もし自分の過失が大となれば、一人息子として両親から庇護され保証されてきた手厚いまでの恩恵、医者になるよりもまた留年してまでも趣味を活かしたウェイクボードのプロの道、申し訳程度にしたい時出来る時にしかしない家業の手伝い、高層マンショ

ンの広い上階に独り住む優雅な独身貴族の日々、これらがすべて反古になりかねないのだから。だからこそ、被告TKにとって、生死の境を彷徨う被害者のことも、その家族たちのことも、関心の埒外に置かねばならなかったし、自分の罪科を微罪にするべく事実を背を向け、西警察署の取り調べや聴取に専心、自らの保身のみを図ろうとしたのである。

となれば、これは未必の故意とさえいいうような欺瞞行為であり、非道卑劣な行為といわざるをえないではないか。

刑事告訴にはじまり、こういった事実が明らかになるにおよんでは、初盆や一周忌に送られてきた供物を、どうして黙って受け取られよう。私が送り返すのも当然のことではないか。

あまつさえ許し難いのは、当該の民事訴訟において、ぬけぬけと無過失を主張したことである。

その論拠を刑事事件の捜査未了であったことにおいているが、被告TKは、事故直後の府警西警察署の取り調べ段階からずっと一分の過失は認めており、いずれの段階においても過失ゼロを主張した形跡はどこにもない。それなのにこれをしも法廷戦術だなどというのなら、まったく低劣なことこのうえないと思うばかりだが、「原告等の気持を逆撫でする」行為とは、まさにこれ、そのものずばりではないか。

またさらに、被告TKは、本年の2月初旬、検察からの最終的呼び出しの要請を受けたものの、これを2月16日以降に延ばしてもらっている。医師免許国家試験が同月13日から三日間あり、これを受験するためだったのだが、この合格発表は3月29日である。しかるに、検察の刑事処分決定通知はそれより先の3月21日付、罰金30万円となった。

不起訴ならともかく、当該処分を受ければ、少なくとも数年間、受験資格はなくなる。実際の合否がどうであったか知る由もないが、発表前に処分が下った。仮にこの処分を厚労省管轄部署の知るところとなれば、合格していたとしても一定の留保期間がおかれる仕儀となるが、その結果については私のあずかり知るところではない。

この受験と合否発表の日程、そして検察の最終呼び出しから刑事処分の日程とが、綱渡りのように錯綜してあるのは、父TAの子可愛さ、将来を憂えての強い干渉と意志が関わった所為なのだろうけれど、あろうことか、父TAは、突然私に連絡をよこして、試験前日の2月12日に面会を求め、今年の医師試験を受験する旨を伝えたのである。

これはもう親の盲目的愚としかいいようもないが、先に処分ありきでは二、三年は受験も叶わず、処分の下る前に駆け込み受験といった料簡見え見えで、この受験が親としてよほど切望していたことにせよ、こういった事情を被害者家族の私に報告してくるにおよんでは、なにをか況んや。これまた被害者家族「逆撫で」の最たる一件である。

最後に繰り返し言う、被告TKは、傲岸不遜な利己主義の権化、狡知に長けた欺瞞の徒である。両親の恩寵の陰に隠れ、おのれの利害の外はまったく省みようとしなない輩、幼い頃から親の前ではよい子できる子を演じつづけてきた虚飾に満ちた卑劣漢、人の心の欠落してしまっただけで未熟な大人なのだ。

一片たりともそうでないと主張するなら、私たち原告の前に自ら姿をあらわし、潔く法廷の場に立てばいい。その時が、人の人たる心を取り戻しうる、唯一大きな機会なのだから。

Soulful Days 51 猿芝居はもう幕切れ近く

10. 09. 15

9 日の夜、障害者の作業所に勤める息子の Daisuke に、やはり福祉関係に従事する若い友人を引き合わせ、三人で二時間半ほど語り合った。まるでタイプの異なる二人だが、年も近いし、意義のある出会いになればと思っただけのことだった。

そのお喋りを終えて帰宅したのはもう日も変わろうかというところだったが、そこではたと気がついた。そう、今日が 9 月 9 日、RYOUKO の、あの事故が、起こった夜…。

それから朝まで、とうとう眠れなかった。いつもは居間の片隅に立てかけてあるままの写真、その左右に置かれた父と母の写真にもお出まし願ひ、三人を眼の前に、ただとりとめもなく時を過ごしたのだった。

もう大詰めは近い。これまでいろいろと手を盡してはきたものの、やればやるほどに、却って虚しさばかりを大きくさせてきたような気がする。冷静に考えれば然もあろうとも思われるのだが、そのことがまた気鬱の種となる…。

13 日午前 10 時 45 分、大阪地裁の 9 階、細長い楕円のテーブルを挟んで、私と Ikuyo は被告 T K と対峙した。私にとっては一昨年の 12 月以来、Ikuyo にとってはまったく初対面の青年は、ウェイクボードのプロ生活にはすでに見切りをつけこれからは研究者の道に歩み出そうとしているのか、日焼けした顔以外、端正に背広を着込んだ姿からはマリンスポーツに興じてきた若者の匂いはすっかりぬけているようにも見えた。

裁判官から提案要請され、裁判官と書記官、双方の弁護士らも同席、囲んだこのテーブルが調停の場と呼ぶには相応しくはないだろう、いわば和解協議に入る前のセレモニー、通過儀礼にはちがいないが、この場において裁判官の抱く心証が、これからどんな和解勧告案を出すことになるのか、その決め手になるのだけは確かだろう。

予定の一時間をこえて 70 分余りか、話はさまざまに飛んで散漫に過ぎたようにもみえ、私を苛立たせる場面もいくつかあったが、事故の事実関係の疑惑や、この青年の利己的な不実も垣間見えたのではないかとも思われ、訴訟解決のためにはきわめて有意義なものではあったろう。

最後に、裁判官は、双方の弁護士たちに、次なる和解協議の場を 17 日の金曜日と決め、この場を閉じた。

これから先、もうこれ以上、私に関与しうることはない、なにもない。

否応もなく幕は降りる。

こんな間の抜けたようなクライマックスでいいのか、

こんな埒もない猿芝居を見たかったのか、おまえは…。

裁判所から家に戻った私は、空きっ腹に茶漬けをかきこんで、宇治にある黄檗山萬福寺に行くべくひとり車を走らせた。この 23 日にあるイベントに絡んで韋駄天像を拝顔してこようというものだが、そんな理由よ

りただ気晴らしがしたかっただけかもしれない。嘗て二度ばかり訪れてはいるのだが、布袋さんの背後に居るとてもハンサムな韋駄天像には気がつかなかったか記憶にないので、三度目の正直でご対面となった。とっぴりと暮れた帰路、運転しながら私は、それまで散り々々になっていた思いが、なんだか少しずつ凝り固まってくるような、そんな感じがしていた。どうやらいくらかは気分転換にはなったようだった。夜中になってから、この二年担当してくれているK弁護士宛に手紙を書き出した。

K R 弁護士 様

昨日はどうもお疲れさまでした。

明けて今日は RYOUKO の三回目の命日です。

いわば二年間の総決算、解決への通過儀礼としての山場が、命日の前日という因縁めいた符号ではありましたが、そのTKとの対面、対決を終えてみて、あらかじめ半ば予測されたこととはいえ、なんだか徒労感と虚しさばかりがつのるといった、そんなところですよ。

7月の公判期日の折にいただいた書類、証拠説明書の一覧を見てふと気がついたことがあり、この件につきご意見も聞かねばと思っていたのですが、先日の打合せのときも、また昨日も切り出す機会を得ぬまま打ち過ぎてしまいましたので、以下遅まきながら書面にしております。

いまさらのことではありますが、疑義を挟まねばならない問題は、MKの刑事裁判で検察側から出された4つの実況見分調書、甲8号証の3. 4. 5. 8と鑑定書甲8号証7における作成日の不思議です。

甲8号証3は、事故のその夜、直後の現場検証から作成された実況見分調書でしょう。甲8号証4は、二日後の9月11日、OMタクシー北営業所で甲乙両者の車の破損状態を詳細に調べておりますが、それに基づいて作成されたものと思われまふ。よってこれら二点にはなんら問題はありません。

次に甲8号証5、この内容はドライブレコーダーの映像に関する調査とあり、作成日が平成21. 2. 18となっております。これはもうお笑い種としかいいようがありませんが、初めに担当したN副検事に呼び出され、Ikuyoと私が初めて地検に行ったのが平成21. 1. 30で、この席で医学生だったことを知らされるのですが、それは措いて、その席で私どもはTKの過失に対する疑義を問うておりますし、さらに、私どもがTKに対する刑事告訴の書面を検察に提出したのが2月10日付でしたから、これに対処すべくまるで付焼刃のように急遽西署に作成させたものということになりますか。

そして、ドライブレコーダーをやっと手に入れた私どもが、これを証拠として書面とともに検察に提出しに行ったのが4月9日でしたが、このときN副検事は書面のみ受取り、記録画像はウィルスの問題もあり受け取れぬと拒否するわけですよ。この席で、ドライブレコーダーについてもこれこの通りちゃんと検証していると言いつつ、私どもに件の調書の静止画像などをご披露なさるわけですよ。まるでその実況見分調書が送検の初めから付されてきた証拠資料であったかの如くに。これでは姑息なスタンドプレイそのものではありませんか、まったくふざけた話ですよ。

さて、問題なのは、甲8号証8ですよ。この作成日が平成21. 9. 17とあります。そして甲8号証7のドライブレコーダーによる鑑定書の作成日がなんと平成22. 3. 26とずいぶん開いています。

鑑定書はドライブレコーダーの機械的不備から起こるタイムラグを修正したうえで詳細なタイムレコード

を作成したもののはずです。甲 8 号証 8 の実況見分調書は、検察の意を受けてあらためて、その詳細なタイムレコードに基づき、事故車とは別の用意された車で実況見分し作成されたものですから、実際には甲 8 号証 7 の鑑定書の原形となっている鑑定書が存在し、それは当然、甲 8 号証 8 の作成日以前に作成されたものであるはずです。本来なら、その原形である鑑定書と甲 8 号証 8 の実況見分調書がセットになって証拠として提出されるのが自然な形でしょう。ところが原形の鑑定書にどんな不具合があったものか、わざわざ作り直させているわけです。しかも、作成日の 3 月 26 日といえば、MK の起訴と TK の略式起訴の決定通知がともに 3 月 19 日付で、その後裁判所へ提出するべき証拠資料の精査段階でなんらか補正する必要があり作成されたものらしいということになります。

しかし、さきの甲 8 号証 5 の付焼刃的作成も、この鑑定書の補正作成も、大切な事実関係を意図的に歪めるようなそんな問題ではないでしょう。取るに足らないことなのだろうと推測します。

私が問題にしたいのは、甲 8 号証 7 の実況見分調書が昨年 9 月 17 日付で作成されたものであり、その作成が甲 8 号証 3 及 4 と同様に西署でなされ、その担当者もすべて同じ T 何某であったということです。これはお確かめください。どうやら T 何某は科学捜査班の一員であり且つ西署に配属されている署員であったのではないかと推量されます。

N 副検事から担当を引継いだ O 副検事が私どもに強く印象づけようとしたのは、ドライブレコーダーを精査したうえで、あらためて行った実況見分であり、その実施された時期も、ごく直近、早くとも昨年 12 月あるいは今年に入った 1 月中のことかと推量されるような物言いだったのですが、なんのことはない昨年 9 月段階でとっくに出来ていたものだった。それも私どもは当然、当初よりこの事件の捜査を担当してきた者たちとはまったく別の手によってなされたものとばかり受けとめていたのですが、同一人の手になるものだったということです。

こんなことでは、当初からの実況見分調書に事実関係を補完し強固にするものとはなっても、そこから矛盾するような新事実など出てこようはずはありません。

「府警から再捜査の報告が上がってきたので、11 月中あるいは遅くとも 12 月には、審判を下せるだろう」と、私が O 副検事から電話で報告を受けたのは昨年 11 月 9 日でした。ところが待てど暮らせど、年が明けてもなんの音沙汰もありません。結局のところ、次に連絡を受けたのは 3 月に入って 10 日でした。「審理報告のため 15 日に来られたし」と。

それより先、TK が呼出しに応じて出頭したのが受験を了えた 2 月 16 日、この日彼は略式起訴を受け容れ最終調書に署名押印したのでしょう。

そして MK の出頭が 3 月 9 日、公判請求する旨を伝えられ、同意書に署名しています。

11 月の初めに再捜査書類の上ってきたものが、なぜ年度末の 3 月に至るまで、4 ヶ月も徒らに処分決定を待たねばならなかったのか、私としてはやはり奇異に感じざるを得ません。

K さんには、「それは邪推に過ぎましょう」と一笑に付されるかもしれませんが、どうしても私は、ここで TK の医師免許受験日程と、このタイムラグを重ねてみたくなります。

試験実施日が、2 月 13、14、15 日の三日間、合格発表が、3 月 29 日、試験の応募期間は、厚労省発表の 23

年度実施分が、22年11月15日から12月3日迄となっており、ほぼ同時期、昨年11月中旬から12月初旬の間だったでしょう。

11月には上がっていた再捜査資料を、3月の年度内ぎりぎりまで引っ張って、処分決定をし、それぞれ略式起訴と起訴の手続きを完了させる、はたしてここには作為の一片もなかったのか。

T Kには格別の情実がはたらいている、それをはたらかせる力がTサイドにはある、ということに思い到らざるをえないのです、結局は。

重ねてなんとも言いますが、私は在日にはなんの偏見も持っていません。もちろん日本の問題、歴史の負の遺産としての在日問題には、私なりに相応の関心はあります。この年になって偶々集英社新書の小熊英二・姜尚中編「在日一世の記憶」を読んでおったくらいですから。これはちょっとした大部の著です。52人も在日一世たちひとりひとりの貴重な語りですから、ずしりとずいぶん重いものでした。

最後に、昨日も言いましたように、やはり私としては、これ以上法廷での証言などを求める気は毛頭ありませんが、まったく個人的に、しかし事の本質において問題解決のために、MKとT Kと私と三者で、ドライブレコーダーを見る事が出来るか、と。

最終的に事実関係はどうでもよいことなのです、RYOUKOにだって落ち度はあるのです、私はMKに確かめています、あの交差点で右折することを彼女が求めたのだということ、彼女がシートベルトをしていなかったことを。

Kさんは、私刑のようだと言われましたが、私はそうは思いません。彼が昨日どれほどの覚悟をもってあの場に現れたかはよく判りませんが、これまでのように逃げ回らないで、一身をもって事にあられ、ということなのです。それだけの気概を示せる場面は、では他にどんな場面が想定できるのでしょうか。

Ikuyoは、息子のDaisukeとともに迎えるから、T K独りでお参りにお出でなさい、と言いましたが、これはこれでよく判ります。赦しの論理です。あえていえばカタルシス—浄化の論理です。

墓前にあるいは仏前に、互いに涙して洗い清めましょう、これからもずっと怨みを抱きながら生きることほど悲しくも過酷なことはないのですから。

10. 9. 14 林田鉄 拝

Soulful Days 52 和解案提示さる

10. 10. 06

昨夕、K弁護士からの封書が届いた。

書面は、10月4日付、大阪地裁から和解案が提示された、その写しであった。A4紙3枚、第一面は「事務連絡」と表題され、それぞれ原告代理人と被告代理人宛とが並記され、「頭書の事件について、別紙のとおり和解案を送信します。」とあるから、各弁護士宛にFAXで送信されたものらしい。いまどきはこういう重要事項まで封書ではなくFAXで事足りるとは、少々驚かされる。

和解案本文は二葉、請求の項目が列記され、項目ごとに原告の主張と和解案の提示額が並記され、その算定根拠や理由が付されているといった仕様で、ずいぶんと判りやすく合理的な体裁に、これまた些か驚かされ

る。

提示の額については特段の感慨はない。

この事故がここまで争わなければならなかったのはもっと別次の理由があったことだし、これを一個の命の値段と受けとめるような愚を犯せば、またまた自ら不条理の底に沈み込んでいくだけだ。

さらに客観的にみるならば、この提示額は、予想されえた範囲内とはいえ、おそらくその上限に匹敵するものだった、といえるのだろう。

そんなことよりも、私の心を捉えたのは、末尾に付された一文である。

「本件事故は、別冊判例タイムズ 16 号 133 ページ〈60〉図に該当する事案である。基本的な過失割合は、直進車 2 割、対抗右折車 8 割であるけれども、被告 T K が対抗右折車の前照灯を認識していたにもかかわらず、特段の注意を払っていないことも斟酌し、本件事故における過失割合（負担割合）は、被告 T K 側 3 割、M K 側 7 割とする和解案を提案する。」

8：2 が 7：3 へと、たかが右と左で 1 移動しただけとはいえ、この過失評価がなされたことは大きい。刑事の法廷ではどうにもならなかったことが、ここで一矢報いえたのは、我々にとっても、また M K にとっても、僅かな慰めとも、救いともなるだろう。

Soulful Days 53 これ以て終り…？

10. 12. 15

先の 11 月 29 日午後 2 時、損害賠償請求の民事訴訟における最後の公判期日。

この日も前々回に続いて、一方の被告 T K 本人が出席した。無論、過保護な親の意向が強く働いていたこととはいえ、これまでは親任せ、代理人任せにしていた訴訟ごと万事が、最後の最後になって、和解調停の解決へと運ぶ関門として、遺族と対面して直々に詫びの言葉を、という裁判官からの要請によって、やむなく公判の席に臨んだ 9 月のときから、自己の社会的責任において否応もなく逃れえぬ最低限のこと、そんな場面に初めて彼は立たされた訳だし、その延長として自ら出席することを選択して来たのだろう。

数日後、K 弁護士から、この日の公判で成立した和解条項の、正本の写しが送られてきた。

「和解条項」

1 被告両名は、原告らに対し、本件交通事故に基づく損害賠償債務として、連帯して、既払金を除き、合計×××万円の支払義務があることを認める。

2 被告両名は、原告らに対し、連帯して、前項の金員を平成 22 年 12 月 30 日限り、原告ら代理人の指定する下記記載の銀行口座に振込んで支払う。ただし、振込手数料は被告両名の負担とする。

3 被告 O M タクシー株式会社と被告 T K とは、本件事故の過失割合が、訴外 M K 7 割、被告 T K 3 割であることを相互に確認する。

4 原告らは、被告両名に対するその余の請求をいずれも放棄する。

5 原告ら、被告両名及び利害関係人は、原告らと被告両名との間及び原告らと利害関係人株式会社 N G との間において、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に

確認する。

7 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

これで刑事民事双方に及んだ訴訟事は、すべて終り、幕は降りたのだ。

RYOUKO がその命を落とすこととなった事故の顛末は、顛末という限りにおいては、その事故の当事者、MKとTK双方の、それぞれの向後の人生に降りかかる輓の重さ、その軽重に、その明暗に、どう考えても不条理としか思えぬ大きな差違を残しながらも、すべて終わったのである。

そしてわれわれ遺族、同じ遺族とはいえ母の Ikuyo と父の私は、すでに一つの家族として共にはなく、Ikuyo には Ikuyo の孤独な輓が、生きている限り逃れえぬものとしてのしかかり、ただひたすら哭くしかない日々がずっと続くのだろう。

そう、彼女には、
同じ〈な〉く行為だとしても、〈哭〉という表記がふさわしい、
と思われる。

————— そして、私はといえば……

2010. 12. 16 午前4時40分稿了

詩人田村隆一の「四千の日と夜」のなかに

一篇の詩を生むためには、
われわれはいとしいものを殺さなければならない
これは死者を甦らせるただひとつの道であり
われわれはその道を行かなければならない

という四行がある。

詩と死——

不慮の事故、逆縁の死
などという災禍が降り来たった
その母は、また、その父は
語るべき言葉など、ほんとうはなにもない
ただ、それぞれの残された生に
言葉にはなりえぬ、無言の詩を刻みつけるだけなのだ。

SOULFUL DAYS

逆縁 -或る交通事故の顛末-

2011年1月15日発行 私家版非売品

著者&発行人 林田 鉄

〒559-0012 大阪市住之江区東加賀屋 1-7-9-505

Tel & Fax 06-6683-8685

<http://homepage2.nifty.com/shihohkan/>

印刷・製本 (株)国際印刷出版研究所